

○ 金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令（平成十六年内閣府令第六十七号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章〜第四章の二 略」</p> <p>第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置（第百条の二―第百条の三十七）</p> <p>第四章の四 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置</p> <p>第一節 組織再編成等実施計画等の認定等（第百一条―第百十五条の四）</p> <p>第二節 共同化措置実施計画の認定等（第百十五条の五―第百十五条の十七）</p> <p>第五章 〔略〕</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>「第一章〜第四章の二 同上」</p> <p>第四章の三 金融機関等の経営基盤の強化のための措置の実施に関する特別措置（第百一条―第百十五条）</p> <p>第五章 〔同上〕</p> <p>附則</p>

(定義)

第一条 この府令において、「金融機関等」、「信用協同組合連合会」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「銀行等」、「金融組織再編成」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「対象子会社」、「経営強化計画」、「特定協同組織金融機関等」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「対象金融機関等」、「承継金融機関等」、「承継子会社」、「対象子会社等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成子会社」、「対象組織再編成子会社等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融機関」、「協同組織中央金融機関等」、「協同組織金融機関等」、「優先出資の引受け等」、「協同組織金融機能強化方針」、「特定事態」、「特例金融機関等」、「特例対象子会社」、「特例協同組織金融機関」、「特定特例協同組織金融機関」、「特別対象協同組織金融機関等」、「組織再編成等」、「組織再編成等実施計画」、「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」、「共同化措置実施計画」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「法」という。)

第二条 第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一項、第五条第一項、第十四条第一項、第二項若しくは第

(定義)

第一条 この府令において、「金融機関等」、「信用協同組合連合会」、「銀行持株会社等」、「株式等」、「株式等の引受け等」、「劣後特約付金銭消費貸借」、「金融組織再編成」、「協同組織中央金融機関」、「協同組織金融機関」、「対象子会社」、「経営強化計画」、「基準適合金融機関等」、「協定銀行」、「議決権制限株式」、「対象金融機関等」、「合併等」、「承継金融機関等」、「承継子会社」、「対象子会社等」、「特定組織再編成」、「組織再編成金融機関等」、「組織再編成銀行持株会社等」、「対象組織再編成子会社」、「対象組織再編成金融機関等」、「承継組織再編成子会社」、「対象組織再編成子会社等」、「対象協同組織金融機関」、「信託受益権等」、「取得優先出資等」、「経営強化指導計画」、「対象協同組織金融機関等」、「承継協同組織金融機関」、「協同組織中央金融機関等」、「協同組織金融機能強化方針」、「特別関係協同組織金融機関等」、「組織再編成等」、「実施計画」又は「協定」とは、それぞれ金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「法」という。)

第二条 第一項から第三項まで若しくは第五項から第八項まで、第四条第一項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十四條第一項、第二項若しくは第六項、第二十五條第一項、第二十七條第二項、第三十四條第一項若しくは第二項、第三十四條の二、

七項、第十五条第一項、第三項若しくは第四項、第十六条第一項、第二十四条第一項、第二項若しくは第六項、第二十五条第一項、第二十七条第二項、第三十四条第一項若しくは第二項、第三十四条の二第二項若しくは第三項、第三十四条の三第一項、第三十四条の九の二第一項若しくは第二項、第三十四条の九の四第一項、第三十四条の九の五第一項、第三十四条の九の七、第三十四条の十第一項、第三十四条の十五第一項、第三十四条の十六第一項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、信用協同組合連合会、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、銀行等、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、対象子会社、経営強化計画、特定協同組織金融機関等、基準適合金融機関等、協定銀行、対象金融機関等、承継金融機関等、承継子会社、対象子会社等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、承継組織再編成子会社、対象組織再編成子会社等、対象協同組織金融機関、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関、協同組織中央金融機関等、協同組織金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特定事態、特例金融機関等、特例対象子会社、特例協同組織金融機関、特定特例協同組織金融機関、特別対象協同組織金融機関等、組織再編成等、組織再編成等実施計画、基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画、共同化措置実施計画又は協定をいう。

第三十四条の三第一項若しくは第三項、第三十四条の十第一項又は第三十五条第一項に規定する金融機関等、信用協同組合連合会、銀行持株会社等、株式等、株式等の引受け等、劣後特約付金銭消費貸借、金融組織再編成、協同組織中央金融機関、協同組織金融機関、対象子会社、経営強化計画、基準適合金融機関等、協定銀行、議決権制限株式、対象金融機関等、合併等、承継金融機関等、承継子会社、対象子会社等、特定組織再編成、組織再編成金融機関等、組織再編成銀行持株会社等、対象組織再編成子会社、対象組織再編成金融機関等、承継組織再編成金融機関等、承継組織再編成子会社、対象組織再編成子会社等、対象協同組織金融機関、信託受益権等、取得優先出資等、経営強化指導計画、対象協同組織金融機関等、承継協同組織金融機関、協同組織中央金融機関等、協同組織金融機関等、優先出資の引受け等、協同組織金融機能強化方針、特別関係協同組織金融機関等、組織再編成等、実施計画又は協定をいう。

(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)

第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式を取得する金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 銀行(法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項、第十条の二第一項及び第百一条において同じ。)又は銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)

金融機関等の株式の取得により当該金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合(同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

二 長期信用銀行(法第二条第一項第二号に規定する長期信用銀行をいう。第十条の二第一項において同じ。)又は長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)

金融機関等の株式の取得により当該金融機関等を同法第十三条の二第二項に規定する子会社とする場合(同条第六項又は同法第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

三 信用金庫連合会 銀行(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により同法第一条第一項に規

(経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)

第二条 法第二条第六項第七号に規定する主務省令で定める場合は、次に掲げる株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。

一 銀行(法第二条第一項第一号に規定する銀行をいう。以下この項及び第十条の二第一項において同じ。)又は銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)

株式の交付を行う金融機関等を同法第二条第八項に規定する子会社とする場合(同法第十六条の二第四項又は第五十二条の二十三第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

二 長期信用銀行(法第二条第一項第二号に規定する長期信用銀行をいう。第十条の二第一項において同じ。)又は長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。第十条の二第一項において同じ。)

株式の交付を行う金融機関等を同法第十三条の二第二項に規定する子会社とする場合(同条第六項又は同法第十六条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。)

三 信用金庫連合会 株式の交付を行う銀行のうち金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)により

定する信託業務を営むものをいい、以下この項において「信託業務を営む銀行」という。）の株式の取得により当該銀行を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社とする場合（同法第五十四条の二十三第四項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

四 信用協同組合連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条第一項に規定する子会社とする場合（同法第四条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

五 労働金庫連合会 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十二条第五項に規定する子会社とする場合（同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）

六 農林中央金庫 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。） 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律

同法第一条第一項に規定する信託業務を営むもの（以下この項において「信託業務を営む銀行」という。）を信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第三十二条第六項に規定する子会社とする場合（同法第五十四条の二十三第四項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

四 信用協同組合連合会 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第四条第一項に規定する子会社とする場合（同法第四条の四第三項の規定により内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

五 労働金庫連合会 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第三十二条第五項に規定する子会社とする場合（同法第五十八条の五第三項の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣の認可を必要とする場合に限る。）

六 農林中央金庫 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第二十四条第四項に規定する子会社とする場合（同法第七十二条第四項の規定により農林水産大臣及び内閣総理大臣の認可を必要とする場合に限る。）

七 農業協同組合連合会（法第二条第一項第十号に規定する農業協同組合連合会をいう。） 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）第十一条の

第三百三十二号) 第十一条の二第二項に規定する子会社とする場合(同法第十一条の六十六第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。)

八 漁業協同組合連合会(法第二条第一項第十一号に規定する漁業協同組合連合会をいう。) 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十二条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社とする場合(同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。)

九 水産加工業協同組合連合会(法第二条第一項第十二号に規定する水産加工業協同組合連合会をいう。) 信託業務を営む銀行の株式の取得により当該信託業務を営む銀行を水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社とする場合(同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。)

〔項を削る。〕

二第二項に規定する子会社とする場合(同法第十一条の六十六第四項の規定により同法第九十八条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。)

八 漁業協同組合連合会(法第二条第一項第十一号に規定する漁業協同組合連合会をいう。) 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第九十二条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社とする場合(同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。)

九 水産加工業協同組合連合会(法第二条第一項第十二号に規定する水産加工業協同組合連合会をいう。) 株式の交付を行う信託業務を営む銀行を水産業協同組合法第九十二条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社とする場合(同法第九十二条第一項において準用する同法第八十七条の二第四項の規定により同法第二百二十七条第一項に規定する行政庁の認可を必要とする場合に限る。)

2||

前項第一号から第四号までの規定は、法第二条第六項第八号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、前項中「株式の交付により当該株式を取得する当該他の金融機関等の区分に応じ」とあるのは、「株式の交付により当該株式を取得する金融機関等の区分に応じ」と読み替えるものとする。

(経営強化計画の提出)

第三条 法第四条第一項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。第十一条を除き、以下この章において同じ。）又は対象子会社は、別紙様式第一号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（対象子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含み、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 「略」

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等（貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）をいう。以下同じ。）、当該日における自己資本比率を記載した書面、株主資本等変動計算書（関連する注記を含み、協同組織中央金融機関（法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この章、第四章、第四章の三及び第四章の四において同じ。）及び協同組織金融機関（同条第一項第三号、第四章、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章、第四章、第四章の三及び第四章の四において同じ。）においては、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書をいう。以下「株主資本等変動計算書等」という。）、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

「三・四 略」

(経営強化計画の提出)

第三条 「同上」

一 「同上」

二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等（貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）をいう。以下同じ。）、当該日における自己資本比率を記載した書面、株主資本等変動計算書（関連する注記を含み、協同組織中央金融機関及び協同組織金融機関においては、剰余金処分計算書又は損失金処理計算書をいう。以下「株主資本等変動計算書等」という。）、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

「三・四 同上」

五 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。以下同じ。））、社外監査役（同条第十六号に規定する社外監査役をいう。以下同じ。）又は員外監事である場合にあつてはその旨（当該員外監事が独立員外監事（法第四条第一項第四号に規定する監事をいう。以下この章及び第四章において同じ。）である場合にあつては、その旨）を記載した書面を含み、当該役員又は役員となるべき者が法人である場合にあつては当該法人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書を含む。以下この章、第四章及び第四章の四において同じ。））、当該金融機関等又は対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の同項第三号、第四号及び第七号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（以下「令」という。））第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

〔六〇十四 略〕

2

〔略〕

（法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第五条 〔①〕法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 員外監事（第三条第二項に規定する員外監事をいう。以下同じ

五 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が社外取締役（会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十五号に規定する社外取締役をいう。）、社外監査役（同条第十六号に規定する社外監査役をいう。）又は員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含み、当該役員又は役員となるべき者が法人である場合にあつては当該法人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書を含む。以下同じ。））、当該金融機関等又は対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令（以下「令」という。））第四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

〔六〇十四 同上〕

2

〔同上〕

（法第四条第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第五条 「項を加える。」

。)であること。

二 経営強化計画を提出する特定協同組織金融機関等（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限り、以下同じ。）と取引関係（預金に係るものを除く。次号において同じ。）がある者であつて当該特定協同組織金融機関等の主要な取引先であるもの（当該特定協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

三 経営強化計画を提出する特定協同組織金融機関等と取引関係がある者であつて当該特定協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの（当該特定協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

2] 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項（特定協同組織金融機関等にあつては、第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項並びに一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項）とする。

「一〇六 略」

（法第四条第一項第七号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策（特定特例協同組織金融機関（法第二条第一項第三

①] 法第四条第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

「一〇六 同上」

（法第四条第一項第七号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第九条 法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策（法附則第十一条第一項第四号及び第十六条第一項

号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。及び特別対象協同組織金融機関等（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）にあつては、次に掲げる方策（第二号ハに掲げる方策を除く。）並びに特定事態により経営基盤又は生活基盤に損害を受けた者その他の特定事態によつて影響を受けた者（以下単に「特定事態の影響を受けた者」という。）への信用供与の状況及び特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策）とする。

〔一・二 略〕

三 次に掲げる方策その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

〔イ〜ニ 略〕

（健全な自己資本の状況にある旨の区分）

第十条の二 法第五条第一項第六号に規定する主務省令で定める健全な自己資本の状況にある旨の区分は、次の各号に掲げる金融機関等（銀行持株会社等を含む。以下この項において同じ。）の種類に応じ、当該各号に定める区分をいう。

〔一〜六 略〕

七 前各号に規定する金融機関等（金融組織再編成又は組織再編成等（法第三十四条の十第一項第八号に掲げる行為を除く。）を実施するものに限る。）であつて、当該各号に定める区分に該当し

第二号に規定する法第四条第一項第七号に規定する主務省令で定めるものについては、次に掲げる方策（第二号ハを除く。）並びに被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災（法附則第八条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）からの復興に資する方策）とする。

〔一・二 同上〕

三 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

〔イ〜ニ 同上〕

（健全な自己資本の状況にある旨の区分）

第十条の二 〔同上〕

〔一〜六 同上〕

〔号を加える。〕

ないもの 当該金融組織再編成又は組織再編成等により該当することとなる金融機関等の種類に応じ、当該各号に定める区分に該当すると見込まれること。

〔2～9 略〕

〔条を削る。〕

〔2～9 同上〕

（優先出資に係る資本準備金等の額の減少等の認可の申請）

第十四条の二 優先出資発行対象金融機関等（法第八条の二に規定する優先出資発行対象金融機関等をいい、法第一条第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。）は、法第八条の二（法第十七条第八項、第二十八条第三項及び第三十四条の六第三項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による資本準備金又は法定準備金（協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第二条第八項に規定する法定準備金をいう。以下この条において同じ。）の額の減少及び剰余金の額の増加の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 減少する資本準備金又は法定準備金の額及び消却後の優先出資の口数を記載した書面
- 三 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等其他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 四 その他法第八条の二の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第十五条 法第九条第一項(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

2 「略」

「項を削る。」

(法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十六条 法第九条第二項第一号(法第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第九条第三項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第十七条 金融庁長官は、法第九条第一項の規定による承認をしたと

(法第九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第十五条 法第九条第一項(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

「一〇三 同上」

2 「同上」

3|| 法第九条第一項の規定により提出する変更後の経営強化計画の実施期間の終了の日は、変更前の経営強化計画の実施期間の終了の日とする。

(法第九条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第十六条 法第九条第二項第一号(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第九条第三項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第十七条 金融庁長官は、法第九条第一項の規定による承認をしたと

きは、同条第三項（法第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第十五条第二項第一号に掲げる書類（法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

（法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）
第十八条 法第十条第一項（法第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向（協同組織中央金融機関又は協同組織金融機関にあつては、法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 金融庁長官は、法第十条第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第三項（法第十三条第四項

きは、同条第三項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画を提出した金融機関等（当該変更後の経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該変更後の経営強化計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第十五条第二項第一号に掲げる書類（法第四条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては、第三条第一項第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

（法第十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告）
第十八条 法第十条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定による経営強化計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画に記載した各種の指標の動向（協同組織中央金融機関又は協同組織金融機関にあつては、法第四条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末日における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 金融庁長官は、法第十条第一項の規定により経営強化計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第三項（法第十三条第四項

並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。
）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った金融機関等又は銀行持株会社等若しくはその対象子会社等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十九条 法第十二条第一項（法第十三条第四項並びに第十四条第十項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項、第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）若しくは第十四条第十項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該金融機関等が当該実施期間内に法第十三条第三項若しくは第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつ

（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った金融機関等又は銀行持株会社等若しくはその対象子会社等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第十二条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第十九条 法第十二条第一項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第二十一条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第四条第一項、第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）若しくは第十四条第十項の規定により提出したもの、法第九条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第十二条第一項若しくは第十四条第三項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該金融機関等が当該実施期間内に法第十三条第三項若しくは第十四条第十項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで）に、別様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化

ては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

「一〇三 略」

2 「略」

(法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第二十条 法第十二条第二項第一号(法第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第十二条第五項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第四条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第五条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等に係る取得株式等(法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(法第十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。)の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあっては、この限りでない。

「一〇三 同上」

2 「同上」

(法第十二条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第二十条 法第十二条第二項第一号(法第十三条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第十二条第五項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第二十一条 金融庁長官は、法第十二条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項（法第十三条第四項並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第三条第一項第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第二十二条 法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条及び次条において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいい、法第十四条第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇八 略」

第二十一条 金融庁長官は、法第十二条第一項の規定による承認をしたときは、同条第五項（法第十三条第四項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る経営強化計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第三条第一項第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第十三条第一項等の規定による株式交換等の認可）

第二十二条 法第十三条第一項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。）の規定による株式交換等（法第十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条、次条、附則第四条第三号及び第三十九条第三号において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（法第十三条第一項に規定する発行金融機関等をいい、法第十四条第三項の規定による承認を受けた承継金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第八項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇八 同上」

(法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第二十三条 法第十三条第三項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、同条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号に規定する会社と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社に係る第三条第一項第二号に掲げる書類（当該会社が株式移転設立完全親会社（法第二条第六項第二号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。第五十九条及び第六十条において同じ。）である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類）

〔二・三 略〕

2 法第十三条第三項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第五条第二項第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3 法第十三条第三項第二号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇三 略〕

(法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第二十三条 法第十三条第三項（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）に規定する会社と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社に係る第三条第一項第二号に掲げる書類（当該会社が株式移転設立完全親会社（会社法第七百七十三条第一項第一号に規定する株式移転設立完全親会社をいう。第五十九条及び第六十条において同じ。）である場合にあつては、自己資本比率その他の当該設立後における財務の状況を知ることができる書類）

〔二・三 同上〕

2 法第十三条第三項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第五条第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3 法第十三条第三項第二号（法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

〔一〇三 同上〕

(法第十三条第四項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第二十四条 金融庁長官は、法第十三条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第四項において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)の商号、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された前条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第十四条第一項等の規定による合併等の認可)

第二十五条 法第十四条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定による合併等(法第十四条第一項に規定する合併等をいう。第四章を除き、以下同じ。)の認可を受けようとする対象金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇八 略」

(法第十四条第十項の規定による経営強化計画の提出)

第二十九条 「略」

(法第十三条第四項等において準用する法第六条の規定による経営強化計画の公表)

第二十四条 金融庁長官は、法第十三条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、同条第四項(法第十四条第十二項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。)の商号、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された前条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第十四条第一項等の規定による合併等の認可)

第二十五条 法第十四条第一項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定による合併等の認可を受けようとする対象金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。)又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇八 同上」

(法第十四条第十項の規定による経営強化計画の提出)

第二十九条 「同上」

2 法第十四条第十項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第
五条第二項第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3 「略」

(法第十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営
強化計画の公表)

第三十条 金融庁長官は、法第十四条第三項の規定による承認をした
ときは、同条第十一項において準用する法第六条の規定により、当
該承認の日付、当該承認に係る経営強化計画を提出した承継金融機
関等又は承継子会社（当該経営強化計画を当該承継子会社と連名で
提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化
計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十六条第一項第
一号に掲げる書類を公表するものとする。

(基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出)

第三十二条 法第十六条第一項前段の規定により経営強化計画を提出
する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号ま
でに掲げる金融機関等を除く。第六号、第四十二条、第四十八条第
二項第三号ハ及び第五十条を除き、以下この章において同じ。）は
、別紙様式第二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（
当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があ
る場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号か
ら第三号までに掲げる書類を含む、当該組織再編成銀行持株会社等

2 法第十四条第十項第一号に規定する主務省令で定めるものは、第
五条第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3 「同上」

(法第十四条第十一項において準用する法第六条の規定による経営
強化計画の公表)

第三十条 金融庁長官は、法第十四条第三項の規定により経営強化計
画の提出を受けたときは、同条第十一項において準用する法第六条
の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画を提出した承継
金融機関等又は承継子会社（当該経営強化計画を当該承継子会社と
連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経
営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第二十六条第
一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(基本計画提出金融機関等による経営強化計画の提出)

第三十二条 「同上」

と連名のものに限る。)を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社(法第十三条第一項に規定する株式交換完全子会社をいう。第四十八条第二項第三号ロ及び第百条の六第五号において同じ。)となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等に該当することとなる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、同号に規定する金融機関等が当該他の金融機関等に該当することとなる金融機関等の株式を取得することを証する書面

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書(新たに役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が社外取締役、社外監査役又は員外監事である場合にあつてはその旨(当該員外監事が独立員外監事(法第十六条第一項第五号イに規定する監事をいう。第三十四条第二項において同じ。)

である場合にあつては、その旨)を記載した書面を含み、当該役員又は役員となるべき者が法人である場合にあつては当該法人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書を含む

「一〇四 同上」

五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全子会社をいう。第四十八条第二項第三号ロ、附則第七条第五号及び第四十二条第五号において同じ。)となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の交付を行う金融機関等が経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の交付を行うことを証する書面

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合における役員の履歴書(経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあつては、その旨を記載した書面を含む。第四十八条第二項第四号、附則第七条第七号及び第四十二条第七号において同じ。)、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面(当該金融機関等又は当該

み、経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事である場合にあつてはその旨（当該員外監事が同令第二十五条第五号に規定する独立員外監事である場合にあつては、その旨）を記載した書面を含む。以下この章において同じ。）
、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含む、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては法第十六条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のため

金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が他の金融機関等又は労働金庫（新たに設立されるものを含む。）の自己資本の充実のために法第十五条第一項又は第二項の申込みをする場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において部門別の損益管理がされていること（当該他の金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあつては、当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされること）を証する書面）その他の法第十六条第一項第四号に掲げる事項（当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第十五条第一項又は第二項の申込みをしない場合にあつては令第十二条第二号に掲げる事項を含む、当該金融機関等又は労働金庫が新たに設立されるものである場合にあつては法第十五条第一項第五号イ及びロ並びに令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項を含む。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

めの準備の状況を示す書類

〔八〇十四 略〕

(法第十六条第一項第五号イの責任ある経営体制の確立に関する事項)

第三十四条 〔①〕法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2 法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定めるものは、
第五條第二項各号に掲げる事項(特定協同組織金融機関等にあつては、同項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項並びに一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項)とする。

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第四十八条 法第十九条第一項(法第二十三条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

〔一〇三 略〕

2 法第十九条第一項前段の規定により変更後の経営強化計画を提出する金融機関等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類(

〔八〇十四 同上〕

(法第十六条第一項第五号イの責任ある経営体制の確立に関する事項)

第三十四条 「項を加える。」

〔①〕 法第十六条第一項第五号イに規定する主務省令で定めるものは、第五條各号に掲げる事項とする。

(法第十九条第一項等の規定による経営強化計画の変更)

第四十八条 法第十九条第一項(法第二十三条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

〔一〇三 同上〕

2 法第十九条第一項前段(法第二十三条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及

当該変更後の経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

「一・二 略」

三 法第十六条第一項第三号に掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更であるときは、次に掲げる書類

「イ・ロ 略」

ハ 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等に該当することとなる金融機関等が変更後の経営強化計画を提出するときは、同号に規定する金融機関等が当該他の金融機関等に該当することとなる金融機関等の株式を取得することを証する書面

ニ 「略」

「四〇七 略」

「項を削る。」

(法第十九条第三項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第四十九条 法第十九条第三項第一号(法第二十三条第五項並びに第

び第十二項において準用する場合を含む。)の規定により変更後の経営強化計画を提出する金融機関等は、当該変更後の経営強化計画に次に掲げる書類(当該変更後の経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあっては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ・ロ 同上」

ハ 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の交付を行う金融機関等が変更後の経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の交付を行うことを証する書面

ニ 「同上」

「四〇七 同上」

3|| 法第十九条第一項の規定により提出する変更後の経営強化計画の実施期間の終了の日は、変更前の経営強化計画の実施期間の終了の日とする。

(法第十九条第三項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)

第四十九条 法第十九条第三項第一号(法第二十三条第五項(法第二

二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定(法第十九条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあってはコア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

「一〇四 略」

(法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第五十二条 金融庁長官は、法第十九条第一項の規定による承認をしたとき又は同条第五項において準用する法第十七条第六項若しくは第七項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、法第十九条第五項(法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該承認又は提出に係る経営強化計画(変更後の経営強化計画を含む。以下この条において同じ。)を提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した

十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、法第十七条第一項の規定による決定(法第十九条第一項の規定による承認を含む。以下この条において同じ。)を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う前において経営強化計画の変更をする場合にあっては次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとし、法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った後において経営強化計画の変更をする場合にあってはコア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

「一〇四 同上」

(法第十九条第五項等において準用する法第六条の規定による変更後の経営強化計画の公表)

第五十二条 金融庁長官は、法第十九条第一項の規定による承認をしたとき又は同条第五項において準用する法第十七条第六項若しくは第七項の規定により経営強化計画の提出を受けたときは、法第十九条第五項(法第二十三条第五項(法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。)並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)において準用する法第六条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該承認又は提出に係る経営強化計画(変更後の経営強化計画を含む。以下この条において同じ。)を

銀行持株会社等を含む。)の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第四十八条第二項第一号に掲げる書類(法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第三十二条第一号に掲げる書類を含む、同項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第三十二条第一号及び第四十八条第二項第五号ロに掲げる書類を含む、法第十九条第五項において準用する法第十七条第六項又は第七項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合にあつては第四十五条第一号に掲げる書類とする。)を公表するものとする。

(法第二十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告)

第五十三条 法第二十条第一項(法第二十二条第四項(法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による経営強化計画又は経営計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画又は経営計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画又は当該経営計画に記載した各種の指標の動向(協同組織中央金融機関又は協同組織金融機関にあつては、法第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における

提出した金融機関等(当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。))の商号又は名称、当該経営強化計画の内容及び当該経営強化計画に添付された第四十八条第二項第一号に掲げる書類(法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第三十二条第一号に掲げる書類を含む、法第十六条第一項第五号ハ又はニに掲げる事項の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては第三十二条第一号及び第四十八条第二項第五号ロに掲げる書類を含む、法第十九条第五項において準用する法第十七条第六項又は第七項の規定により経営強化計画の提出を受けた場合にあつては第四十五条第一号に掲げる事項とする。)を公表するものとする。

(法第二十条第一項等の規定による経営強化計画の履行状況の報告)

第五十三条 法第二十条第一項(法第二十二条第四項(法第二十三条第五項(法第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)、第二十三条第五項(法第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の規定による経営強化計画又は経営計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画又は経営計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画又は当該経営計画に記載した各種の指標の動向(協同組織中央

動向を除く。)について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 金融庁長官は、法第二十条第一項の規定により経営強化計画又は経営計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第三項（法第二十三条第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十四条 法第二十二條第一項前段（法第二十三條第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九條第五項において準用する場合を含む。）、第二十三條第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項（法第二十三條第五項並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。以下同じ。）若しくは第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）の規

金融機関又は協同組織金融機関にあつては、法第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における動向を除く。)について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。

2 金融庁長官は、法第二十条第一項の規定により経営強化計画又は経営計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第三項（法第二十三条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った金融機関等の商号又は名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第二十二條第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十四条 法第二十二條第一項前段（法第二十三條第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画（法第十六条第一項、第十七条第七項（法第十九條第五項において準用する場合を含む。）、第二十三條第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第二十四条第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項（法第二十三條第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条第十一項及び第十二項におい

定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三条第三項若しくは第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等(法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章及び第百条の九第二号において同じ。)又は取得貸付債権(法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章及び同号において同じ。))の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

〔一〇四 略〕

2
〔略〕

て準用する場合を含む。以下同じ。)若しくは第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による承認を受けたものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三条第三項若しくは第二十四条第九項の規定により経営強化計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで)に、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類(当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等がある場合にあつては、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等(法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この章において同じ。)又は取得貸付債権(法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。以下この章において同じ。))の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

〔一〇四 同上〕

2
〔同上〕

(法第二十二條第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)
第五十五條 法第二十二條第二項第一号(法第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)
に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又は
コア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下する
こととする。

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第五十六條 法第二十二條第三項前段(法第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)
の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している
経営強化計画(法第十六條第二項若しくは第三項、第十七條第六項若
しくは第七項(これらの規定を法第十九條第五項において準用する
場合を含む。)、第二十三條第三項若しくは第二十四條第九項の規
定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受け
た変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項
(同條第六項において準用する場合を含む。)
の規定による承認を受けたものをいう。)
又は経営計画(法第二十二條第三項(法第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)
次条において同じ。)、第二十三條第四項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第二十四條第五項(同條第六項において準用する場合

(法第二十二條第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準)
第五十五條 法第二十二條第二項第一号(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。)
並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)
に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第二十二條第三項等の規定による経営計画の提出)

第五十六條 法第二十二條第三項前段(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。)
並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)
の規定により経営計画を提出する金融機関等は、その実施している経営強化計画(法第十六條第二項若しくは第三項、第十七條第六項若しくは第七項(これらの規定を法第十九條第五項において準用する場合を含む。)
(法第二十三條第三項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))
若しくは第二十四條第九項の規定により提出したもの、法第十九條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第二十二條第一項若しくは第二十四條第三項(同條第六項において準用する場合を含む。)
の規定による承認を受けたものをいう。)
又は経営計画(法第二十二條第三項(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。)
並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)
次条にお

を含む。)又は同条第十項の規定により提出したものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三条第四項若しくは第二十四条第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるとき又は同条第一項(同条第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前までに、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第二項又は第三項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

「一(三) 略」

2 法第二十二條第三項第四号(法第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 第五條第二項第一号から第四号までに掲げる事項

いて同じ。)、第二十三條第四項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)、第二十四條第五項(同條第六項において準用する場合を含む。))又は同條第十項の規定により提出したものをいう。)の実施期間の終了の日から三月以内(当該金融機関等が当該実施期間内に法第二十三條第四項若しくは第二十四條第十項の規定により経営計画を提出することが見込まれるとき又は同條第一項(同條第六項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前までに、別紙様式第四号により作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第十六条第二項又は第三項の規定により提出された経営強化計画に係る法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより株式等の引受け等を行った組織再編成金融機関等又は組織再編成銀行持株会社等に係る取得株式等又は取得貸付債権の全部につきその処分をし、又は償還若しくは返済を受けた場合にあつては、この限りでない。

「一(三) 同上」

2 法第二十二條第三項第四号(法第二十三條第五項(法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。))並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 第五條第一号から第四号までに掲げる事項

二 「略」

3 法第二十二條第三項第五号（法第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一」三 略」

（法第二十二條第四項等において準用する法第六條の規定による経営強化計画等の公表）

第五十七條 金融庁長官は、法第二十二條第一項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第三項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第四項（法第二十三條第五項並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六條の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第三十二條第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第二十三條第一項等の規定による株式交換等の認可）

第五十八條 法第二十三條第一項（法第二十四條第十二項において準

二 「同上」

3 法第二十二條第三項第五号（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一」三 同上」

（法第二十二條第四項等において準用する法第六條の規定による経営強化計画等の公表）

第五十七條 金融庁長官は、法第二十二條第一項の規定により経営強化計画の承認をしたとき又は同条第三項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第四項（法第二十三條第五項（法第二十四條第十二項において準用する場合を含む。）並びに第二十四條第十一項及び第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六條の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号又は名称、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第三十二條第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第二十三條第一項等の規定による株式交換等の認可）

第五十八條 法第二十三條第一項（法第二十四條第十二項において準

用する場合を含む。以下同じ。）の規定による株式交換等（法第二十三条第一項に規定する株式交換等をいう。以下この章において同じ。）の認可を受けようとする発行組織再編成金融機関等（法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいい、法第二十四条第三項の規定による承認を受けた承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇八 略」

（法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十九条 法第二十三条第三項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号に規定する会社と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 略」

用する場合を含む。以下同じ。）の規定による株式交換等（法第二十三条第一項に規定する株式交換等をいう。附則第四条第三号及び第三十九条第三号を除き、以下同じ。）の認可を受けようとする発行組織再編成金融機関等（法第二十三条第一項に規定する発行組織再編成金融機関等をいい、法第二十四条第三項の規定による承認を受けた承継組織再編成金融機関等であつて協定銀行が現に保有する取得株式等である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等（同条第七項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇八 同上」

（法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第五十九条 法第二十三条第三項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。第六十一条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する金融機関等は、法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等の日から二週間以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する同条第三項第一号（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十一条において同じ。）に規定する会社と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇四 同上」

2 法第二十三条第三項第一号に規定する主務省令で定めるものは、
第五條第二項第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3 法第二十三条第三項第二号に規定する主務省令で定める事項は、
次に掲げる事項とする。

「一、三 略」

（法第二十三条第五項等において準用する法第六條の規定による経営強化計画等の公表）

第六十一条 金融庁長官は、法第二十三条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたとき又は同条第四項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第五項において準用する法第六條の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第五十九条第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第二十四条第三項等による経営強化計画の提出）

第六十三条 法第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等（法第二條第一

2 法第二十三条第三項第一号に規定する主務省令で定めるものは、
第五條第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3 法第二十三条第三項第二号（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一、三 同上」

（法第二十三条第五項等において準用する法第六條の規定による経営強化計画等の公表）

第六十一条 金融庁長官は、法第二十三条第三項の規定により経営強化計画の提出を受けたとき又は同条第四項の規定により経営計画の提出を受けたときは、同条第五項（法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）において準用する法第六條の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画又は経営計画を提出した金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。）の商号、当該経営強化計画又は経営計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第五十九条第一項第一号又は前条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第二十四条第三項等による経営強化計画の提出）

第六十三条 法第二十四条第三項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する承継組織再編成金融機関等（法第二條第一

項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。
以下この章及び第百条の九第二号において同じ。）又は承継組織再編成子会社は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次掲げる書類（承継組織再編成子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等に係る次に掲げる事項を記載した書面

〔イ・ロ 略〕

〔四・五 略〕

2
〔略〕

（法第二十四条第五項等による経営計画の提出）

第六十五条 法第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。）の規定により経営計画を提出する承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けて合併等が行われた日から一月以内に、当該経営計画に次掲げる書類（承継組織再編成子会社にあつては、当該経営計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出

項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。
以下この章において同じ。）又は承継組織再編成子会社は、法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次掲げる書類（承継組織再編成子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

三 当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等に係る次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

〔四・五 同上〕

2
〔同上〕

（法第二十四条第五項等による経営計画の提出）

第六十五条 法第二十四条第五項（同条第六項において準用する場合を含む。以下この条及び第六十九条において同じ。）の規定により経営計画を提出する承継組織再編成金融機関等又は承継組織再編成子会社は、同条第一項の規定による認可を受けて合併等が行われた日から一月以内に、当該経営計画に次掲げる書類（承継組織再編成子会社にあつては、当該経営計画を連名で提出する銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければ

しなければならない。

〔一・二 略〕

三 当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等に係る次に掲げる事項を記載した書面

〔イ・ロ 略〕

2
〔略〕

（法第二十四条第九項の規定による経営強化計画の提出）

第六十七条 〔略〕

2 法第二十四条第九項第一号に規定する主務省令で定めるものは、
第五條第二項第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3
〔略〕

（法第二十七条第一項の規定による経営強化計画の提出）

第七十一条 法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

ばならない。

〔一・二 同上〕

三 当該承継組織再編成金融機関等又は当該経営計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等に係る次に掲げる事項

〔イ・ロ 同上〕

2
〔同上〕

（法第二十四条第九項の規定による経営強化計画の提出）

第六十七条 〔同上〕

2 法第二十四条第九項第一号に規定する主務省令で定めるものは、
第五條第一号から第五号までに掲げる事項とする。

3
〔同上〕

（法第二十七条第一項の規定による経営強化計画の提出）

第七十一条 法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章において同じ。）（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第一号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。）は、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

2 法第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により同条第二項第二号に定める事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第二十五条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。）は、別紙様式第二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（法第二條第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章及び第四章の三において同じ。）であるときは、次に掲げる書類

〔イ〇ハ 略〕

四 〔略〕

3 〔略〕

（法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の提出）

第七十二条 法第二十七条第二項の規定により経営強化指導計画を提

〔一〇五 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関（法第二條第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章において同じ。）であるときは、次に掲げる書類

〔イ〇ハ 同上〕

四 〔同上〕

3 〔同上〕

（法第二十七条第二項の規定による経営強化指導計画の提出）

第七十二条 法第二十七条第二項の規定により経営強化指導計画を提

出する協同組織中央金融機関は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇六 略」

（法第三十条第一項等の規定による経営強化計画の変更）

第七十六条 法第三十条第一項（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

「一〇三 略」

2 「略」

（法第三十条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

第七十七条 法第三十条第二項第一号（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

（法第三十条第三項等の規定による経営強化指導計画の変更）

第七十八条 法第三十条第三項（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により変更後の経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、当該変更後

出する協同組織中央金融機関（法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この章において同じ。）は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

「一〇六 同上」

（法第三十条第一項の規定による経営強化計画の変更）

第七十六条 法第三十条第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

「一〇三 同上」

2 「同上」

（法第三十条第二項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

第七十七条 法第三十条第二項第一号に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

（法第三十条第三項の規定による経営強化指導計画の変更）

第七十八条 法第三十条第三項の規定により変更後の経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、当該変更後の経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない

の経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の経営強化指導計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

〔一〇三 略〕

（法第三十条第五項等において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表）

第七十九条 金融庁長官は、法第三十条第一項又は第三項の規定による承認をしたときは、同条第五項（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十九条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、当該変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第七十六条第二項第一号に掲げる書類（法第四条第一項第二号又は法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては、第七十六条第二項第二号に掲げる書類を含む。）又は当該変更後の経営強化指導計画に添付された前条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十一条第一項等の規定による経営強化計画等の履行状況の報告）

らない。この場合において、変更後の経営強化指導計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

〔一〇三 同上〕

（法第三十条第五項において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表）

第七十九条 金融庁長官は、法第三十条第一項又は第三項の規定による承認をしたときは、同条第五項において準用する法第二十九条の規定により、当該承認の日付、当該承認に係る変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画を提出した協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、当該変更後の経営強化計画又は経営強化指導計画の内容及び当該変更後の経営強化計画に添付された第七十六条第二項第一号に掲げる書類（法第四条第一項第二号又は法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては、第七十六条第二項第二号に掲げる書類を含む。）又は当該変更後の経営強化指導計画に添付された前条第一号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十一条第一項等の規定による経営強化計画等の履行状況の報告）

第八十条 法第三十一条第一項（法第三十三条第八項（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画又は経営強化指導計画若しくは経営強化計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画若しくは経営強化指導計画若しくは経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画若しくは経営強化指導計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号又は第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。この場合において、当該報告を行う協同組織金融機関は、当該経営強化計画又は経営強化指導計画に係る協同組織中央金融機関を通じて報告することができる。

2 金融庁長官は、法第三十一条第一項の規定により経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第二項（法第三十三条第八項及び第三十四条第十項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十九条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十条 法第三十一条第一項（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定による経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画の履行状況の報告は、報告基準日における当該経営強化計画若しくは経営強化指導計画若しくは経営強化計画に記載した措置の実施状況及び当該経営強化計画若しくは経営強化指導計画に記載した各種の指標の動向（法第四条第一項第二号又は第十六条第一項第二号に掲げる目標に係る指標の毎年九月末における動向を除く。）について、当該報告基準日から三月以内に、行わなければならない。この場合において、当該報告を行う協同組織金融機関は、当該経営強化計画又は経営計画に係る協同組織中央金融機関を通じて報告することができる。

2 金融庁長官は、法第三十一条第一項の規定により経営強化計画若しくは経営計画又は経営強化指導計画若しくは経営指導計画の履行状況について報告を受けたときは、同条第二項（法第三十三条第五項及び第三十四条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十九条の規定により、当該報告に係る報告基準日、当該報告を行った協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称及び当該報告の内容を公表するものとする。

（法第三十三条第一項等の規定による経営強化計画の提出）

第八十一条 法第三十三条第一項（法第三十四条第十項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項の規定により提出したもの、法第三十条第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第三十三条第一項若しくは第三十四条第三項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。第八十二条第一項本文において同じ。）に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

「一・二 略」

三 其他法第三十三条第一項の規定に係る審査のため参考となるべき書類

2 「略」

（法第三十三条第二項第一号等の経営の改善の目標に関する基準）

第八十一条の二 法第三十三条第二項第一号（法第三十四条第十項に

第八十一条 法第三十三条第一項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七条第一項若しくは第三十三条第一項の規定により提出したもの又は法第三十条第一項の規定による承認を受けたものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四条第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）に、別紙様式第一号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

「一・二 同上」

「号を加える。」

2 「同上」

「条を加える。」

において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める基準は、コア業務純益が増加し、又はコア業務純益ROAが上昇し、かつ、業務粗利益経費率が低下することとする。

(法第三十三条第三項等の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十二条 法第三十三条第三項(法第三十四条第十項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、第八十一条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十三条第三項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類及びその他同項の規定に係る審査のため参考となるべき書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 法第三十三条第三項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が現に保有する法第二十六条の申込みに係る信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第五項に規定する優先出資をいう。第八十四条第二項、第八十八

(法第三十三条第二項等の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十二条 法第三十三条第二項(法第三十四条第七項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営強化指導計画に役員の履歴書その他の法第三十三条第二項に規定する経営指導の内容の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七条第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあつては、この限りでない。

2 法第三十三条第二項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀行が現に保有する法第二十六条の申込みに係る信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第五項に規定する優先出資をいう。第八十四条第二項、第八十八

条第二項及び第九十条第二項において同じ。）又は特定社債（同法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

（法第三十三條第六項等の規定による経営計画の提出）

第八十三條 法第三十三條第六項（法第三十四條第十項において準用する場合を含む。以下この章において同じ。）の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七條第一項の規定により提出したもの、法第三十條第一項の規定による承認を受けた変更後のもの又は法第三十四條第三項の規定による承認を受けたものをいう。）又は経営計画（法第三十三條第六項又は第三十四條第八項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあっては、この限りでない。

条第二項及び第九十条第二項において同じ。）又は特定社債（同法第二条第七項に規定する特定社債をいう。以下同じ。）であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

（法第三十三條第三項等の規定による経営計画の提出）

第八十三條 法第三十三條第三項（法第三十四條第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により経営計画を提出する協同組織金融機関は、その実施している経営強化計画（法第二十七條第一項若しくは第三十四條第三項の規定により提出したもの又は法第三十條第一項の規定による承認を受けた変更後のものをいう。）又は経営計画（法第三十三條第三項又は第三十四條第五項の規定により提出したものをいう。）の実施期間の終了の日から三月以内（当該協同組織金融機関が当該実施期間内に法第三十四條第一項の規定による認可を受けようとするときは、当該実施期間が終了する一月前まで。次条第一項本文において同じ。）に、別紙様式第四号に準じて作成した経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第二十七條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合にあっては、この限りでない。

「一・二 略」

2 法第三十三條第六項第四号に規定する主務省令で定めるものは、
第五條第二項第一号から第四号までに掲げる事項とする。

3 法第三十三條第六項第五号に規定する主務省令で定める事項は、
次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

(法第三十三條第七項等の規定による経営指導計画の提出)

第八十四條 法第三十三條第七項(法第三十四條第十項において準用
する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定によ
り経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に
規定する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営指導計画に
役員の履歴書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第
二十七條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二
十八條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した
信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合に
あつては、この限りでない。

2 法第三十三條第七項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀
行が現に保有する法第二十六條の申込みに係る信託受益権等及び当
該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優

「一・二 同上」

2 法第三十三條第三項第四号(法第三十四條第七項において準用す
る場合を含む。)に規定する主務省令で定めるものは、第五條第一
号から第四号までに掲げる事項とする。

3 法第三十三條第三項第五号(法第三十四條第七項において準用す
る場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる
事項とする。

「一・二 同上」

(法第三十三條第四項等の規定による経営指導計画の提出)

第八十四條 法第三十三條第四項(法第三十四條第七項において準用
する場合を含む。以下この条及び次条において同じ。)の規定によ
り経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に
規定する実施期間の終了の日から三月以内に、当該経営指導計画に
役員の履歴書を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。
ただし、当該実施期間の終了の日から三月以内に、協定銀行が法第
二十七條第一項の規定により提出された経営強化計画に係る法第二
十八條第一項の規定による決定を受けて協定の定めにより取得した
信託受益権等の全部につきその処分をし、又は償還を受けた場合に
あつては、この限りでない。

2 法第三十三條第四項に規定する主務省令で定める事項は、協定銀
行が現に保有する法第二十六條の申込みに係る信託受益権等及び当
該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優

先出資又は特定社債であつて経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

（法第三十三条第八項等において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表）

第八十五条 金融庁長官は、法第三十三条第一項及び第三項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の承認をしたとき又は同条第六項及び第七項の規定により経営計画及び経営指導計画の提出を受けたときは、同条第八項において準用する法第二十九条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画を提出した協同組織中央金融機関及び協同組織中央金融機関の名称、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画の内容並びに当該経営強化計画又は経営計画に添付された第七十一条第一項第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十四条第一項の規定による合併等の認可）

第八十六条 法第三十四条第一項の規定による合併等（同項に規定する合併等をいう。以下この章において同じ。）の認可を受けようとする対象協同組織金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添

先出資又は特定社債であつて経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

（法第三十三条第五項等において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表）

第八十五条 金融庁長官は、法第三十三条第一項及び第二項（これらの規定を法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の提出を受けたときは又は法第三十三条第三項及び第四項（これらの規定を法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）の規定により経営計画及び経営指導計画の提出を受けたときは、法第三十三条第五項（法第三十四条第七項において準用する場合を含む。）において準用する法第二十九条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画を提出した協同組織中央金融機関及び協同組織中央金融機関の名称、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画の内容並びに当該経営強化計画又は経営計画に添付された第七十一条第一項第二号に掲げる書類を公表するものとする。

（法第三十四条第一項の規定による合併等の認可）

第八十六条 法第三十四条第一項の規定による合併等の認可を受けようとする対象協同組織金融機関等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一〇五 略〕

六 合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章において同じ。）がある場合における当該承継協同組織金融機関が法第三十四条第三項又は第八項の規定により提出することが見込まれる経営強化計画又は経営計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

〔七・八 略〕

（法第三十四条第三項の規定による経営強化計画等の提出）

第八十七条 法第三十四条第三項の規定により経営強化計画を提出する承継協同組織金融機関は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営強化計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 其他法第三十四条第三項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

2
〔略〕

（法第三十四条第四項第一号の経営の改善の目標に関する基準）

〔一〇五 同上〕

六 合併等に伴う経営強化計画の変更が見込まれる場合における当該変更の概要を記載した書面、合併等に係る承継協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章において同じ。）がある場合における当該承継協同組織金融機関が法第三十四条第三項又は第五項の規定により提出することが見込まれる経営強化計画又は経営計画の概要を記載した書面その他の同条第二項第二号に掲げる要件に該当することを証する書面

〔七・八 同上〕

（法第三十四条第三項の規定による経営強化計画等の提出）

第八十七条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

2
〔同上〕

第八十七条の二 法第三十四条第四項第一号に規定する主務省令で定

「条を加える。」

める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定めるものとする。

一 経営強化計画を提出した承継協同組織金融機関が合併に係るものである場合 コア業務純益が当該合併の当事者である協同組織金融機関のコア業務純益の合計額よりも増加し、又はコア業務純益ROAが当該合併の当事者である協同組織金融機関のうちコア業務純益ROAが最も高いものROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併の当事者である協同組織金融機関のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

二 経営強化計画を提出した承継協同組織金融機関が合併以外の合併等に係るものである場合 コア業務純益ROAが当該合併等の当事者である協同組織金融機関のうちコア業務純益ROAが最も高いものROAの水準よりも上昇し、かつ、業務粗利益経費率が当該合併等の当事者である協同組織金融機関のうち業務粗利益経費率が最も低いものの業務粗利益経費率の水準よりも低下すること。

(法第三十四条第五項の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十八条 法第三十四条第五項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、第八十七条第一項に規定する日から一月以内に、経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金

(法第三十四条第四項の規定による経営強化指導計画の提出)

第八十八条 法第三十四条第四項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する日から一月以内に、経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長

融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 其他法第三十四条第五項の規定による承認に係る審査をするため参考となるべき書類

2 法第三十四条第五項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号に規定する信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

（法第三十四条第八項の規定による経営計画の提出）

第八十九条 法第三十四条第八項の規定により経営計画を提出する承継協同組織金融機関は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

2 法第三十四条第八項に規定する主務省令で定める事項は、第八十条第三項各号に掲げる事項とする。

（法第三十四条第九項の規定による経営指導計画の提出）

第九十条 法第三十四条第九項の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する日から一月以内に、当該経営指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提

官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

〔号を加える。〕

2 法第三十四条第四項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号に規定する信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

（法第三十四条第五項の規定による経営計画の提出）

第八十九条 法第三十四条第五項の規定により経営計画を提出する承継協同組織金融機関は、同条第一項の規定による認可を受けた合併等の日から一月以内に、当該経営計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

〔一・二 同上〕

2 法第三十四条第五項に規定する主務省令で定める事項は、第八十条第三項各号に掲げる事項とする。

（法第三十四条第六項の規定による経営指導計画の提出）

第九十条 法第三十四条第六項の規定により経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、前条第一項に規定する日から一月以内に、当該経営指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提

出しなければならない。

「一・二 略」

2 法第三十四条第九項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号の信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

(法第三十四条第十項において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表)

第九十一条 金融庁長官は、法第三十四条第三項及び第五項の規定により経営強化計画及び経営強化指導計画の承認をしたとき又は同条第八項及び第九項の規定により経営計画及び経営指導計画の提出を受けたときは、同条第十項において準用する法第二十九条の規定により、当該承認又は提出の日付、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画を提出した協同組織中央金融機関及び協同組織中央金融機関の名称、当該経営強化計画及び経営強化指導計画又は経営計画及び経営指導計画の内容並びに当該経営強化計画又は経営計画に添付された第八十七条第一号又は第八十九条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(協同組織金融機能強化方針等の提出)

第九十二条 法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能

出なければならない。

「一・二 同上」

2 法第三十四条第六項に規定する主務省令で定める事項は、前項第二号の信託受益権等及び当該信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権、優先出資又は特定社債であつて経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が現に保有するものの額及びその内容とする。

(法第三十四条第七項において準用する法第二十九条の規定による経営強化計画等の公表)

第九十一条 金融庁長官は、法第三十四条第三項から第六項までの規定により経営強化計画、経営強化指導計画、経営計画又は経営指導計画の提出を受けたときは、同条第七項において準用する法第二十九条の規定により、当該提出の日付、当該経営強化計画、経営強化指導計画、経営計画又は経営指導計画を提出した協同組織中央金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、当該経営強化計画、経営強化指導計画、経営計画又は経営指導計画の内容及び当該経営強化計画又は経営計画に添付された第八十七条第一号又は第八十九条第一項第一号に掲げる書類を公表するものとする。

(協同組織金融機能強化方針等の提出)

第九十二条 法第三十四条の三第一項の規定により協同組織金融機能

強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する協同組織中央金融機関等（法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下同じ。）は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〇四 略〕

五 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。以下この章において同じ。）、当該協同組織中央金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の三第一項第二号及び令第三十条の三各号に掲げる事項並びに同項第四号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

〔六〇八 略〕

（法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

第九十三条 法第三十四条の三第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

強化方針並びに法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等を求める額及びその内容を記載した書面（以下この条において「申込額書面」という。）を提出する協同組織中央金融機関等（法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この章において同じ。）は、別紙様式第五号により作成した協同組織金融機能強化方針及び別紙様式第六号により作成した申込額書面に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

〔一〇四 同上〕

五 役員の履歴書、当該協同組織中央金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の三第一項第二号及び令第三十条の二各号に掲げる事項並びに同項第三号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

〔六〇八 同上〕

（法第三十四条の三第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項）

第九十三条 「同上」

一 「略」

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 協同組織金融機関等（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ 「略」

ハ 協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策

(1) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等（法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この号並びに次条第一項第二号及び第三号において同じ。）の中小規模事業者等向け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組織金融機関等が特別関係協同組織金融機関等となったときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2) 「略」

三 次に掲げる方策その他の地域における経済の活性化に資する方策

一 「同上」

二 「同上」

イ 協同組織金融機関等（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この章において同じ。）による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ 「同上」

ハ 「同上」

(1) 報告基準日における各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準を、当該各特別関係協同組織金融機関等が特別関係協同組織金融機関等となったときにおける当該各特別関係協同組織金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率の水準と同等の水準又はそれを上回る水準とするための方策

(2) 「同上」

三 その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

「イ」ニ 略」

(法第三十四条の三第一項第三号の責任ある経営体制の確立のため
に行う方策に関する事項)

第九十三条の二 法第三十四条の三第一項第三号に規定する主務省令
で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 員外監事であること。

二 特別関係協同組織金融機関等と取引関係(預金に係るものを除
く。次号において同じ。)がある者であつて当該特別関係協同組
織金融機関等の主要な取引先であるもの(当該特別関係協同組織
金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。)
又はその役員若しくは使用人でないこと。

三 特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であつて当該
特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの(当該特
別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機
関等を除く。)又はその役員若しくは使用人でないこと。

2 法第三十四条の三第一項第三号に規定する主務省令で定めるもの
は、第五條第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項及
び一人以上の法第三十四条の三第一項第三号に規定する監事を含む
二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

(法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体
制に関する事項)

「イ」ニ 同上」

「条を加える。」

(法第三十四条の二の申込みに係る資金を有効に活用するための体
制に関する事項)

第九十四条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条及び第百条の三十六において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

〔イ〜ハ 略〕

二 〔略〕

（法第三十四条の三第一項第六号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第九十五条 法第三十四条の三第一項第六号に規定する主務省令で定めるものは、第五号第二項第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項とする。

（法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更）

第九十八条 〔略〕

2 法第三十四条の七第一項の規定により変更後の協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等は、当該変更後の協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、変更後の協同組織金融機能強化方針は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

第九十四条 法第三十四条の三第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- 一 協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

〔イ〜ハ 同上〕

二 〔同上〕

（法第三十四条の三第一項第五号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第九十五条 法第三十四条の三第一項第五号に規定する主務省令で定めるものは、第五号第一号から第四号まで及び第六号に掲げる事項とする。

（法第三十四条の七第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の変更）

第九十八条 〔同上〕

2 〔同上〕

ばならない。

一 「略」

二 法第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の三各号に掲げる事項の変更に係る協同組織金融機能強化方針の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 「略」

第四章の三 特定事態における資本の増強に関する特別措置

（特例金融機関等及び特例対象子会社による経営強化計画の提出）

第百条の二 法第三十四条の九の二第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する特例金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。）又は特例対象子会社は、別紙様式第七号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（特例対象子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含み、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第三十四条の九の二第一項又は第二項の申込みの理由書（当該特例金融機関等又は特例対象子会社における特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

一 「同上」

二 法第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の二各号に掲げる事項の変更に係る協同組織金融機能強化方針の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

三 「同上」

「章を加える。」

-
- 二 提出の日前六月以内（特例協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類
 - 三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
 - 四 第二号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）
 - 五 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が社外取締役、社外監査役又は員外監事である場合にあつてはその旨（当該員外監事が独立員外監事（法第三十四条の九の二第一項第二号に規定する監事をいう。次条第二項第一号において同じ。）である場合にあつては、その旨）を記載した書面を含み、当該役員又は役員となるべき者が法人である場合にあつては
-

当該法人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書を含む。）、当該特例金融機関等又は特例対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の九の二第一項第二号又は第二項第二号及び令第三十条の七各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該特例金融機関等が法第三十四条の九の二第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 特例対象子会社に係る銀行持株会社等が法第三十四条の九の二第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

八 法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（銀行持株会社等が法第三十四条の九の二第二項の申込みをする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）を記載した書面その他の法第五条第一項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

九 その他法第五条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条の九の二第一項第二号及び第二項第二号の責任ある経営体制の確立に関する事項)

第百条の三 法第三十四条の九の二第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2 法第三十四条の九の二第一項第二号及び第二項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 協同組織金融機関 一人以上の独立員外監事を含む二人以上の

員外監事の選任に関する事項

二 銀行持株会社等 第五条第二項第五号に掲げる事項

(法第三十四条の九の二第一項第三号及び第二項第三号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第百条の四 法第三十四条の九の二第一項第三号及び第二項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況及び特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策

四 次に掲げる方策その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第百条の五 法第三十四条の九の二第三項の規定により法第二章（法第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第十五条第二項第三号中「第四条第一項第三号、第四号若しくは第七号又は令第四条各号」とあるのは「第三十四条の九の二第一項第二号若しくは第三号若しくは第二項第二号若しくは第三号又は令第三十条の七各号」と、第十九条第一項第二号中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号」とあるのは「第三十四条の九の二第一項第二号及び第三号並びに第二項第二号及び第三号」と、同条第二項第一号中「第四条各号」とあるのは「第三十条の七各号」と、第二十三条第一項第三号中「係る次に」とあるのは「係るイに」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、同条第二項中「第五条第二項第一号から第五号まで」とあるのは「第五条第二項第五号」と、第二十五条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償

還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第二十二条第一項第三号」とあるのは「第八十一条の五の規定により読み替えて適用する同令第二十二條第一項第三号」と、第二十六条第一項第二号中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号」とあるのは「第三十四条の九の二第一項第二号及び第三号」と、同項第三号中「次に」とあるのは「イに」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、同条第二項第一号中「第四条各号」とあるのは「第三十条の七各号」と、第二十八条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十九条第一項第三号中「係る次に」とあるのは「係るイに」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、同条第二項中「第五条第二項第一号から第五号まで」とあるのは「第五条第二項第五号」とする。

（特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等による経営強化計画の提出）

第百条の六 法第三十四条の九の三第一項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条（第六号を除く。及び次条第二項において同じ。）は、別紙様式第八号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提

出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 提出の日前六月以内（協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

二 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

三 第一号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

四 経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行つ

ていることを証する書面

五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があったことを証する書面

六 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等に該当することとなる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、同号に規定する金融機関等が当該他の金融機関等に該当することとなる金融機関等の株式を取得することを証する書面

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをする場合における役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が社外取締役、社外監査役又は員外監事である場合にあってはその旨（当該員外監事が独立員外監事（同項第三号イに規定する監事をいう。次条第二項第一号において同じ。）である場合にあっては、その旨）を記載した書面を含み、当該役員又は役員となるべき者が法人である場合にあっては当該法人の沿革を記載した書面及びその職務を行うべき社員の履歴書を含み、経営強化計画に係る金融組織再編成が労働金庫を組織再編成金融機関等とする特定組織再編成であり、かつ、当該労働金庫の役員となるべき者が労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第三条第二項に規定する員外監事にあっては

その旨（当該員外監事が同令第八十一条の六第五号に規定する独立員外監事である場合にあつては、その旨）を記載した書面を含む。））、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつてはその子会社等において部門別の損益管理がされていることを証する書面、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される他の金融機関等（銀行持株会社等を除く。）又は労働金庫の自己資本の充実のために法第三十四条の九の三第一項の申込みをする場合にあつては当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該金融機関等若しくは当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをする場合における同項第三号ロ並びに令第三十条の十第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

八 経営強化計画に係る金融組織再編成が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法第十七条第四項の規定によりみなして適用する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に関する事項を記載した書面

-
- 九 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面
- 十 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類
- イ 当該申込みの理由書（金融組織再編成の当事者である特例金融機関等における特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）
- ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをする場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面
- ハ 当該金融機関等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面
- ニ 組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面
- ホ 法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取
-

得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（組織再編成銀行持株会社等が法第三十四条の九の三第一項の申込みをする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）を記載した書面その他の法第十七条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

(1) 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(i) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(ii) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(iii) 当該株式又は(i)若しくは(ii)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(2) 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

十一 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。）の自己資本の充実のために法第三十四条の九の三第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等

の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

十二 その他法第十七条第一項の規定に係る決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条の九の三第一項第三号イの責任ある経営体制の確立に関する事項)

第百条の七 法第三十四条の九の三第一項第三号イに規定する主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2 法第三十四条の九の三第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる金融機関等の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 協同組織金融機関 一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項

二 銀行持株会社等 第五条第二項第五号に掲げる事項

(法第三十四条の九の三第一項第三号ロの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第百条の八 法第三十四条の九の三第一項第三号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の法第三十条の九の三第一項第三号ロに規定する業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 第百条の四第二号から第四号までに掲げる方策

(法第三十四条の九の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出)

第百条の九 法第三十四条の九の三第三項の規定により読み替えて適用する法第二十四条第三項(同条第六項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項
- 二 法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち当該承継組織再編成金融機関等又は経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第百条の十 法第三十四条の九の三第三項の規定により法第三章(法第十七条第二項を除く。)の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第四十五条中「に次に」とあるのは「に第一号、第二号及び第四号に」と、第四十八条第二項第四号中「第十六条第一項第四号、第五号イ若しくはロ又は令第十二条各号若しくは令第十三条各号」とあるのは「第三十四条の九の三第

一項第三号イ若しくはロ又は令第三十条の十各号」と、同項第五号中「法第十六条第一項第五号ハ又はニ」とあり、及び第五十二条中「同項第五号ハ又はニ」とあるのは「法第三十四条の九の三第一項第三号ハ又はニ」と、第五十四条第一項第二号中「第十六条第一項第四号並びに第五号イ及びロ」とあるのは「第三十四条の九の三第一項第三号イ及びロ」と、同条第二項第一号中「第十二条第三号イ及びロ」とあるのは「第三十条の十第二号イ及びロ」と、第五十九条第一項第三号中「係る次に」とあるのは「係るイに」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、同条第二項中「第五号まで」とあるのは「第五条第二項第五号」と、第六十二条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第四十八条第一項第三号」とあるのは「第八十一条の十の規定により読み替えて適用する同令第四十八条第一項第三号」と、第六十三条第一項第二号中「第十六条第一項第四号、第五号イ」とあるのは「第三十条の九の三第一項第三号イ」と、「同条第一項第五号ロ」とあるのは「同条第一項第三号ロ」と、同項第三号中「次に」とあるのは「イに」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、同条第二項第一号中「第十二条第三号イ及びロ」とあるのは「第三十条の十第二号イ及びロ」と、第六十六条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等に

つき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができ
る財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第六十七
条第一項第三号中「係る次に」とあるのは「係るイに」と、同
号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通
し」と、同条第二項中「第五
条第二項第一号から第五号
まで」とあるのは「第五
条第二項第五号」とする。

（法第三十四条の九の四第一項第二号及び第二項第三号イの責任ある経営体制の確立に関する事項）

第百条の十一 法第三十四条の九の四第一項第二号及び第二項第三号イに規定する主務省令で定める要件は、第五
条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2 法第三十四条の九の四第一項第二号及び第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、一人以上の独立員外監事（前項に規定する要件を満たす監事をいう。第百条の十四第一項第四号において同じ。）を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

（法第三十四条の九の四第一項第三号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第百条の十二 法第三十四条の九の四第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例協同組織金融機関が主として業務を行って
いる地域における経済

の活性化に資するための方針

二 第百条の四第二号から第四号までに掲げる方策

(法第三十四条の九の四第二項第三号ロの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第百条の十三 法第三十四条の九の四第二項第三号ロに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 第百条の四第二号から第四号までに掲げる方策

(法第三十四条の九の四第四項の規定による経営強化計画の提出)

第百条の十四 法第三十四条の九の四第四項の規定により経営強化計画を提出する特例協同組織金融機関(同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第三十四条の九の四第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限り)は、別紙様式第七号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面(当該特例協同組織金融機関における特定事態

の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨（当該員外監事が独立員外監事である場合にあつては、その旨）を記載した書面を含む。次条第三号において同じ。）

五 その他法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

2 法第三十四条の九の四第四項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第三十四条の九の四第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。）は、別紙様式第八号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

-
- 一 前項第二号に掲げる書類
 - 二 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面
 - 三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法第三十四条の九の四第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類
 - イ 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（金融組織再編成の当事者である特例協同組織金融機関における特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）
 - ロ 前項第三号に掲げる書類（当該協同組織金融機関が法第三十条の九の四第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第三十四条の九の四第二項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることのできる書類）
 - ハ 前項第四号に掲げる書類
 - 四 その他法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の九の四第四項の規定による経営強化指導計画の提

出)

第百条の十五 法第三十四条の九の四第四項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第三十四条の九の四第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みの理由書

二 次に掲げる経営強化指導計画に係る対象協同組織金融機関の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法第三十四条の九の四第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第三十四条の九の四第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの 法第五条第一項第四号及び法第二十八条第一項第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面

ロ 法第三十四条の九の四第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法第三十四条の九の四第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関 法第二十八条第一項第二号ハ及びニ(2)に掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員の履歴書その他の法第二十七条第二項第一号に掲げる事項

の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法第三十四条の九の四第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五 法第二十八条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第百条の十六 法第三十四条の九の四第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第七十六条第二項第三号中「第四条第一項第三号若しくは第十六条第一項第四号、第四条第一項第四号若しくは第十六条第一項第五号イ、第四条第一項第七号若しくは第十六条第一項第五号ロ又は令第二十六条各号、第二十七条各号若しくは第二十八条各号」とあるのは「第三十四条の九の四第一項第二号若しくは第二項第三号イ、同条第一項第三号若しくは第二項第三号ロ又は令第三十条の十四各号若しくは第三十条の十五各号」と、第八十一条第一項第二号

中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号」とあるのは「第三十条の九の四第一項第二号及び第三号」と、同条第二項第一号中「第二十七条第三号イ及びロ」とあるのは「第三十条の十五第二号イ及びロ」と、第八十六条第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあり、及び第八十八条第一項第二号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは、「見通し」とする。

（法第三十四条の九の五第一項第四号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第百条の十七 法第三十四条の九の五第一項第四号に規定する主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2 法第三十四条の九の五第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、一人以上の独立員外監事（同号に規定する監事をいう。次条第四号において同じ。）を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

（特定特例経営強化計画の提出）

第百条の十八 法第三十四条の九の五第二項の規定により特定特例経営強化計画（同条第一項に規定する特定特例経営強化計画をいう。

以下同じ。)を提出する特定特例協同組織金融機関は、別紙様式第九号により作成した特定特例経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面(当該特定特例協同組織金融機関における特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。)

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員の履歴書(新たに役員が就任する場合にあっては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあってはその旨(当該員外監事が独立員外監事である場合にあっては、その旨)を記載した書面を含む。次条第三号において同じ。)

五 その他法第三十四条の九の五第四項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特定特例経営強化指導計画の提出)

第百条の十九 法第三十四条の九の五第二項の規定により特定特例経

営強化指導計画（同項に規定する特定特例経営強化指導計画をいう。以下この条において同じ。）を提出する協同組織中央金融機関は、当該特定特例経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第二十六条の申込みの理由書

二 法第三十四条の九の五第四項第一号ロ及びニに掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員の履歴書その他の法第三十四条の九の五第二項第一号に掲げる事項及び経営指導契約（同条第一項第二号に規定する経営指導契約をいう。以下同じ。）の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五 その他法第三十四条の九の五第四項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の九の五第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定に関する特例）

第百条の二十 法第三十四条の九の五第五項の規定により法第四章（法第二十八条第一項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第七十六条第二項第三号中

「第四条第一項第三号若しくは第十六条第一項第四号、第四条第一項第四号若しくは第十六条第一項第五号イ、第四条第一項第七号若

しくは第十六条第一項第五号ロ又は令第二十六条各号、第二十七条各号若しくは第二十八条各号」とあるのは「第四条第一項第七号若しくは第三十四条の九の五第一項第四号又は令第三十条の十七各号」と、第七十八条中「書類を」とあるのは「書類及び法第三十四条の九の九第一項の規定による認定を受けようとする場合又は受けた場合においては、第百条の二十一に規定する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法第三十四条の九の九第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類を」と、第七十九条中「（法第四条第一項第二号又は法第十六条第一項第二号に掲げる目標の変更に係る経営強化計画の変更の承認をした場合にあつては、第七十六条第二項第二号に掲げる書類を含む。）又は」とあるのは「又は」と、第八十一条第一項第二号中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号」とあるのは「第四条第一項第七号及び第三十四条の九の五第一項第四号」と、同条第二項第一号中「第二十七条第三号イ及びロ」とあるのは「第三十条の十七各号」と、第八十六条中「書類を」とあるのは「書類（第七号に掲げるものを除く。）を」とする。

（法第三十四条の九の八第一項及び第四項第二号並びに第三十四条の九の九第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合）

第百条の二十一 法第三十四条の九の八第一項及び第四項第二号並び

に第三十四条の九の九第一項及び第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、最終の貸借対照表において、資産の額が負債の額に信託受益権等（法第三十四条の九の五第四項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。第百条の二十五第四号を除き、以下この章において同じ。）に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とする。

（特別経営強化計画の提出）

第百条の二十二 法第三十四条の九の八第一項の規定により経営が改善したことを示すために必要な書類及び特別経営強化計画（同項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する特別対象協同組織金融機関等は、当該書類及び別紙様式第七号に準じて作成した特別経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の九の八第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面
- 二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類
- 三 資産の額が負債の額に信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らないことを証する書面
- 四 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあっては役員とな

るべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨（当該員外監事が独立員外監事（法第三十四条の九の八第一項第二号に規定する監事をいう。次条第二項において同じ。）である場合にあつては、その旨）を記載した書面を含む。第百条の二十五第三号及び第百条の二十八第六号において同じ。）

五 その他法第三十四条の九の八第四項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法第三十四条の九の八第一項第二号の責任ある経営体制の確立に関する事項）

第百条の二十三 法第三十四条の九の八第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、第五条第一項各号に掲げる要件の全てを満たすこととする。

2 法第三十四条の九の八第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

（特別経営強化計画の記載事項）

第百条の二十四 法第三十四条の九の八第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 剰余金の処分の方針
- 二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のため

の方策

(特別経営強化指導計画の提出)

第百条の二十五 法第三十四条の九の八第二項の規定により特別経営強化指導計画(同項に規定する特別経営強化指導計画をいう。以下同じ。)を提出する協同組織中央金融機関は、当該特別経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の九の八第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面
- 二 法第三十四条の九の八第四項第五号に掲げる要件に該当することを証する書面
- 三 役員の履歴書その他の法第三十四条の九の八第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
- 四 協同組織中央金融機関が現に保有する信託受益権等のうち特別経営強化計画を提出する協同組織金融機関を信託受益権等に係る取得優先出資等の発行者又は債務者とするものの額及びその内容を記載した書面
- 五 信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法第三十四条の九の八第四項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法第三十四条の九の八第四項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(特別経営強化指導計画の記載事項)

第百条の二十六 法第三十四条の九の八第二項第二号に規定する主務省令で定める事項は、法第三十四条の九の五第二項の規定に基づき行った法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る令第三十条の十九の規定により読み替えて適用する令第二十五条第一号イに規定する他の信託の受益権、同条第二号イに規定する他の優先出資又は同条第三号イに規定する他の特定社債であつて特別経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びその内容とする。

(法第三十四条の九の八第六項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定に関する特例)

第百条の二十七 法第三十四条の九の八第六項の規定により法第四章(法第二十八条第一項を除く。)の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第七十六条第二項第三号中「第四条第一項第三号若しくは第十六条第一項第四号、第四条第一項第四号若しくは第十六条第一項第五号イ、第四条第一項第七号若しくは第十六条第一項第五号ロ又は令第二十六条各号、第二十七条各号若しくは第二十八条各号」とあるのは「第四条第一項第七号若しくは第三十四条の九の八第一項第二号に掲げる事項又は第百条

の二十四各号」と、第八十一条第一項第二号中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号」とあるのは「第四条第一項第七号及び第三十四条の九の八第一項第二号」と、同条第二項第一号中「令第二十七号第三号イ及びロ」とあるのは「第百条の二十四各号」と、第八十六条第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあり、及び第八十八条第一項第二号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」とする。

(資本整理等実施要綱の提出)

第百条の二十八 法第三十四条の九の九第一項の規定により事業再構築(同項に規定する事業再構築をいう。以下同じ。)に伴う資本整理(同項に規定する資本整理をいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を申請する特別対象協同組織金融機関等は、別紙様式第十号により作成した資本整理等実施要綱(同項に規定する資本整理等実施要綱をいう。以下同じ。)に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の九の九第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面
- 二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計

表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類（当該特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、事業再構築の相手方金融機関（法第三十四条の九の十第一項に規定する相手方金融機関をいう。第四号において同じ。）に係るものを含む。）

三 資産の額が負債の額に信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下ることを証する書面

四 事業再構築に係る当該特別対象協同組織金融機関等の自己資本比率の見込みを記載した書面（当該特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、事業再構築の相手方金融機関に係るものを含む。）

五 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き当該特別対象協同組織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法第三十四条の九の九第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 役員の履歴書

七 その他法第三十四条の九の九第二項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(資本整理等実施要綱の記載事項)

第百条の二十九 法第三十四条の九の九第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、同条第二項の認定を申請した特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡でない場合にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業再構築後の経営体制の整備に関する事項
- 二 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

(資本整理の認定に係る信託受益権等の処分等が困難と認められる場合)

第百条の三十 法第三十四条の九の九第二項第五号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施することができない見込みがない場合
- 二 信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

(法第三十四条の九の十三第一項及び第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額)

第百条の三十一 法第三十四条の九の十三第一項に規定する主務省令

で定めるところにより計算した金額は、一般勘定（同項に規定する一般勘定をいう。次条第一項第二号及び第二項第二号において同じ。）から支出された金額に付保預金割合を乗じた金額とする。

2 法第三十四条の九の十三第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する損失の額に付保預金割合を乗じた金額とする。

3 前二項の「付保預金割合」とは、資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等（法第三十四条の九の十第一項に規定する認定特別対象協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下この条において同じ。）が法第三十四条の九の九第二項の認定を申請するに際し、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る負債（次に掲げるものを除く。）の額の合計額に預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したと仮定した場合の同法第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等に係る保険金の額及び同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金に係る保険金の額の合計額に相当する額が占める割合をいう。

一 信用金庫法施行規則第七十四条第二項第一号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第三十七条第二項第一号の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。）

二 金融商品取引責任準備金（金融商品取引法（昭和二十三年法律

第二十五号) 第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金をいう。

- 三 繰延税金負債(信用金庫法施行規則第三百三十一条第一項に規定する別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号の貸借対照表(次号において「各貸借対照表」という。)に記載された繰延税金負債をいう。)
- 四 再評価に係る繰延税金負債(各貸借対照表に記載された再評価に係る繰延税金負債をいう。)

(機構における勘定間の繰入れ)

第百条の三十二 預金保険機構(以下この条において「機構」という。)は、法第三十四条の九の十三第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 繰入れを必要とする理由を記載した書面
- 二 金融機能強化勘定(法第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。次項第二号において同じ。)から一般勘定への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面
- 三 その他法第三十四条の九の十三第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

2 機構は、法第三十四条の九の十三第二項の規定により内閣総理大

臣及び財務大臣の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

- 一 繰入れを必要とする理由を記載した書面
- 二 一般勘定から金融機能強化勘定への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面
- 三 その他法第三十四条の九の十三第二項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条の九の十四第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出)

第百条の三十三 法第三十四条の九の十四第一項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等は、別紙様式第十一号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の二の申込みの理由書
 - 二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることのできる書類
 - 三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
-

四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書（新たに役員が就任する場合にあつては役員となるべき者の履歴書及び就任承諾書とし、当該役員又は役員となるべき者が員外監事である場合にあつてはその旨を記載した書面を含む。）、当該協同組織中央金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の九の十四第一項第一号及び令第三十条の二十二各号に掲げる事項並びに同項第三号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 法第三十四条の二の申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 法第三十四条の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した

書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法第三十四条の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条の九の十四第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

第百条の三十四 法第三十四条の九の十四第一項第一号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ 協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策

四 次に掲げる方策その他の地域における経済の活性化に資する方策

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法第三十四条の九の十四第一項第二号の責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項）

第百条の三十五 法第三十四条の九の十四第一項第二号に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

一 員外監事であること。

二 特別関係協同組織金融機関等（法第三十四条の九の十四第二項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。

以下この項において同じ。）と取引関係（預金に係るものを除く。次号において同じ。）がある者であつて当該特別関係協同組織金融機関等の主要な取引先であるもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

三 特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であつて当該

特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とする者（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

2 法第三十四条の九の十四第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、一人以上の同号に規定する監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項とする。

（法第三十四条の九の十四第一項第四号の資金を有効に活用するための体制に関する事項）

第百条の三十六 法第三十四条の九の十四第一項第四号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 協同組織金融機関等から特定支援の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

イ 特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。

ロ 特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。

ハ 特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされて

いること。

二 協同組織金融機関等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

(法第三十四条の九の十四第三項の規定により法第四章の二の規定を読み替えて適用する場合における前章の規定に関する特例)

第百条の三十七 法第三十四条の九の十四第三項の規定により法第四章の二の規定を読み替えて適用する場合における前章の規定の適用については、第九十八条第二項第二号中「第三十四条の三第一項第二号又は令第三十条の三各号」とあるのは、「第三十四条の九の十四第一項第一号又は令第三十条の二十二各号」とする。

第四章の四 「略」

第一節 組織再編成等実施計画等の認定等

(基盤的金融サービス)

第百一条 法第三十四条の十第一項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この節において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるも

第四章の三 「同上」

「節名を付する。」

(基盤的金融サービス)

第百一条 法第三十四条の十第一項各号列記以外の部分に規定する主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるも

のとする。

「一・二 略」

(組織再編成等における経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)

第百二条 第二條の規定は、法第三十四條の十第一項第七号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二條第一号中「場合」とあるのは「場合(同条第十三項に規定する銀行持株会社による他の銀行持株会社等の株式の取得を除き、」と、同条第二号中「同条第六項」とあるのは「同法第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社による他の銀行持株会社等の株式の取得を除き、同法第十三條の二第六項」と読み替えるものとする。

「項を削る。」

のとする。

「一・二 同上」

(組織再編成等における経営を実質的に支配し、又は経営に重要な影響を与える場合)

第百二条 第二條第一項の規定は、法第三十四條の十第一項第七号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二條第一項第一号及び第二号中「金融機関等」とあるのは、「金融機関等(銀行持株会社等を除く。)」と読み替えるものとする。

2||

第二條第一項(第五号から第九号までを除く。)の規定は、法第三十四條の十第一項第八号に規定する主務省令で定める場合について準用する。この場合において、第二條第一項中「当該他の金融機関等」とあるのは「金融機関等(銀行持株会社等を除く。)」と、同項第一号中「同じ。」又は銀行持株会社(銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二條第十三項に規定する銀行持株会社をいう。第十條の二第二項において同じ)とあるのは「同じ」と、同項第二号中「同じ。」又は長期信用銀行持株会社(長期信用銀行法(昭和二十七年法律第八十七号)第十六條の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。第十條の二第一項において同じ)とあるの

(組織再編成等)

第百三条 法第三十四条の十第一項第八号に規定する主務省令で定めるものは、同項第一号から第七号までに掲げる行為以外の金融組織再編成その他の行為であつて、その実施により当該行為を実施する金融機関等が実施する組織再編成等実施計画の終期の属する事業年度の末日及び当該事業年度の直前の二事業年度の末日における当該金融機関等の修正業務粗利益経費率（別紙様式第十二号第4の1(3)（記載上の注意）に規定する修正業務粗利益経費率をいう。）の平均値が、当該組織再編成等実施計画の始期の属する事業年度の直前の三事業年度の末日における水準の平均値よりも十五パーセント・ポイント以上低下すると見込まれることとする。

(組織再編成等実施計画の提出)

は「同じ」と読み替えるものとする。

(組織再編成等)

第百三条 法第三十四条の十第一項第九号に規定する主務省令で定めるものは、同項第一号から第八号までに掲げる行為以外の金融組織再編成その他の行為であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 その実施により当該行為を実施する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。次号において同じ。）が実施する実施計画の終期における当該金融機関等の修正業務粗利益経費率（別紙様式第六号の二第4の1(3)（記載上の注意）に規定する修正業務粗利益経費率をいう。）が、当該実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末における水準よりも十五パーセント・ポイント以上低下すると見込まれること。

- 二 その実施により当該行為を実施する金融機関等が実施する実施計画の終期における当該金融機関等の修正経費（別紙様式第六号の二第4の1(3)（記載上の注意）に規定する修正経費をいう。）が、当該実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末における水準よりも二十パーセント以上低下すると見込まれること。

(実施計画の提出)

第四百四条 法第三十四条の十第一項の規定により組織再編成等実施計画を提出する金融機関等は、別紙様式第十二号により作成した組織再編成等実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 提出の日前六月以内（協同組織金融機関が組織再編成等実施計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

〔三・四 略〕

五 当該金融機関等が組織再編成等実施計画に係る組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

六 〔略〕

七 組織再編成等実施計画に係る組織再編成等が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を当事者とするものであるときは、法第三十四条の十四の規定によりみなして適用する金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に關する事項を記載した書面

八 組織再編成等実施計画の実施により従業員の地位が不当に害さ

第四百四条 法第三十四条の十第一項の規定により実施計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）は、別紙様式第六号の二により作成した実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 〔同上〕

二 提出の日前六月以内（協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。）が実施計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

〔三・四 同上〕

五 当該金融機関等が実施計画に係る組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

六 〔同上〕

七 実施計画に係る組織再編成等が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を当事者とするものであるときは、法第三十四条の十四の規定によりみなされて適用される金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に關する事項を記載した書面

八 実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでな

れるものでないことを証する書面

九 組織再編成等実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該組織再編成等実施計画に記載された同項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

十 「略」

(法第三十四条の十第二項第五号の中小規模の事業者に対する金融の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第二百五条 法第三十四条の十第二項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 「略」

二 中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービス(法第三十四条の十第一項に規定する基盤的金融サービスをいう。第九条及び第一百条において同じ。)の実施体制の整備のための方策

三 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

イ 「略」

ロ 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画(次に掲げる事項を記載した計画をいう。)を適切かつ円滑に実施するための方策

(1) 報告基準日における中小規模事業者等向け貸出比率について

いことを証する書面

九 実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、当該実施計画に記載された同項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

十 「同上」

(法第三十四条の十第二項第五号の中小規模の事業者に対する金融の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第二百五条 「同上」

一 「同上」

二 中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービス(法第三十四条の十第一項に規定する基盤的金融サービスをいう。第九条において同じ。)の実施体制の整備のための方策

三 「同上」

イ 「同上」

ロ 「同上」

(1) 毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等向け

て、人口動態等を考慮した場合に組織再編成等実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策

(2) 報告基準日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み

四 次に掲げる方策その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

〔イ、ニ 略〕

(法第三十四条の十第二項第六号の組織再編成等実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項)

第百六条 法第三十四条の十第二項第六号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二 〔略〕

三 組織再編成等実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、同号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

(法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費)

第百七条 法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定めるものは、金融機関等が同項第三号に規定する措置として行う次に

貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策

(2) 毎年九月末日及び三月末日における中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み

四 次に掲げる方策その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

〔イ、ニ 同上〕

(法第三十四条の十第二項第六号の実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項)

第百六条 〔同上〕

一 第五条第一号から第四号までに掲げる事項

二 〔同上〕

三 実施計画に法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項が記載されているときは、同号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

(法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費)

第百七条 法第三十四条の十第二項第七号に規定する主務省令で定めるものは、金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十

掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、組織再編成等実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び組織再編成等実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

〔一・二 略〕

三 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報処理システムの整備

三の二 情報処理システムの設計、開発又は保守に係る契約の解約

〔四・五 略〕

六 その他その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であつて、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの

（資金交付契約の締結の申込みを予定している場合における組織再編成等実施計画の記載事項）

第百八条 「略」

（地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第百九条 法第三十四条の十第三項第二号（法第三十四条の十一第二

三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条において同じ。）が法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置として行う次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。

〔一・二 同上〕

三 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報処理システムの整備

〔号を加える。〕

〔四・五 同上〕

六 その他その実施により金融機関等の経費の削減又は収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であつて、当該金融機関等の利用者の利便の向上又は当該金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するものと認められるもの

（資金交付契約の締結の申込みを予定している場合における実施計画の記載事項）

第百八条 「同上」

（地域の経済にとって不可欠であると認められる場合）

第百九条 法第三十四条の十第三項第二号（法第三十四条の十一第二

項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める場合は、同号に規定する申請金融機関等(法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等)(法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。第百十一条において同じ。)が、その主として業務を行っている地域において提供している基盤的金融サービスの状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしている場合とする。

(全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものに相当するもの)

第百十条 法第三十四条の十第三項第四号(法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定めるものは、当該組織再編成等が法第三十四条の十第一項第五号に規定する株式交換(当該株式交換により株式交換完全親株式会社(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。)となる者が銀行持株会社等である場合に限る。)又は法第三十四条の十第一項第七号に規定する金融機関等又は銀行持株会社等による他の金融機関等又は銀行持株会社等の株式の取得である場合において、当該株式交換完全親株式会社となる者又は当該銀行持株会社等若しくは当該他の銀行持株会社等が全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は

項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定める場合は、同号に規定する申請金融機関等(法第三十四条の十一第二項において準用する場合にあつては、同条第一項の認定の申請をした金融機関等)(法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。)が、その主として業務を行っている地域において提供している基盤的金融サービスの状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしている場合とする。

(全国の区域の全部又は大部分において自らが提供している基盤的金融サービスの全部又は大部分を提供しているものと認められるものに相当するもの)

第百十条 法第三十四条の十第三項第四号(法第三十四条の十一第二項において準用する場合を含む。)に規定する主務省令で定めるものは、当該組織再編成等が法第三十四条の十第一項第五号に規定する株式交換(当該株式交換により株式交換完全親株式会社(会社法第七百六十八条第一項第一号に規定する株式交換完全親株式会社をいう。)となる者が銀行持株会社等である場合に限る。)、法第三十四条の十第一項第七号に規定する他の銀行持株会社等への株式の交付又は同項第八号に規定する他の銀行持株会社等からの株式の取得である場合において、当該株式交換完全親株式会社となる者又は当該他の銀行持株会社等が金融庁長官の指定する者である場合における当該組織再編成等の当事者である金融機関等(法第二条第一項

大部分を提供している銀行等以外の銀行等を子会社等としていない場合における当該組織再編成等の当事者である金融機関等とする。

(令第三十条の二十四第二号の主務省令で定める措置)

第百十一条 令第三十条の二十四第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等の利用者に対する法第三十条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。

(組織再編成等実施計画の公表)

第百十二条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十第三項の認定をしたときは、同条第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る組織再編成等実施計画を提出した金融機関等の商号又は名称、当該組織再編成等実施計画の内容並びに当該組織再編成等実施計画に添付された第百四条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第三十四条の十一第一項の規定による組織再編成等実施計画の変更)

第百十三条 法第三十四条の十一第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である金融機関等の商号若しくは名称、本店若しくは主

第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。)とする。

(令第三十条の六第二号の主務省令で定める措置)

第百十一条 令第三十条の六第二号に規定する主務省令で定める措置は、同条に規定する申請金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。)の利用者に対する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に関する情報の提供とする。

(実施計画の公表)

第百十二条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十第三項の認定をしたときは、同条第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。)の商号又は名称、当該実施計画の内容並びに当該実施計画に添付された第百四条第一号及び第二号に掲げる書類を公表するものとする。

(法第三十四条の十一第一項の規定による実施計画の変更)

第百十三条 法第三十四条の十一第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である金融機関等(法第二条第一項第五号及び第八号か

たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

「二・三 略」

2 金融機関等が法第三十四条の十一第一項の規定により組織再編成等実施計画を変更しようとするときは、当該変更に係る組織再編成等実施計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならぬ。この場合において、当該組織再編成等実施計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 組織再編成等実施計画の変更の理由書

二 法第三十四条の十二第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る組織再編成等実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ 当該変更に係る組織再編成等実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ 当該変更に係る組織再編成等実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三 法第三十四条の十二第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る組織再編成等実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法第三十四条の十二第二項第七号に掲げる事項に係る変更である

ら第十三号までに掲げる金融機関等を除く。次項において同じ。の商号若しくは名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

「二・三 同上」

2 金融機関等が法第三十四条の十一第一項の規定により実施計画を変更しようとするときは、当該変更に係る実施計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該実施計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 実施計画の変更の理由書

二 法第三十四条の十二第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容に限る。）の変更に係る実施計画の変更であるときは、次に掲げる書類

イ 当該変更に係る実施計画に記載された組織再編成等を実施することが見込まれることを証する書面

ロ 当該変更に係る実施計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三 法第三十四条の十二第二項第三号に掲げる事項（組織再編成等の内容を除く。）又は同項第五号若しくは第六号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更であるときは、役員の履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 「同上」

ときは、次に掲げる書類

イ 「略」

ロ 当該変更に係る組織再編成等実施計画に記載された法第三十条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五 「略」

(法第三十四条の十一第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による変更後の組織再編成等実施計画の公表)

第百十四条 金融庁長官は、法第三十四条の十一第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る組織再編成等実施計画を提出した金融機関等の商号又は名称、当該組織再編成等実施計画の内容及び当該組織再編成等実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項の変更に係る組織再編成等実施計画の変更の認定をした場合にあつては、前条第二項第四号イに掲げる書類（第百四条第二号に掲げる書類に限る。）を含む。）を公表するものとする。

(法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表)

第百十五条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により組織再編成等実施計画の認定を取り消したときは、

イ 「同上」

ロ 当該変更に係る実施計画に記載された法第三十四条の十第二項第三号に規定する措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五 「同上」

(法第三十四条の十一第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による変更後の実施計画の公表)

第百十四条 金融庁長官は、法第三十四条の十一第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る実施計画を提出した金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商号又は名称、当該実施計画の内容及び当該実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十第二項第七号に掲げる事項の変更に係る実施計画の変更の認定をした場合にあつては、第百四条第二号に掲げる書類を含む。）を公表するものとする。

(法第三十四条の十三第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定による公表)

第百十五条 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十三第一項の規定により実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項に

同条第二項において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消しの日付、当該認定を取り消された金融機関等の商号又は名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

(基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の認定の申請)

第百十五条の二 法第三十四条の十五第一項に規定する主務省令で定める期間は、四月とする。

(基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の提出)

第百十五条の三 法第三十四条の十五第一項の規定により基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画を提出する金融機関等は、別紙様式第十三号により作成した基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の十五第一項の申請の理由書
- 二 第百四条第二号から第四号までに掲げる書類
- 三 実施した組織再編成等の内容及び実施時期を記載した書面
- 四 役員の履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がさ
れていることを証する書面その他の法第三十四条の十五第二項に
おいて読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号、第五
号及び第六号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の
状況を示す書類

において準用する法第三十四条の十第五項の規定により、当該取消し
の日付、当該認定を取り消された金融機関等（法第二条第一項第五
号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。）の商
号又は名称及び当該取消しの理由を公表するものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

五 基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画の実施により従業員
の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

六 基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画に法第三十四条の十
五第二項において準用する法第三十四条の十第二項第七号に掲げ
る事項が記載されているときは、当該基盤的金融サービス経営基
盤強化実施計画に記載された法第三十四条の十五第二項において
読み替えて準用する法第三十四条の十第二項第三号に規定する措
置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

七 その他法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
法第三十四条の十第三項の規定による認定に係る審査をするため
参考となるべき書類

(組織再編成等実施計画に係る規定の準用)

第百十五條の四 第百五條から第百十五條まで（第百十三條第二項第
二號を除く。）の規定は、法第三十四條の十五第二項において法第
三十四條の十（第一項及び第七項を除く。）及び法第三十四條の十
一から法第三十四條の十三までの規定を準用する場合について準用
する。この場合において、これらの規定中「組織再編成等実施計画
」とあるのは「基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画」と読み
替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句
は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

「条を加える。」

第百七條

同項第三号

法第三十四條の十五第二

第百十二条		第百十一条	第百九条	第百八条第一号	
内閣総理大臣が	対する	第三十条の二十四第二号	同条第一項	予定している	
内閣総理大臣が法第三十条の十五第二項において	対する法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する	第三十条の二十六において準用する令第三十条の二十四第二号	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十一第一項	予定している法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する	項において読み替えて準用する法第三十四条の十二第二項第三号

	同条第五項	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の第十第五項	第百十三條 第二項	金融機関等が	金融機関等が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する	第百十三條 第二項第四 号ロ	記載された	記載された法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する	第百十三條 第二項第五 号	その他	その他法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する	第百十四條	金融庁長官は、	金融庁長官は、法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
--	-------	---------------------------------------	--------------	--------	---------------------------------	----------------------	-------	--------------------------------	---------------------	-----	------------------------------	-------	---------	----------------------------------

	同条第二項	法第三十四条の十五第二項において準用する法第三十四条の十一第二項
第百十五条	内閣総理大臣が	内閣総理大臣が法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する
	同条第二項	法第三十四条の十五第二項において読み替えて準用する法第三十四条の十三第二項

第二節 共同化措置実施計画の認定等

(共同システム)

第百十五条の五 法第三十四条の十六第一項に規定する金融機関等の

「節を加える。」

業務の合理化に資するものとして主務省令で定めるものは、三以上の金融機関等グループ（金融機関等（銀行等を子会社（銀行法第二条第八項、長期信用銀行法第十三条の二第二項、信用金庫法第三十二条第六項、協同組合による金融事業に関する法律第四条第一項、労働金庫法第三十二条第五項、農林中央金庫法第二十四条第四項、農業協同組合法第十一条の二第二項又は水産業協同組合法第九十二条第一項若しくは第百条第一項において準用する同法第十一条の八第二項に規定する子会社をいう。以下この条において同じ。）としているものであって、他の金融機関等の子会社でないものに限る。）及びその子会社である銀行等の集団をいう。以下この条において同じ。）及び金融機関等（金融機関等グループに属するものを除く。）が金融機関等の業務（銀行法第十条第一項に掲げる業務をいい、当該金融機関等が銀行以外の金融機関等である場合にあつては、当該金融機関等が長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、労働金庫法、農林中央金庫法、農業協同組合法又は水産業協同組合法の規定により行うことができる業務であつて、同項に掲げる業務に相当するものをいう。第百十五条の七第三号、第百十五条の十一第二号並びに第百十五条の十二第一号及び第二号において同じ。）を合理化するために共同して利用する情報処理システム（以下「共同システム」という。）とする。

（共同化措置）

第百十五条の六 法第三十四条の十六第一項に規定する情報処理シス

テムの設計又は開発として主務省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 新たに整備する共同システムの設計又は開発
- 二 金融機関等による共同システムの新たな利用に係る当該共同システムの設計又は開発
- 三 複数の共同システムを統合又は連携する仕組みの構築に係る当該共同システムの設計又は開発
- 四 協同組織金融機関共同システム（法第三十四条の十六第二項に規定する協同組織金融機関共同システムをいう。）の更新に係る当該協同組織金融機関共同システムの設計又は開発

（その業務の規模に照らして特に経営基盤の強化のために共同化措置を実施する必要があるもの）

第百十五条の七 法第三十四条の十六第一項に規定する主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 法第三十四条の十六第一項の申請を行う日の属する事業年度の直前の事業年度末における預金の総額が五兆円未満である銀行等であること。
 - 二 協同組織金融機関であること。
 - 三 その子会社等（第一号の銀行等に該当するものに限る。）の業務の合理化に資するものとして法第三十四条の十六第一項の申請を行う銀行持株会社等であること。
-

(共同化措置実施計画の提出)

第百十五條の八 法第三十四條の十六第一項の規定により共同化措置実施計画を提出する金融機関等(法第二條第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下この節において同じ。)は、別紙様式第十四号により作成した共同化措置実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第三十四條の十六第一項の申請の理由書

二 第百四條第二号から第四号までに掲げる書類

三 当該金融機関等が共同化措置実施計画に係る共同化措置(法第三十四條の十六第一項に規定する共同化措置をいう。以下同じ。)
を實施することが見込まれることを証する書面

四 役員の履歷書、当該金融機関等において部門別の損益管理がさ
れていることを証する書面その他の法第三十四條の十六第三項第
三号から第五号までに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための
準備の状況を示す書類

五 当該共同化措置実施計画に記載された共同化措置の實施に要す
る経費の額の算定根拠を記載した書面

六 その他法第三十四條の十六第四項の規定による認定に係る審査
をすするため参考となるべき書類

2 法第三十四條の十六第二項の規定により共同化措置実施計画を提出する協同組織中央金融機関又は特定法人(同項に規定する特定法人をいう。以下同じ。)は、別紙様式第十五号により作成した共同

化措置実施計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第三十四条の十六第二項の申請の理由書

二 前項第二号に掲げる書類（特定法人が共同化措置実施計画を提出する場合にあつては、提出の日前一年以内の一定の日における貸借対照表等、最終の株主資本等変動計算書（関連する注記を含む。第一百五十五条の十四、第一百五十五条の十五第二項第四号イ及び第一百五十五条の十六において同じ。）その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類、代表者が当該書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面並びに当該貸借対照表等及び当該株主資本等変動計算書につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（当該貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び当該株主資本等変動計算書につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類））

三 当該協同組織中央金融機関又は特定法人が共同化措置実施計画に係る共同化措置を実施することが見込まれることを証する書面

四 役員履歴書、当該協同組織中央金融機関において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法第三十四条の十六第三項第三号から第五号までに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

五 法第三十四条の十六第三項第六号に規定する経営指導の内容並びに当該経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 前項第五号及び第六号に掲げる書類

(共同システムを利用する者の数の一の協同組織中央金融機関の会員である協同組織金融機関の総数に占める割合)

第百十五条の九 法第三十四条の十六第二項に規定する主務省令で定める割合は、九十パーセントとする。

(法第三十四条の十六第三項第五号の中小規模の事業者に対する金融の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第百十五条の十 法第三十四条の十六第三項第五号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等(法第三十四条の十六第三項第四号に規定する共同システム利用金融機関等をいい、法第二条第一項第五号及び第八号から第十三号までに掲げる金融機関等を除く。以下この条、次条第二号及び第百十五条の十二第四号において同じ。)が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの

-
- イ 法第三十四条の十六第二項の申請にあつては、共同システム利用金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策
- ロ 共同システム利用金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
- ハ 共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画（次に掲げる事項を記載した計画をいう。）を適切かつ円滑に実施するための方策
- (1) 報告基準日における各共同システム利用金融機関等の中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に共同化措置実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策
- (2) 報告基準日における各共同システム利用金融機関等による中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込み
- 三 次に掲げる方策その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
- イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ロ 経営に関する相談その他の共同システム利用金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
-

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(法第三十四条の十六第三項第七号の共同化措置実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項)

第百十五条の十一 法第三十四条の十六第三項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 第五条第二項第一号から第四号までに掲げる事項

二 共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

三 法第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

(法第三十四条の十六第三項第八号に規定する共同化措置の実施に要する経費)

第百十五条の十二 法第三十四条の十六第三項第八号に規定する主務省令で定めるものは、金融機関等又は特定法人が共同化措置として実施する次に掲げる行為(他の者と連携して又は共同して行うものを含む、共同化措置実施計画の実施期間内において行われるものに限る。)に要する物件費その他の経費(現金の支出を伴わない経費及び共同化措置実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。)をいう。

一 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入

二 業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報処理システムの整備

三 情報処理システムの設計、開発又は保守に係る契約の解約

四 その他その実施により共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であつて、当該共同システム利用金融機関等の利用者の利便の向上又は当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの

(契約締結申込予定金融機関等に係る記載事項)

第百十五条の十三 法第三十四条の十六第三項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 法第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金の交付を受けて実施することを予定している共同化措置の内容

二 当該共同化措置に要する経費の額

三 当該共同化措置の開始及び完了の時期

(共同化措置実施計画の公表)

第百十五条の十四 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十六第四項の認定をしたときは、同条第六項の規定により、当該認定

の日付、当該認定に係る共同化措置実施計画を提出した金融機関等及び特定法人の商号又は名称、当該共同化措置実施計画の内容並びに当該共同化措置実施計画に添付された第百十五条の八第一項第一号に掲げる書類及び同項第二号に掲げる書類（第百四条第二号に掲げる書類に限る。）又は第百十五条の八第二項第一号に掲げる書類及び同項第二号に掲げる書類（第百四条第二号に掲げる書類（当該特定法人にあつては、提出の日前一年以内の一定の日における貸借対照表等、最終の株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類）に限る。）を公表するものとする。

（法第三十四条の十七第一項の規定による共同化措置実施計画の変更）

第百十五条の十五 法第三十四条の十七第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

一 提出者である金融機関等及び特定法人の商号若しくは名称、本店若しくは主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更

二 記載されている指標の数値の見込みから実績への変更及びこれに伴う変更

三 その他趣旨の変更を伴わない変更

2 金融機関等又は特定法人が法第三十四条の十七第一項の規定により共同化措置実施計画を変更しようとするときは、当該変更に係る

共同化措置実施計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。この場合において、当該共同化措置実施計画は、変更の内容が明らかになるように記載しなければならない。

一 共同化措置実施計画の変更の理由書

二 法第三十四条の十六第三項第三号に掲げる事項の変更に係る共同化措置実施計画の変更であるときは、当該変更に係る共同化措置実施計画に記載された共同化措置を実施することが見込まれることを証する書面

三 法第三十四条の十六第三項第四号から第七号までに掲げる事項の変更に係る共同化措置実施計画の変更であるときは、役員履歴書その他の変更後の当該事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法第三十四条の十六第三項第八号に掲げる事項に係る変更であるときは、次に掲げる書類

イ 第一百五号の八第一項第二号に掲げる書類（第四百四条第二号及び第三号に掲げる書類に限る。）又は第一百五号の八第二項第二号に掲げる書類（第四百四条第二号及び第三号に掲げる書類（当該特定法人にあつては、提出の日前一年以内の一定の日における貸借対照表等、最終の株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類並びに代表者が当該貸借対照表等及び当該株主資本等変動計算書に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面）に限る。）

ロ 当該変更に係る共同化措置実施計画に記載された共同化措置の実施に要する経費の額の算定根拠を記載した書面

五 その他法第三十四条の十七第一項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法第三十四条の十七第二項において準用する法第三十四条の十六第六項の規定による変更後の共同化措置実施計画の公表)

第百十五条の十六 金融庁長官は、法第三十四条の十七第一項の認定をしたときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十六第六項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る共同化措置実施計画を提出した金融機関等及び特定法人の商号又は名称、当該共同化措置実施計画の内容及び当該共同化措置実施計画に添付された前条第二項第一号に掲げる書類（法第三十四条の十六第三項第八号に掲げる事項の変更に係る共同化措置実施計画の変更の認定をした場合にあつては、前条第二項第四号イに掲げる書類（第百四条第二号に掲げる書類（当該特定法人にあつては、提出の日前一年以内の一定の日における貸借対照表等、最終の株主資本等変動計算書その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類）に限る。）を含む。）を公表するものとする。

(法第三十四条の十九第二項において準用する法第三十四条の十六第六項の規定による公表)

第百十五条の十七 金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十

九第一項の規定により共同化措置実施計画の認定を取り消したときは、同条第二項において準用する法第三十四条の十六第六項（ただし書を除く。）の規定により、当該取消の日付、当該認定を取り消された金融機関等及び特定法人の商号又は名称並びに当該取消しの理由を公表するものとする。

（予備審査）

第一百七十七条 金融機関等（特定法人を含む。）は、法の規定による決定、承認、認可又は認定の申請をしようとするときは、当該決定、承認、認可又は認定の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官又は財務局長をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

附 則

この府令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

「条を削る。」

（予備審査）

第一百七十七条 金融機関等は、法の規定による決定、承認、認可又は認定の申請をしようとするときは、当該決定、承認、認可又は認定の申請をする際に金融庁長官等（金融庁長官又は財務局長をいう。以下この条において同じ。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

附 則

（施行期日）

第一条 この府令は、法の施行の日（平成十六年八月一日）から施行する。

（震災特例金融機関等及び震災特例対象子会社による経営強化計画の提出）

第二条 法附則第八条第一項又は第二項の規定により経営強化計画を

-
- 提出する震災特例金融機関等（同条第一項に規定する震災特例金融機関等をいい、法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。）又は震災特例対象子会社（法附則第八条第二項に規定する震災特例対象子会社をいう。以下同じ。）は、別紙様式第七号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（震災特例対象子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含み、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。
- 一 法附則第八条第一項又は第二項の申込みの理由書（当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）
 - 二 提出の日前六月以内（震災特例協同組織金融機関（法附則第十条第一項に規定する震災特例協同組織金融機関をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類
 - 三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
 - 四 第二号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認
-

会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書、当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第八条第一項第二号又は第二項第二号及び令附則第二条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該震災特例金融機関等が法附則第八条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 震災特例対象子会社に係る銀行持株会社等が法附則第八条第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその震災特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

八 法附則第八条第三項の規定により適用される法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀

行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定
銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図
る時期の見通し（銀行持株会社等が法附則第八条第二項の申込み
をする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）
を記載した書面その他の法附則第八条第三項の規定により適用さ
れる法第五条第一項第十号に掲げる要件に該当することを証する
書類

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされる
ものである場合にあつては、その請求により転換された他の
種類の株式

(2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換され
るものである場合にあつては、その事由が生じたことにより
転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式につい
て分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資
について分割された優先出資

九 その他法附則第八条第三項の規定により適用される法第五条第
一項の規定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第八条第一項第二号又は第二項第二号の中小規模の事業者
に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

「条を削る。」

第三条 法附則第八条第一項第二号又は第二項第二号に規定する主務

省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの
 - イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方策
 - ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
 - 三 被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策
 - 四 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの
 - イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - ハ 早期の事業再生に資する方策
- ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

「条を削る。」

「条を削る。」

（法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第四条 法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項（法附則第八条第三項の規定により適用される法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針
- 二 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 三 法附則第八条第三項の規定により適用される法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項の規定による経営強化計画の提出）

第五条 法附則第八条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の剰余金の処分の方針

「条を削る。」

二 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法附則第八条第三項の規定により適用される法第十四条第八項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び法第十条第一項に規定する取得貸付債権のうち経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

(震災特例金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例)

第六条 法附則第八条第三項の規定により法第二章（法第五条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二章の規定の適用については、第二十三条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第二十五条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第二十二條第一項第三号」とあるのは「附則第四条の規定により読み替えて適用される同令第二十二條第一項第三号」と、第二十六條第一項第二号中「第四条第一項第三号、第四号及び第七号並びに」とあるのは「第四条第一項第七号及び」と、同項第三号中「

次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第二十八条第四号中「同条第十項各号」とあるのは「附則第五条各号」と、「同条第九項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもつてする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十九条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等による経営強化計画の提出）

第七條 法附則第九条第一項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。第一号及び第六号を除き、以下この条において同じ。）は、別紙様式第八号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 提出の日前六月以内（協同組織金融機関（法第二条第一項第三

「条を削る。」

号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限り、以下
同じ。)が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内)
の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率
を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表
その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることので
きる書類

二 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、
その旨を記載した書面

三 第一号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認
会計士等の監査証明を受けたことを証する書類(同号の貸借対照
表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照
表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又
は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記
載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士
等の監査証明を受けたことを証する書類)

四 経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行法、長期信用銀行法
、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業
に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定に
よる認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行つ
ていることを証する書面

五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社となる金
融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容
を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があつた

ことを証する書面

六 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の交付を行う金融機関等が経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の交付を行うことを証する書面

七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをする場合における役員履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつてはその子会社等において部門別の損益管理がされていることを証する書面、当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される他の金融機関等（銀行持株会社等を除く。）又は労働金庫の自己資本の充実のために同項の申込みをする場合にあつては当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該金融機関等若しくは当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをする場合における同項第三号イ並びに令附則第四条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

八 経営強化計画に係る金融組織再編成が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第四項

-
- の規定によりみなされて適用される金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に関する事項を記載した書面
- 九 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面
- 十 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類
- イ 当該申込みの理由書（金融組織再編成の当事者である震災特例金融機関等における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）
- ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをする場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面
- ハ 当該金融機関等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面
- ニ 組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定
-

根拠を記載した書面

ホ 法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（組織再編成銀行持株会社等が法附則第九条第一項の申込みをする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）を記載した書面その他の法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

(1) 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

(i) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(ii) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(iii) 当該株式又は(i)若しくは(ii)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(2) 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

十一 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。）の自己資本の充実のために法附則第九条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

十二 その他法附則第九条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第九条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第八条 法附則第九条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第九条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 附則第三条第二号から第四号までに掲げる方策

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第九条 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第

「条を削る。」

「条を削る。」

二十三条第三項（法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針

二 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等を含む。次条第二号及び附則第十一条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第十条 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項（法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項

二 法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有

「条を削る。」

する取得株式等及び取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。次条第三号において同じ。）のうち当該承継組織再編成金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。）又は経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十条第九項の規定による経営強化計画の提出）

第十一條 法附則第九条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第九項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の剰余金の処分の方針
- 二 経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 三 法附則第九条第三項の規定により適用される法第二十四条第七項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

「条を削る。」

「条を削る。」

（震災特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

第十二条 法附則第九条第三項の規定により法第三章（法第十七条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第四十五条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる書類」と、第五十九条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第六十二条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第四十八条第一項第三号」とあるのは「附則第八条の規定により読み替えて適用される同令第四十八条第一項第三号」と、第六十三条第一項第二号中「法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロ」とあるのは「次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に法第十六条第一項第五号ロ」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第六十六条第四号中「同条第九項各号に掲げる事項又は同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項」とあるのは「同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項又は附則第十一条各号に掲げる事項」と、「同条第八項第二号」とあるのは「法第二十四条第八項第

「条を削る。」

「条を削る。」

二号」と、同条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもってする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第六十七条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「次に掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（法附則第十条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第十三条 法附則第十条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 附則第三条第二号から第四号までに掲げる方策

（法附則第十条第二項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第十四条 法附則第十条第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 当該申込みに係る対象協同組織金融機関（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その

「条を削る。」

他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 附則第三条第二号から第四号までに掲げる方策

(法附則第十条第四項の規定による経営強化計画の提出)

第十五条 法附則第十条第四項の規定により経営強化計画を提出する震災特例協同組織金融機関(同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)は、別紙様式第七号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面(当該震災特例協同組織金融機関における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。)

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員の履歴書

五 その他法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八

条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

2 法附則第十条第四項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関（同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。）は、別紙様式第八号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項第二号に掲げる書類

二 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類

イ 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（金融組織再編成の当事者である震災特例協同組織金融機関における被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

ロ 前項第三号に掲げる書類（当該協同組織金融機関が法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信

「条を削る。」

託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第二項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあつては、自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることのできる書類)

ハ 前項第四号に掲げる書類

四 その他法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法附則第十条第四項の規定による経営強化指導計画の提出)

第十六条 法附則第十条第四項の規定により経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関（法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下同じ。）は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みの理由書

二 次に掲げる経営強化指導計画に係る対象協同組織金融機関の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの 法第五条第一項第四号及び法附則第

十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面

ロ 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第十条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関 同条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項第二号ハ及びニ(2)に掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員の履歴書その他の法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十七条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法附則第十条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五 法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法附則第十条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となる

「条を削る。」

(震災特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第十七条 法附則第十条第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第八十六條第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあるのは「見通し」と、第八十八條第一項第二号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」とする。

(特定震災特例経営強化計画の提出)

第十八条 法附則第十一条第二項の規定により特定震災特例経営強化計画(同条第一項に規定する特定震災特例経営強化計画をいう。以下同じ。)を提出する特定震災特例協同組織金融機関(同条第一項に規定する特定震災特例協同組織金融機関をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。)は、別紙様式第九号により作成した特定震災特例経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面(当該特定震災特例協同組織金融機関における

「条を削る。」

「条を削る。」

被災者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員履歴書

五 その他法附則第十一条第三項の規定による決定に係る審査をすすめるため参考となるべき書類

(特定震災特例経営強化指導計画の提出)

第十九条 法附則第十一条第二項の規定により特定震災特例経営強化

指導計画(同項に規定する特定震災特例経営強化指導計画をいう。

以下同じ。)を提出する協同組織中央金融機関は、当該特定震災特例経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法第二十六条の申込みの理由書

二 法附則第十一条第三項第一号ロ及びニに掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員履歴書その他の法附則第十一条第二項第一号に掲げる事項及び経営指導契約(同条第一項第二号に規定する経営指導契約をいう。)の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

「条を削る。」

「条を削る。」

四 法第二十六条の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五 その他法附則第十一条第三項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

（法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用される法第三十三条第一項及び第二項の規定による経営強化計画の変更）

第二十条 法附則第十一条第四項の規定により読み替えて適用される法第三十三条第一項及び第二項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- 一 提出者である協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関の名称、主たる事務所の所在地又は代表者の役職若しくは氏名の変更
- 二 その他趣旨の変更を伴わない変更

（法附則第十一条第四項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定に関する特例）

第二十一条 法附則第十一条第四項の規定により法第四章（法第二十八条第一項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第七十八条中「法第三十条第三項の規定により」とあるのは「法附則第十一条第四項の規定により適用される法第三十条第三項又は第三十三条第二項の規定により」と、「書類を添付」とあるのは「書類及び法附則第十七条第一項の規定による認定を受けようとする場合又は受けた場合においては附則第

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

二十三条に規定する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類を添付」と、第八十六条中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第七号に掲げるものを除く。）とする。」

第二十二條 削除

（法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号の主務省令で定める場合）

第二十三條 法附則第十六条第一項及び第三項第二号並びに第十七条第一項及び第二項第一号に規定する主務省令で定める場合は、最終の貸借対照表において、資産の額が負債の額に信託受益権等（法附則第十一条第三項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得したものに限り。附則第二十六条第四号、第五十条及び第五十一条を除き、以下同じ。）に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らない場合とする。

（特別経営強化計画の提出）

第二十四條 法附則第十六条第一項の規定により経営が改善したことを示すために必要な書類及び特別経営強化計画（同項に規定する特別経営強化計画をいう。以下同じ。）を提出する特別対象協同組織

金融機関等（法附則第十五条に規定する特別対象協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。以下同じ。）は、当該書類及び別紙様式第七号に準じて作成した特別経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十六条第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

三 資産の額が負債の額に信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下らないことを証する書面

四 役員履歴書

五 その他法附則第十六条第三項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

（特別経営強化計画の記載事項）

第二十五条 法附則第十六条第一項第三号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 剰余金の処分の方針

二 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

「条を削る。」

「条を削る。」

(特別経営強化指導計画の提出)

第二十六条 法附則第十六条第二項の規定により特別経営強化指導計

画(同項に規定する特別経営強化指導計画をいう。以下同じ。)を提出する協同組織中央金融機関は、当該特別経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十六条第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面

二 法附則第十六条第三項第五号に掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員の履歴書その他の法附則第十六条第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 協同組織中央金融機関が現に保有する信託受益権等のうち特別経営強化計画を提出する協同組織金融機関を信託受益権等に係る取得優先出資等の発行者又は債務者とするものの額及びその内容を記載した書面

五 信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十六条第三項第八号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法附則第十六条第三項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

「条を削る。」

(特別経営強化指導計画の記載事項)
第二十七条 法附則第十六条第二号に規定する主務省令で定める事項は、法附則第十一条第二項の規定に基づき行った法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る令附則第十一条の規定により読み替えて適用される令第二十五条第一号イに規定する他の信託の受益権、同条第二号イに規定する他の優先出資又は同条第三号イに規定する他の特定社債であつて特別経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びその内容とする。

(法附則第十六条第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定に関する特例)

第二十八条 法附則第十六条第五項の規定により法第四章(法第二十八条第一項を除く。)の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第八十六条第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあるのは「見通し」と、第八十八条第一項第二号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」とする。

(資本整理等実施要綱の提出)

第二十九条 法附則第十七条第一項の規定により事業再構築(同項に規定する事業再構築をいう。以下同じ。)に伴う資本整理(同項に

「条を削る。」

「条を削る。」

規定する資本整理をいう。以下同じ。)を可とする旨の認定を申請する特別対象協同組織金融機関等は、別紙様式第十号により作成した資本整理等実施要綱(同項に規定する資本整理等実施要綱をいう。)に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第十七条第一項の規定による認定を申請する理由を記載した書面

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類(当該特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、事業再構築の相手方金融機関(法附則第十八条第一項に規定する相手方金融機関をいう。第四号において同じ。)に係るものを含む。)

三 資産の額が負債の額に信託受益権等に係る取得優先出資等のうち優先出資の額を加えた額を下ることを証する書面

四 事業再構築に係る当該特別対象協同組織金融機関等の自己資本比率の見込みを記載した書面(当該特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡である場合には、事業再構築の相手方金融機関に係るものを含む。)

五 資本整理を行った後に協定銀行が引き続き当該特別対象協同組

「条を削る。」

「条を削る。」

- 織金融機関等に係る信託受益権等を保有する場合には、当該信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の法附則第十七条第二項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類
- 六 役員の履歴書
- 七 その他法附則第十七条第二項の規定による認定に係る審査をするため参考となるべき書類

(資本整理等実施要綱の記載事項)

第三十条 法附則第十七条第一項第四号に規定する主務省令で定める事項は、同条第二項の認定を申請した特別対象協同組織金融機関等に係る事業再構築が合併又は事業の全部若しくは重要な一部の譲渡でない場合にあつては、次に掲げる事項とする。

- 一 当該事業再構築後の経営体制の整備に関する事項
- 二 事業の継続及び再建を内容とする計画に関する事項

(資本整理の認定に係る信託受益権等の処分等が困難と認められる場合)

第三十一条 法附則第十七条第二項第五号に規定する主務省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 信託受益権等がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行

「条を削る。」

が当該信託受益権等につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

二 信託受益権等に係る取得優先出資等につき、その処分をし、又は剰余金をもってする消却若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合

(法附則第二十一条第一項及び第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額)

第三十二条 法附則第二十一条第一項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、一般勘定(預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第四十一条に規定する一般勘定をいう。以下同じ。)から支出された金額に付保預金割合を乗じた金額とする。

2 法附則第二十一条第二項に規定する主務省令で定めるところにより計算した金額は、同項に規定する損失の額に付保預金割合を乗じた金額とする。

3 前二項の「付保預金割合」とは、資本整理を行う認定特別対象協同組織金融機関等(法附則第十八条第一項に規定する認定特別対象協同組織金融機関等をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。)が法附則第十七条第二項の認定を申請するに際し、当該認定特別対象協同組織金融機関等に係る負債(次の各号に掲げるものを除く。)の額の合計額に預金保険法第四十九条第二項に規定する保険事故が発生したと仮定した場合の同法第五十四条第一項に規定する支払対象一般預金等に係る

「条を削る。」

保険金の額及び同法第五十四条の二第一項に規定する支払対象決済用預金に係る保険金の額の合計額に相当する額が占める割合をいう。

一 信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第七十条第二項第一号及び協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）第三十七条第二項第一号の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。）

二 金融商品取引責任準備金（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金をいう。）

三 繰延税金負債（信用金庫法施行規則第三百三十一条第一項に規定する別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号又は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号の貸借対照表（次号において「各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）

四 再評価に係る繰延税金負債（各貸借対照表に記載された再評価に係る繰延税金負債をいう。）

（機構における勘定間の繰入れ）

第三十三条 預金保険機構（以下「機構」という。）は、法附則第二十一条第一項の規定により内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官

及び財務大臣に提出しなければならない。

一 繰入れを必要とする理由

二 金融機能早期健全化勘定（金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律（平成十年法律第四百十三号）第十五条第一項に規定する金融機能早期健全化勘定をいう。以下同じ。）から一般勘定への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面

三 その他法附則第二十一条第一項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

2 機構は、法附則第二十一条第二項の規定により内閣総理大臣及び

財務大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 繰入れを必要とする理由

二 一般勘定から金融機能強化勘定（法第四十三条に規定する金融機能強化勘定をいう。以下同じ。）への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面

三 その他法附則第二十一条第二項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

3 機構は、法附則第二十一条第三項の規定により内閣総理大臣及び

財務大臣の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を金融庁長官及び財務大臣に提出しなければならない。

一 繰入れを必要とする理由

二 金融機能早期健全化勘定から金融機能強化勘定への繰入れを行おうとする額の算定根拠を記載した書面

「条を削る。」

三 その他法附則第二十一条第三項の規定による認可に係る審査をするため参考となるべき書類

(法附則第二十二条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出)

第三十四条 法附則第二十二条第一項の規定により協同組織金融機能強化方針を提出する協同組織中央金融機関等(法第二条第七項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下同じ。)は、別紙様式第十一号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の二の申込みの理由書
- 二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知らせることのできる書類
- 三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
- 四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類(同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載し

た書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類)

五 役員履歴書、当該協同組織中央金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十二條第一項第一号及び令附則第十三條各号に掲げる事項並びに同項第二号に規定する経営指導の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該申込みに係る優先出資の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 法附則第二十二條第三項の規定により適用される法第三十四條の四第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する優先出資(分割された優先出資を含む。)及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該優先出資及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

八 その他法附則第二十二條第三項の規定により適用される法第三十四條の四第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法附則第二十二條第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

「条を削る。」

第三十五条 法附則第二十二條第一項第一号に規定する主務省令で定

めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

- 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策として次に掲げるもの
 - イ 協同組織金融機関等（法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策
 - ロ 協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
 - 三 被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策
 - 四 その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの
 - イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - ロ 経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ハ 早期の事業再生に資する方策

「条を削る。」

二 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(法附則第二十二條第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項)

第三十六條 法附則第二十二條第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四條の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

イ 特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。

ロ 特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。

ハ 特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。

二 協同組織金融機関等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制

に関する事項

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等及び新型コロナウイルス感染症特例対象子会社による経営強化計画の提出)

第三十七条 法附則第二十六条第一項又は第二項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等(同条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例金融機関等をいい、法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。以下同じ。)又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社(法附則第二十六条第二項に規定する新型コロナウイルス感染症特例対象子会社をいう。以下同じ。)は、別紙様式第十二号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類(新型コロナウイルス感染症特例対象子会社にあつては、当該経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等に係る第二号から第四号までに掲げる書類を含む、当該銀行持株会社等と連名のものに限る。)を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法附則第二十六条第一項又は第二項の申込みの理由書(当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社における新型コロナウイルス感染症等(同条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症等をいう。以下同じ。)の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。)

二 提出の日前六月以内(新型コロナウイルス感染症特例協同組織

「条を削る。」

金融機関（法附則第二十八条第一項に規定する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関をいい、法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）が経営強化計画を提出する場合には、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

四 第二号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類）

五 役員の履歴書、当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感染症特例対象子会社において部門別の損益管理がされていることを証する書面その他の法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号及び令附則第十四条各号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

六 当該新型コロナウイルス感染症特例金融機関等が法附則第二十

六条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

七 新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に係る銀行持株会社等が法附則第二十六条第二項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその新型コロナウイルス感染症特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

八 法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第五条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（銀行持株会社等が法附則第二十六条第二項の申込みをする場合にあつては、当該銀行持株会社等に係る当該見通し）を記載した書面その他の法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第五条第一項第十号に掲げる要件に該当することを証する書類

イ 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式

- (1) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

- (2) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換され
-

「条を削る。」

るものである場合にあっては、その事由が生じたことにより
転換された他の種類の株式

(3) 当該株式又は(1)若しくは(2)に掲げる他の種類の株式につい
て分割され又は併合された株式

ロ 当該株式等が優先出資である場合にあっては、当該優先出資
について分割された優先出資

九 その他法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第五
条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき
書類

(法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号の中小規模の事
業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第三十八条 法附則第二十六条第一項第二号又は第二項第二号に規定
する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型
コロナウイルス感染症特例金融機関等又は新型コロナウイルス感
染症特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経
済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策とし
て次に掲げるもの

イ 中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のため
の方策

ロ 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規

模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

三 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援をはじめとする地域経済の再生に資する方策

四 その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げるもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

ロ 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

（法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第三十九条 法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十三条第三項（法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針

二 経営強化計画を連名で提出する法第十三条第三項第一号に規定

「条を削る。」

「条を削る。」

する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第十三条第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第十条第二項に規定する取得株式等という。次条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項の規定による経営強化計画の提出）

第四十条 法附則第二十六条第三項の規定により読み替えて適用される法第十四条第十項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の剰余金の処分の方針

二 経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法附則第二十六条第三項の規定により適用される法第十四条第八項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び法第十条第一項に規定する取得貸付債権のうち経営強化計画を連名で提出する法第十四条第九項第一号に規定する他の銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

「条を削る。」

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等の株式等の引受け等に
係る申込み等の特例）

第四十一条 法附則第二十六条第三項の規定により法第二章（法第五
条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第二
章の規定の適用については、第二十三条第一項第三号中「次に掲げ
る事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及び
その実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第二十五条第七
号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及
び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済
に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「
見通し」と、「第二十二条第一項第三号」とあるのは「附則第三十
五条の規定により読み替えて適用される同令第二十二条第一項第三
号」と、第二十六条第一項第二号中「第四条第一項第七号及び」と、
及び第七号並びに」とあるのは「第四条第一項第七号及び」と、同
項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中
「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、
第二十八条第四号中「同条第十項各号」とあるのは「附則第四十条
各号」と、「同条第九項第二号」とあるのは「同項第二号」と、同
条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式
等につき剰余金をもってする自己の株式の取得に対応することがで
きる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第二十
九条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事

「条を削る。」

項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

(新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等による経営強化計画の提出)

第四十二条 法附則第二十七条第一項の規定により経営強化計画を提出する金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。第一号及び第六号を除き、以下の条において同じ。）は、別紙様式第十三号により作成した経営強化計画に次に掲げる書類（当該経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等がある場合にあつては、当該組織再編成銀行持株会社等に係る第一号から第三号までに掲げる書類を含み、当該組織再編成銀行持株会社等と連名のものに限る。）を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 提出の日前六月以内（協同組織金融機関が経営強化計画を提出する場合にあつては、一年以内）の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の株主資本等変動計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

二 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面

三 第一号の貸借対照表等及び株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照

-
- 表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の株主資本等変動計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類)
- 四 経営強化計画に係る金融組織再編成が銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律又は金融機関の合併及び転換に関する法律の規定による認可を必要とするものであるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書面
- 五 株式交換により他の金融機関等の株式交換完全子会社となる金融機関等が経営強化計画を提出するときは、株式交換契約の内容を記載した書面及び株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面
- 六 法第二条第六項第七号に規定する他の金融機関等への株式の交付を行う金融機関等が経営強化計画を提出するときは、当該金融機関等が株式の交付を行うことを証する書面
- 七 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをする場合における役員履歴書、当該金融機関等において部門別の損益管理がされていることを証する書面（当該金融機関等が銀行持株会社等である場合にあつてはその子会社等において部門別の損益管理がされていることを証する書面、当該金融機関等又は当該金融機関等に係
-

-
- る組織再編成銀行持株会社等が新たに設立される他の金融機関等（銀行持株会社等を除く。）又は労働金庫の自己資本の充実のためと同項の申込みをする場合にあっては当該他の金融機関等又は労働金庫において損益管理がされることを証する書面）その他の当該経営強化計画を提出する金融機関等及び当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをしない場合における同項第四号に掲げる事項又は当該金融機関等若しくは当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が同項の申込みをする場合における同項第三号イ並びに令附則第十六条第二号イ及びロに掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類
- 八 経営強化計画に係る金融組織再編成が信用金庫、労働金庫又は信用金庫連合会を組織再編成金融機関等とするものであるときは、法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第四項の規定によりみなされて適用される金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法第十二条第一項、第三項若しくは第五項又は第十三条第一項、第三項若しくは第五項の規定により消却することができる持分に関する事項を記載した書面
- 九 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面
- 十 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、次に掲げる書類
- イ 当該申込みの理由書（金融組織再編成の当事者である新型コ
-

ロナウイルス感染症特例金融機関等における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

ロ 経営強化計画に係る金融組織再編成に係る組織再編成金融機関等（組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをする場合にあつては、その対象組織再編成子会社）の自己資本比率の見込みを記載した書面

ハ 当該金融機関等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ニ 組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る株式等の引受け等及び当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額の算定根拠を記載した書面

ホ 法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等（次に掲げるものを含む。）及び同項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該株式等及び当該貸付債権の処分のための対応を図る時期の見通し（組織再編成銀行持株会社等が法附則第二十七条第一項の申込みをする場合にあつては、

当該銀行持株会社等に係る当該見通しを記載した書面その他の法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第一項第七号に掲げる要件に該当することを証する書類

(1) 当該株式等が株式である場合にあつては、次に掲げる株式
(i) 当該株式が他の種類の株式への転換の請求が可能とされるものである場合にあつては、その請求により転換された他の種類の株式

(ii) 当該株式が一定の事由が生じたことを条件として転換されるものである場合にあつては、その事由が生じたことにより転換された他の種類の株式

(iii) 当該株式又は(i)若しくは(ii)に掲げる他の種類の株式について分割され又は併合された株式

(2) 当該株式等が優先出資である場合にあつては、当該優先出資について分割された優先出資

十一 当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が銀行持株会社等（経営強化計画に係る金融組織再編成により新たに設立される銀行持株会社等を含む。）の自己資本の充実のために法附則第二十七条第一項の申込みをするときは、当該申込みに係る資金を当該銀行持株会社等又はその子会社等の自己資本の充実に活用するための方針を記載した書面

十二 その他法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第十七条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

「条を削る。」

（法附則第二十七条第一項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策）

第四十三条 法附則第二十七条第一項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関（法附則第二十七条第一項第三号イに規定する業務実施金融機関をいう。）が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針

二 附則第三十八条第二号から第四号までに掲げる方策

（法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第四十四条 法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十三条第三項（法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条第十二項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の剰余金の処分の方針

二 経営強化計画を連名で提出する法第二十三条第三項第一号に規定する会社の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策

三 法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十三条

「条を削る。」

「条を削る。」

第一項の規定による認可を受けた株式交換等により協定銀行が割当てを受けた取得株式等（法第二十条第二項に規定する取得株式等をいう。次条第二号及び附則第四十六条第三号において同じ。）である株式の額及びその内容

（法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項等の規定による経営強化計画の提出）

第四十五条

法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第三項（法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条第六項において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 令第十二条第三号イ及びロに掲げる事項
- 二 法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条第一項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権（法第二十条第一項に規定する取得貸付債権をいう。次条第三号において同じ。）のうち当該承継組織再編成金融機関等（法第二条第一項第五号及び第八号から第十二号までに掲げる金融機関等を除く。）又は経営強化計画を当該承継組織再編成子会社と連名で提出する銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第九項の規定による経営強化計画の提出）

「条を削る。」

第四十六条 法附則第二十七条第三項の規定により読み替えて適用される法第二十四条第九項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の剰余金の処分の方針
- 二 経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等の財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策
- 三 法附則第二十七条第三項の規定により適用される法第二十四条

第七項の規定による認可を受けた合併等の後において協定銀行が保有する取得株式等及び取得貸付債権のうち経営強化計画を連名で提出する法第二十四条第八項第一号に規定する他の銀行持株会社等を発行者又は債務者とするものの額及びその内容

（新型コロナウイルス感染症特例金融機関等を当事者とする金融組織再編成を行う金融機関等の株式等の引受け等に係る申込み等の特例）

「条を削る。」

第四十七条 法附則第二十七条第三項の規定により法第三章（法第十

七条第二項を除く。）の規定を読み替えて適用する場合における第三章の規定の適用については、第四十五条中「次に掲げる書類」とあるのは「第一号、第二号及び第四号に掲げる書類」と、第五十九条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「

見通し」と、第六十二条第七号中「見通し並びにその実現に向けた計画並びに当該取得株式等及び当該取得貸付債権に係る借入金につき株式処分等、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、「第四十八条第一項第三号」とあるのは「附則第三十九条の規定により読み替えて適用される同令第四十八条第一項第三号」と、第六十三条第一項第二号中「法第十六条第一項第四号、第五号イ及び次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に同条第一項第五号ロ）とあるのは「次項第一号に掲げる事項（当該経営強化計画に法第十六条第一項第五号ロ）」と、同項第三号中「次に掲げる」とあるのは「イに掲げる」と、同号イ中「見通し並びにその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」と、第六十六条第四号中「同条第九項各号に掲げる事項又は同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項」とあるのは「同条第十項の規定により経営計画に記載すべき事項又は附則第四十六条各号に掲げる事項」と、「同条第八項第二号」とあるのは「法第二十四条第八項第二号」と、同条第五号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該取得株式等につき剰余金をもってする自己の株式の取得に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」と、第六十七条第一項第三号中「次に掲げる事項」とあるのは「イに掲げる事項」と、同号イ中「見通し及びその実現に向けた計画」とあるのは「見通し」とする。

（法附則第二十八条第一項第二号の中小規模の事業者に対する信用

「条を削る。」

「条を削る。」

「条を削る。」

供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第四十八条 法附則第二十八条第一項第二号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 附則第三十八条第二号から第四号までに掲げる方策

(法附則第二十八条第二項第三号イの中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策)

第四十九条 法附則第二十八条第二項第三号イに規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる方策とする。

- 一 当該申込みに係る対象協同組織金融機関に係る中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該対象協同組織金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針
- 二 附則第三十八条第二号から第四号までに掲げる方策

(法附則第二十八条第四項の規定による経営強化計画の提出)

第五十条 法附則第二十八条第四項の規定により経営強化計画を提出する新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関(同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第一項の規定により同項各号

に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したものに限る。)は、別紙様式第十二号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面(当該新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。)

二 最終の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等、当該貸借対照表等の作成の日における自己資本比率を記載した書面、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書類

三 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた時点における前号に掲げる書類

四 役員の履歴書

五 その他法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

2 法附則第二十八条第四項の規定により経営強化計画を提出する協同組織金融機関(同項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係

る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関に限る。
）は、別紙様式第十三号に準じて作成した経営強化計画に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 前項第二号に掲げる書類

二 経営強化計画の実施により従業員の地位が不当に害されるものでないことを証する書面

三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関が法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る対象協同組織金融機関であるときは、次に掲げる書類
イ 法第二十五条第一項に規定する引受け又は貸付けが行われた理由を記載した書面（金融組織再編成の当事者である新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関における新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の状況に係る記載を含む。）

ロ 前項第三号に掲げる書類（当該協同組織金融機関が法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第二項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立された協同組織金融機関である場合にあっては、自己資本比率その他の設立後における財務の状況を知ることのできる書類）

ハ 前項第四号に掲げる書類

「条を削る。」

四 その他法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(法附則第二十八条第四項の規定による経営強化指導計画の提出)

第五十一条 法附則第二十八条第四項の規定により経営強化指導計画

を提出する協同組織中央金融機関は、当該経営強化指導計画に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みの理由書

二 次に掲げる経営強化指導計画に係る対象協同組織金融機関の区分に応じそれぞれ次に定める書類

イ 法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第一項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの 法第五条第一項第四号及び法附則第二十八条第五項の規定により適用される法第二十八条第一項第一号ロに掲げる要件に該当することを証する書面

ロ 法附則第二十八条第四項の規定に基づき行う法第二十六条の申込みに係る信託受益権等に係る取得優先出資等について法附則第二十八条第二項の規定により同項各号に掲げる事項を記載した経営強化計画を提出したもの又は同項の規定により提出された経営強化計画に係る特定組織再編成により新たに設立され

た協同組織金融機関 同条第五項の規定により適用される法第二十八條第一項第二号ハ及びニ(2)に掲げる要件に該当することを証する書面

三 役員の履歴書その他の法附則第二十八條第五項の規定により適用される法第二十七條第二項第一号に掲げる事項の円滑かつ確実な実施のための準備の状況を示す書類

四 法附則第二十八條第四項の規定に基づき行う法第二十六條の申込みに係る信託受益権等の買取りの額の算定根拠を記載した書面

五 法附則第二十八條第五項の規定により適用される法第二十八條第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する信託受益権等につき協定銀行に対し譲渡その他の処分をするよう要請することその他の協定銀行による当該信託受益権等の処分のための対応を図る時期の見通しを記載した書面その他の同項第五号に掲げる要件に該当することを証する書類

六 その他法附則第二十八條第五項の規定により適用される法第二十八條第一項の規定による決定に係る審査をするため参考となるべき書類

(新型コロナウイルス感染症特例協同組織金融機関に係る経営強化計画等の特例)

第五十二條 法附則第二十八條第五項の規定により法第四章の規定を読み替えて適用する場合における第四章の規定の適用については、第八十六條第七号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該

「条を削る。」

「条を削る。」

信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策の概要」とあるのは「見通し」と、第八十八条第一項第二号中「見通し及びその実現に向けた計画並びに当該信託受益権等の消却又は償還に対応することができる財源を確保するための方策」とあるのは「見通し」とする。

(法附則第二十九条第一項の規定による協同組織金融機能強化方針の提出)

第五十三条 法附則第二十九条第一項の規定により協同組織金融機能

強化方針を提出する協同組織中央金融機関等は、別紙様式第十四号により作成した協同組織金融機能強化方針に次に掲げる書類を添付し、金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出しなければならない。

- 一 法第三十四条の二の申込みの理由書
- 二 提出の日前六月以内の一定の日における貸借対照表等、当該日における自己資本比率を記載した書面、最終の剰余金処分計算書等、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知らることができる書類
- 三 代表者が前号の書類に記載された事項が適正であると確認し、その旨を記載した書面
- 四 第二号の貸借対照表等及び剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類（同号の貸借対照表等が最終の貸借対照表等でない場合にあつては、当該貸借対照表等

-
- につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類又は当該貸借対照表等につき公認会計士等と協議が行われた旨を記載した書面及び同号の剰余金処分計算書等につき公認会計士等の監査証明を受けたことを証する書類)
- 五 役員 の 履 歴 書、当 該 協 同 組 織 中 央 金 融 機 関 等 に お い て 部 門 別 の 損 益 管 理 が さ れ て い る こ と を 証 す る 書 面 そ の 他 の 法 附 則 第 二 十 九 条 第 一 項 第 一 号 及 び 令 附 則 第 二 十 一 条 各 号 に 掲 げ る 事 項 並 び に 同 項 第 二 号 に 規 定 す る 経 営 指 導 の 円 滑 か つ 確 実 な 実 施 の た め の 準 備 の 状 況 を 示 す 書 類
- 六 当 該 申 込 み に 係 る 優 先 出 資 の 引 受 け 等 の 額 の 算 定 根 拠 を 記 載 し た 書 面
- 七 法 附 則 第 二 十 九 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 適 用 さ れ る 法 第 三 十 四 条 の 四 第 一 項 の 規 定 に よ る 決 定 を 受 け て 協 定 銀 行 が 協 定 の 定 め に よ り 取 得 す る 優 先 出 資 (分 割 さ れ た 優 先 出 資 を 含 む。) 及 び 同 項 の 規 定 に よ る 決 定 を 受 け て 協 定 銀 行 が 協 定 の 定 め に よ り 取 得 す る 貸 付 債 権 に つ き 協 定 銀 行 に 対 し 譲 渡 そ の 他 の 処 分 を す る よ う 要 請 す る こ と そ の 他 の 協 定 銀 行 に よ る 当 該 優 先 出 資 及 び 当 該 貸 付 債 権 の 処 分 の た め の 対 応 を 図 る 時 期 の 見 通 し を 記 載 し た 書 面 そ の 他 の 同 項 第 五 号 に 掲 げ る 要 件 に 該 当 す る こ と を 証 す る 書 類
- 八 そ の 他 法 附 則 第 二 十 九 条 第 三 項 の 規 定 に よ り 適 用 さ れ る 法 第 三 十 四 条 の 四 第 一 項 の 規 定 に よ る 決 定 に 係 る 審 査 を す る た め 参 考 と な る べ き 書 類
-

「条を削る。」

(法附則第二十九条第一項第一号の中小規模の事業者に対する信用
供与の円滑化等地域経済の活性化に資する方策に関する事項)

第五十四条 法附則第二十九条第一項第一号に規定する主務省令で定

めるものは、次に掲げる方策に関する事項とする。

一 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域にお
ける経済の活性化に資するための方針

二 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策とし
て次に掲げるもの

イ 協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供
与の円滑化を図るための指導体制の整備のための方策

ロ 協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない
融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供
与の条件又は方法の充実のための方策

三 新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への信用供与の
状況及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けた者への支援
をはじめとする地域経済の再生に資する方策

四 その他地域における経済の活性化に資する方策として次に掲げ
るもの

イ 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のため
の方策

ロ 経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企
業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のた
めの方策

「条を削る。」

ハ 早期の事業再生に資する方策

ニ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

(法附則第二十九条第一項第三号の資金を有効に活用するための体制に関する事項)

第五十五条 法附則第二十九条第一項第三号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 協同組織金融機関等から特定支援（法第三十四条の三第三項に規定する特定支援をいう。以下この条において同じ。）の申込みを受けた場合において、次に掲げる事項について適切に審査するための体制に関する事項

イ 特定支援の実施により、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特定支援の申込みをした協同組織金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると見込まれること。

ロ 特定支援の実施により取得する優先出資（分割された優先出資を含む。）又は貸付債権につき、その処分をし、又は償還若しくは返済を受けることが困難でないこと。

ハ 特定支援の申込みをした協同組織金融機関等による資産の査定が、利用することができる直近の情報に基づき適切にされていること。

二 協同組織金融機関等に対して行う特定支援以外の財政上の支援を、協定銀行による優先出資の引受け等が行われなかったとした

場合であっても行うことができる範囲内のものとするための体制に関する事項

別紙様式第1号（第3条第1項関係）

（日本産業規格A4）

経営強化計画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第1～第3 略]

第4 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項
（経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等（第5条第1項第2号に規定する特定協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）の場合にあっては、「従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。）

[第5～第8 略]

（記載上の注意）

[1.～5. 略]

6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

[(1)・(2) 略]

(3) 経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等であるときは、(2)の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。

別紙様式第1号（第3条第1項関係）

（日本産業規格A4）

経営強化計画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第4条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第1～第3 同左]

第4 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

[第5～第8 同左]

（記載上の注意）

[1.～5. 同左]

6. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

① 2人以上の員外監事がない場合において、1人以上の独立員外監事（法第4条第1項第4号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む2人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

② 2人以上の員外監事があるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

(4)~(9) [略]

7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のため

(3)~(8) [同左]

7. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のため

の方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」をそれぞれ記載すること。

「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本金性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

[(3)~(5) 略]

[8. ~10. 略]

[(別表 1) ・ (別表 2) 略]

別紙様式第 2 号 (第 32 条関係)

(日本産業規格 A 4)

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

(提出者) 本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

の方策」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

[(3)~(5) 同左]

[8. ~10. 同左]

[(別表 1) ・ (別表 2) 同左]

別紙様式第 2 号 (第 32 条関係)

(日本産業規格 A 4)

経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

(提出者) 本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 16 条第 1 項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

[第1～第4 略]

第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）（経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等（第5条第1項第2号に規定する特定協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）の場合にあつては、「従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。）

[第6～第10 略]

（記載上の注意）

[1.～6. 略]

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

[(1)・(2) 略]

(3) 経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等であるときは、(2)の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。

① 二人以上の員外監事がない場合において、一人以上の独立員外監事（法第16条第1項第5号イに規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む二人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

② 二人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

[第1～第4 同左]

第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）

[第6～第10 同左]

（記載上の注意）

[1.～6. 同左]

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

(4)～(9) [略]

8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方針」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方針」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方針」をそれぞれ記載すること。

「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方針」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方針」、「経営に関する相談その他の取

(3)～(8) [同左]

8. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、報告基準日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表1）に準じて実績又は実績見込み及び経営強化計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方針」については「中小規模の事業者に対する信用供与の実施体制の整備のための方針」、「担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方針」及び「中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方針」を、「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方針」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）

引先の企業（個人事業者を含む。以下同じ。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

[(3)~(6) 略]

[9. ~12. 略]

[(別表1)・(別表2) 略]

別紙様式第3号（第39条及び第40条関係）

（日本産業規格A4）

経営強化計画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第2項（又は第3項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第1~第4 略]

第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）（経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等（第5条第1

に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

[(3)~(6) 同左]

[9. ~12. 同左]

[(別表1)・(別表2) 同左]

別紙様式第3号（第39条及び第40条関係）

（日本産業規格A4）

経営強化計画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第16条第2項（又は第3項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第1~第4 同左]

第5 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等（第32条に規定する金融機関等をいい、経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等を含む。以下同じ。）が法第15条第1項又は第2項の申込みをする場合に限る。）

項第2号に規定する特定協同組織金融機関等をいう。以下同じ。)の場合にあつては、「従前の経営体制の見直し、職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。)

[第6～第10 略]

(記載上の注意)

[1.～6. 略]

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

[(1)・(2) 略]

(3) 経営強化計画を提出する金融機関等が特定協同組織金融機関等であるときは、(2)の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。

① 二人以上の員外監事がない場合において、一人以上の独立員外監事(法第16条第1項第5号イに規定する監事をいう。以下この様式において同じ。)を含む二人以上の員外監事を確保するため、員外監事(独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。)を新たに選任すること。

② 二人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

(4)～(9) [略]

[8.～12. 略]

[(別表1) ・ (別表2) 略]

別紙様式第5号(第92条関係)

(日本産業規格A4)

協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針

[第6～第10 同左]

(記載上の注意)

[1.～6. 同左]

7. 従前の経営体制の見直しその他の責任ある経営体制の確立に関する事項

[(1)・(2) 同左]

[加える。]

(3)～(8) [同左]

[8.～12. 同左]

[(別表1) ・ (別表2) 同左]

別紙様式第5号(第92条関係)

(日本産業規格A4)

協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所

の所在地

名 称

代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3第1項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

[第1・第2 略]

第3 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

第4 第1から第3までの方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第5～第8 [略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

[(1)～(3) 略]

(4) 特別関係協同組織金融機関等(第93条第2号ハ(1)に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。)の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関(法第34条の2に規

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所

の所在地

名 称

代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の3第1項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

[第1・第2 同左]

[加える。]

第3 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第4～第7 [同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

3. 収益性及び業務の効率の向上のための方策に関する事項

[(1)～(3) 同左]

(4) 特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための方策として、例えば、特別関係協同組織金融機関等の収益性及び業務の効率の向上のための経営指導の内容について記載すること。

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む協同組織金融関係機関(法第34条の2に規

定する協同組織金融関係機関をいう。)における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。なお、銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。)又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導體制の整備のための方策」、「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」をそれぞれ記載すること。

「その他の地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

〔(3)～(5) 略〕

5. 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のため

定する協同組織金融関係機関をいう。以下同じ。)における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。

(2) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策」については、「協同組織金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導體制の整備のための方策」、「協同組織金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策」及び「協同組織金融関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策」を、「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業(個人事業者を含む。)に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ記載すること。

〔(3)～(5) 同左〕

〔加える。〕

に行う方策に関する事項

- (1) 特別関係協同組織金融機関等における「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」、「リスク管理の体制の強化のための方策」、「法令遵守の体制の強化のための方策」、「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」、「情報開示の充実のための方策」及び「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」のそれぞれを具体的な実施時期とともに記載すること。
- (2) 特別関係協同組織金融機関等における「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。
 - ① 員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において員外監事を新たに選任すること。
 - ② 員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- (3) (2)の「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」は、「一人以上の法第三十四条の三第一項第三号に規定する監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」として次の事項を含めて記載すること。
 - ① 二人以上の員外監事がない場合において、一人以上の独立員外監事（法第34条の3第1項第3号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む二人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。
 - ② 二人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。
- (4) 特別関係協同組織金融機関等における「リスク管理の体制の強化のための方策」については、不良債権の適切な管理に関する事項のほか、

例えば次の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項

(5) 特別関係協同組織金融機関等における「法令遵守の体制の強化のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 内部監査体制を強化すること。

(6) 特別関係協同組織金融機関等における「経営に対する評価の客観性の確保のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
- ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

(7) 特別関係協同組織金融機関等における「情報開示の充実のための方策」については、例えば次の方策を記載すること。

- ① 四半期ごとの情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

(8) 特別関係協同組織金融機関等が基準適合金融機関等でないときは、「従前の経営に関する分析結果の内容及びそれに基づく経営管理に係る体制の改善を図るための方策」について、従前の経営に関する分析結果の内容を記載するとともに、経営管理に係る体制の改善を図る方策として、次の事項を具体的に記載すること。

- ① 基準適合金融機関等でなくなったことに関する経営管理上の問題

点とそれに対する経営管理に係る体制の改善策の内容

- ② 当該分析結果により、経営者の責めに帰すべき事由により基準適合金融機関等でなくなったと認められる場合には、代表権のある役員
の退任その他の経営責任の明確化のために講ずる措置

6. 第1から第3までの方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等
等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、
経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等につ
いて記載すること。

7. [略]

8. 協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責
任ある経営体制の確立に関する事項

- (1) [略]
- (2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」につい
ては、例えば、員外監事を増員し、又はその独立性を強化する方策を
記載すること。

[(3)~(5) 略]

- (6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば次の方策を記載
すること。

① 半期ごと又は四半期ごとの情報開示を充実すること。

[②・③ 略]

- (7) [略]

9.・10. [略]

[様式を削る。]

5. 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に
対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、
経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等につ
いて記載すること。

6. [同左]

7. 協同組織中央金融機関等における従前の経営体制の見直しその他の責
任ある経営体制の確立に関する事項

- (1) [同左]
- (2) 「業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策」につい
ては、例えば、員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。）
を増員し、又はその独立性を強化する方策を記載すること。

[(3)~(5) 同左]

- (6) 「情報開示の充実のための方策」については、例えば以下の方策を記
載すること。

① 半期毎又は四半期毎の情報開示を充実すること。

[②・③ 同左]

- (7) [同左]

8.・9. [同左]

別紙様式第6号の2（第104条関係）

（日本産業規格A4）

実 施 計 画

年 月 日提出

(申請者) 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 10 第 1 項の規定に基づき、実施計画を次のとおり提出します。

記

第 1 実施計画の実施期間

(記載上の注意)

1. 実施期間は、5 年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。
2. 実施計画の始期は、経営基盤強化実施金融機関等（法第 34 条の 10 第 1 項に規定する「経営基盤強化実施金融機関等」をいう。以下同じ。）が事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置を開始する日の属する事業年度の開始の日（実施計画を提出した金融機関等（以下「申請金融機関等」という。）が銀行等であり、かつ、当該措置を開始する日が 10 月 1 日から 3 月 31 日までの間である場合にあっては、10 月 1 日）とする。
3. 実施計画の終期は、実施計画の始期が 4 月 1 日である場合にあっては実施計画の始期から起算して 5 年を経過する日とし、実施計画の始期が 10 月 1 日である場合にあっては実施計画の始期から起算して 5 年を経過する日を含む事業年度の終了の日とする。

第 2 主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の状況

(記載上の注意)

1. 主として業務を行っている地域（以下「計画実施地域」という。）、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況及び当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与について記載すること。
2. 「計画実施地域」については、基盤的金融サービスを提供している地域を都道府県及び市町村（特別区を含む。）の別に記載すること。
3. 「当該地域における基盤的金融サービスの提供状況」については、提供する基盤的金融サービスの種類の別と「計画実施地域」との対応関係が分かるようにその概要を記載すること。
4. 「当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与」については、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況に照らした当該地域の経済への寄与の程度について記載すること。
5. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第3 計画実施地域において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあることを示す事項

(記載上の注意)

1. 将来の人口動態や経済動向等の推計等を用いた収益の見通し等も踏まえつつ記載すること。
2. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第4 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

1 組織再編成等の内容

(1) 実施しようとする組織再編成等

(記載上の注意)

実施しようとする組織再編成等が該当する法第34条の10第1項各号に掲げる組織再編成等の号番号及び当該組織再編成等の内容の概要を記載すること。

(2) 実施予定時期

(記載上の注意)

実施しようとする組織再編成等が法第 34 条の 10 第 1 項第 9 号に掲げるものである場合には、実施しようとする主な取組みの内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

(3) 経営の改善の見通し

(記載上の注意)

実施しようとする組織再編成等が法第 34 条の 10 第 1 項第 9 号に掲げるものである場合にのみ、当該組織再編成等を実施する経営基盤強化実施金融機関等に係る修正業務粗利益経費率及び修正経費（（別表）に掲げる方法により計算された修正業務粗利益経費率及び修正経費をいう。）の実施計画の始期の属する事業年度の直前の事業年度末及び実施計画の終期における水準並びにその変化の状況について記載すること。この場合において、法第 34 条の 10 第 2 項第 7 号に規定する資金交付契約に基づき交付される資金については、業務粗利益に含まれないことに留意すること。

2 計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の内容

(1) 経営基盤の強化のための措置の概要及び実施時期

措置の名称	実施予定 時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金 交付
①				
②				
③				

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切

な名称を付し、記載すること。

2. 「実施予定時期」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の主な取組みの内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。
3. 「措置の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の内容について、その概要を記載すること。
4. 「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。
5. 「資金交付」欄は、預金保険機構（以下「機構」という。）との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、○印を記載すること。
6. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。
7. 適宜、行を追加すること。

(2) 経営基盤強化のための措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする経営基盤の強化のための措置の名称及び具体的な取組みの内容について記載すること。

3 経営基盤の強化のための措置の実施により得られると見込まれる経営の改善により計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを示す事項

(記載上の注意)

1. 実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善状況について記載すること。この場合において、経営の改善に関連する各種指標については、（別表）により過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。
2. 当該経営の改善を踏まえた計画実施地域における基盤的金融サービス

の提供について、第3において持続的に提供することが困難となるおそれがあるとした事項の改善の状況並びに実施計画の実施期間中において提供する基盤的金融サービス内容及び改善の見込みについて記載すること。

3. 経営基盤の強化のための措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業（個人事業者を含む。）の数の取引先の企業（個人事業者を含む。）の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

2 中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施体制の整備のための方策

(記載上の注意)

中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

- (1) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
(記載上の注意)

当該方策に係る取組み等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

- (2) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策
(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。

4 その他計画実施地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
(2) 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
(3) 早期の事業再生に資する方策
(4) 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
(記載上の注意)

「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に

対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」の記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組み等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載とあわせて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

第6 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1 実施計画に係る管理体制

（記載上の注意）

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している金融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする経営基盤の強化のための措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるように記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

（記載上の注意）

1. 方策について具体的に記載すること。
2. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

例えば以下の方策を記載すること。

- ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。
- ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等

委員会設置会社をいう。以下同じ。)又は指名委員会等設置会社(同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。)でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば以下の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば以下の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 内部監査体制を強化すること。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(記載上の注意)

例えば以下の方策を記載すること。

- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
- ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

(5) 情報開示の充実のための方策

(記載上の注意)

- 1. 例えば以下の方策を記載すること。

- ① 四半期毎の情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 計画実施地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

2. 利用者に対する法第34条の10第2項第3号に規定する措置の実施に関する情報の提供について記載すること。

(6) 経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

(記載上の注意)

資金の交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

(7) 資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第7 資金交付契約の締結の申込みを予定している経営基盤強化実施金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

1 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用の総額

(記載上の注意)

第4の2(1)に記載した全ての経営基盤の強化のための措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

2 資金交付の対象となる経費の総額

(記載上の注意)

資金交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

3 機構に交付を求める予定の資金の総額

(記載上の注意)

2に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は2に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額(1円未満は切捨て)のいずれか低い金額を上限に記載すること。

4 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称		経営基盤の強化のための 措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を 求める予定の 資金の額
①		円	円	円
②		円	円	円
③		円	円	円
合計		円	円	円

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、第4の2(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。
2. 「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
3. 「交付対象経費」欄は、「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。
4. 「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそ

それぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。

5. 適宜、行を追加すること。

第8 実施計画の実施に伴う労務に関する事項

(記載上の注意)

組織再編成等の全ての当事者について、それぞれ、以下に掲げる事項を記載すること。

- (1) 実施計画の始期における従業員（職員）数
- (2) 実施計画の終期における従業員（職員）数
- (3) 経営基盤の強化のための措置の実施に充てる予定の従業員（職員）数
- (4) (3)中、新規採用される従業員（職員）数
- (5) 経営基盤の強化のための措置の実施に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数

(その他記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 申請者

- (1) 実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、経営基盤強化実施金融機関等又は経営基盤強化実施金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政

令第 292 号) 第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。) 及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別表) (申請金融機関等—単体)

		年 月 末実績	年 月 末実績	年 月 末実績 ／実績 見込み	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画	年 月 末計画
資産・負債・純資産の部 (平均残高)	資産の部合計									
	うち貸出金									
	負債の部合計									
	うち預金・譲渡性預金									
	うち債券									
	純資産の部合計									
	うち資本金									
	うち資本剰余金									
	うち資本準備金									
	うち利益剰余金									
	うち利益準備金									
	うち土地再評価差額金									
	うちその他有価証券評価差額金									
	うち自己株式									
損益	業務純益									
	業務収益									
	資金運用収益									
	うち貸出金収入									
	うち有価証券配当金									
	うち投資信託解約益									
	役員取引等収益									

特定取引収益									
その他業務収益									
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国債等債券償還益)									
業務費用									
資金調達費用									
うち預金・譲渡性預金利息									
うち投資信託解約損									
役員取引等費用									
特定取引費用									
その他業務費用									
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国債等債券償還損+国債等債券償却+債券費・社債費)									
一般貸倒引当金繰入額									
経費									
うち人件費									
うち物件費									
うち有形固定資産償却費									
うち無形固定資産償却費									
うち預金保険料									

修正経費 (=経費-有形 固定資産償却 費-無形固定 資産償却費- 預金保険料)										
金銭の信託運用見合 費用										
業務粗利益 (=業務純益+一般 貸倒引当金繰入額 +債券費+経費)										
国債等債券関係損益										
コア業務純益 (=業務純益+一般 貸倒引当金繰入額 -国債等債券関係 損益)										
投資信託解約損益										
コア業務純益(除く 投資信託解約損益) (=コア業務純益- 投資信託解約損益)										
臨時損益										
うち不良債権処理損 失額										
個別貸倒引当金 繰入額										
貸出金償却										
その他の処理額										
うち株式等関係損益										
経常利益										
特別損益										
税引前当期(中間) 純利益										
法人税、住民税及び 事業税										
法人税等調整額										
当期(中間)純利益										

経営指標 (%)	資金運用利回																		
	貸出金利回																		
	資金調達原価率																		
	預金等利回 (= (預金利息+讓渡性預金利息) / 預金・讓渡性預金平均残高合計)																		
	資金調達経費率 (=経費/預金・讓渡性預金・債券平均残高合計)																		
	預貸率																		
	総資金利鞘 (=資金運用利回-資金調達原価率)																		
	預貸金利鞘 (=貸出金利回-預金等利回-資金調達経費率)																		
	当期利益ROE (=当期(中間)純利益/純資産)																		
	当期利益ROA (=当期(中間)純利益/総資産)																		
	コア業務純益ROE (=コア業務純益/純資産)																		
	コア業務純益ROA (=コア業務純益/総資産)																		
	業務粗利益経費率 (=経費/業務粗利益)																		
	修正業務粗利益経費率 (=修正経費/(業務粗利益-国債等債券関係損益-投資信託解約損益))																		

不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高									
	破産更生等債権額									
	危険債権額									
	要管理債権額									
	正常債権額									
	総与信 (=金融再生法開示債権残高+正常債権額)									
不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高/総与信)										

(申請金融機関等一連結)

		年月末実績	年月末実績	年月末実績/実績見込み	年月末計画	年月末計画	年月末計画	年月末計画	年月末計画
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計								
	うち貸出金								
	負債の部合計								
	うち預金・譲渡性預金								
	うち債券								
	純資産の部合計								
	うち資本金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								
	うち利益剰余金								
	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うちその他有価証券								

	評価差額金																			
	うち自己株式																			
損益	経常利益																			
	経常収益																			
	資金運用収益																			
	役務取引等収益																			
	特定取引収益																			
	その他業務収益																			
	その他経常収益																			
	経常費用																			
	資金調達費用																			
	役務取引等費用																			
	特定取引費用																			
	その他業務費用																			
	営業経費																			
	その他経常費用																			
	うち貸出金償却																			
	うち貸倒引当金繰入額																			
	うち一般貸倒引当金繰入額																			
	うち個別貸倒引当金繰入額																			
	特別利益																			
	特別損失																			
	法人税、住民税及び事業税																			
	法人税等調整額																			
	非支配株主に帰属する当期（中間）純利益																			
親会社株主に帰属する当期（中間）純利益																				

経営指標 (%)	当期利益ROE (=親会社株主に帰属 する当期(中間)純 利益/純資産)													
	当期利益ROA (=親会社株主に帰属 する当期(中間)純 利益/総資産)													

(記載上の注意)

1. 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
2. 過去の実績については、過去3年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。
3. 事業年度末(銀行等にあつては、毎年9月末及び3月末)の計数を記載すること。
4. 全ての申請金融機関等(申請者)について作成すること。なお、組織再編成等により金融機関等の種類が異なることとなる場合にあつては、過去の実績又は実績見込み及び実施計画の期間中の見込みを同一の連続した表形式で記載することを要しない。
5. 協同組織金融機関又は協同組織中央金融機関については、適宜必要な修正を行うこと。

別紙様式第7号(第100条の2関係)

(日本産業規格A4)

経営強化計画

年 月 日提出

(提出者) 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者 役職・氏名

別紙様式第7号(附則第2条関係)

(日本産業規格A4)

経営強化計画

年 月 日提出

(提出者) 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の9の2第1項（又は第2項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 [略]

第2 責任ある経営体制の確立に関する事項（経営強化計画を提出する特例金融機関等が協同組織金融機関（法第2条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）の場合にあつては、「職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。）

第3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第4～第7 [略]

（記載上の注意）

1. [略]

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する特例金融機関等又は特例対象子会社の代表者の役職及び氏名を記載すること。

[(2)・(3) 略]

3. 経営強化計画の実施期間

(1) [略]

(2) 経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する特例金融機関等又は特例対象子会社が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月1日から翌年3月31日までの間である場合にあつては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) [略]

4. 責任ある経営体制の確立に関する事項

金融機能の強化のための特別措置に関する法附則第8条第1項（又は第2項）の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 [同左]

[加える。]

第2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

第3～第6 [同左]

（記載上の注意）

1. [同左]

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、経営強化計画を提出する震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社の代表者の役職及び氏名を記載すること。

[(2)・(3) 同左]

3. 経営強化計画の実施期間

(1) [同左]

(2) 経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日（経営強化計画を提出する震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が銀行等であり、かつ、当該提出の日が10月1日から翌年3月31日までの間である場合にあつては、10月1日）とし、経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) [同左]

[加える。]

(1) 経営強化計画を提出する特例金融機関等が協同組織金融機関であるときは、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

① 二人以上の員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において、一人以上の独立員外監事（法第34条の9の2第1項第2号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む二人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。

② 二人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

(2) 経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等があるときは、「銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として次の事項を記載すること。

① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨

② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該特例金融機関等又は特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化のため

4. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の当該震災特例金融機関等又は震災特例対象子会社が主として業務を行っている地域における経

の基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号、信用金庫法第 54 条の 21 第 1 項第 5 号又は協同組合による金融事業に関する法律第 4 条の 2 第 1 項第 5 号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

[(2)・(3) 略]

- (4) 「特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況及び特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」については、例えば、特定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。
なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

- (1) 経営強化計画を提出する特例金融機関等が法第 34 条の 9 の 2 第 1 項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額

済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

[(2)・(3) 同左]

- (4) 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

5. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

- (1) 経営強化計画を提出する震災特例金融機関等が法附則第 8 条第 1 項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及

及びその内容を、銀行持株会社等が法第34条の9の2第2項の申込みをするときは当該銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

(2) [略]

7. ～9. [略]

(別表1) [略]

(別表2)

[表略]

(記載上の注意)

1 「公的資金分」とは、法第34条の9の2第3項の規定により適用する法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。

2 [略]

別紙様式第8号 (第100条の6関係)

(日本産業規格A4)

経営強化計画

年 月 日提出

(提出者) 本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の9の3第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

びその内容を、銀行持株会社等が法附則第8条第2項の申込みをするときは当該銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該銀行持株会社等がその震災特例対象子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

(2) [同左]

6. ～8. [同左]

(別表1) [同左]

(別表2)

[同左]

(記載上の注意)

1 「公的資金分」とは、法附則第8条第3項の規定により適用する法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより経営強化計画を提出する金融機関等に対して行う株式の引受けに係るものをいう。

2 [同左]

別紙様式第8号 (附則第7条関係)

(日本産業規格A4)

経営強化計画

年 月 日提出

(提出者) 本店又は主たる

事務所の所在地

商号又は名称

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第9条第1項の規定に基づき、経営強化計画を次のとおり提出します。

記

[第1・第2 略]

第3 責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項（経営強化計画を提出する金融機関等が協同組織金融機関（法第2条第1項第3号、第4号、第6号及び第7号に掲げる金融機関等に限る。以下同じ。）の場合にあつては、「職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項」とする。）

第4 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法第34条の9の3第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあつては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第5 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法第34条の9の3第1項の規定により適用する法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）

第6・第7 [略]

第8 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法第34条の9の3第1項の申込みをする場合に限る。）

第9 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法第34条の9の3第1項の申込みをする場合に限る。）

(記載上の注意)

[1.～4. 略]

5. 責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

- (1) 経営強化計画を提出する金融機関等が協同組織金融機関であるときは、「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

[第1・第2 同左]

[加える。]

第3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策（経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限り、当該場合以外の場合にあつては、「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」とする。）

第4 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第9条第1項の規定により法第15条第1項の申込みをする場合に限る。）

第5・第6 [同左]

第7 剰余金の処分の方針（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。）

第8 財務内容の健全性及び業務の健全かつ適切な運営の確保のための方策（経営強化計画を提出する金融機関等又は金融機関等に係る銀行持株会社等が法附則第9条第1項の申込みをする場合に限る。）

(記載上の注意)

[1.～4. 同左]

[加える。]

- ① 2人以上の員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において、1人以上の独立員外監事（法第34条の9の3第1項第3号イに規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む2人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。
 - ② 2人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。
- (2) 経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等があるときは、「銀行持株会社等における責任ある経営管理体制の確立に関する事項」として次の事項を記載すること。
- ① 経営強化計画を実施する子会社（法第2条第4項に規定する子会社をいう。）の議決権の適切な保有を継続すること等を通じて当該子会社の銀行持株会社等としての地位を保持する旨
 - ② 経営強化計画を実施する子会社の経営管理を担当する役職員の配置その他の当該経営管理を適切に行うための体制に関する事項

6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）又

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の業務実施金融機関が主として業務を行う地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

[2)・(3) 略]

- (4) 「特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況及び特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」については、例えば、特定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。
なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。
- (6) 経営強化計画を提出する金融機関等が法第34条の9の3第1項の申込みをしない場合における「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県全てを「業務実施金融機関が業務を行う地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

7. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

[2)・(3) 同左]

- (4) 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。
- (6) 経営強化計画を提出する金融機関等が法附則第9条第1項の申込みをしない場合における「業務実施金融機関が業務を行う地域における信用供与の実施に関する事項」については、信用供与の方針及びその実施体制に関する事項を記載すること。この場合において、営業所又は事務所が所在している都道府県全てを「業務実施金融機関が業務を行う地域」として明示した上で、地域により信用供与の方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

6. 協定銀行による株式等の引受け等に係る事項

(1) 経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法第34条の9の3第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法第34条の9の3第1項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

(2) [略]

8. ～11. [略]

(別表1) [略]

(別表2)

[表略]

(記載上の注意)

1 「公的資金分」とは、法第34条の9の3第3項の規定により適用する法第17条第1項の規定による決定（法第34条の9の3第3項の規定により適用する法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

2 [略]

別紙様式第9号（第100条の18関係）

（日本産業規格A4）

特 定 特 例 経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称

(1) 経営強化計画を提出する金融機関等（組織再編成銀行持株会社等を除く。）が法附則第9条第1項の申込みをするときは協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容を、組織再編成銀行持株会社等が法附則第9条第1項の申込みをするときは当該組織再編成銀行持株会社等が協定銀行による株式等の引受け等を求める額及びその内容並びに当該株式等の引受け等を受けて当該組織再編成銀行持株会社等がその対象組織再編成子会社に対して行う株式等の引受け等の額、内容及び実施時期を記載すること。

(2) [同左]

7. ～10. [同左]

(別表1) [同左]

(別表2)

[同左]

(記載上の注意)

1 「公的資金分」とは、法附則第9条第3項の規定により適用する法第17条第1項の規定による決定（法附則第9条第3項の規定により適用する法第19条第1項の規定による承認を含む。）を受けて協定銀行が協定の定めにより組織再編成金融機関等に対して行う株式等の引受けに係るものをいう。

2 [同左]

別紙様式第9号（附則第18条関係）

（日本産業規格A4）

特 定 震 災 特 例 経 営 強 化 計 画

年 月 日提出

（提出者）本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の9の5第2項の規定に基づき、特定特例経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 特定特例経営強化計画の実施期間

[第2・第3 略]

第4 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

第5～第7 [略]

(記載上の注意)

1. 一般的事項

(1) [略]

(2) 特定特例経営強化計画が公表されることを踏まえ、次の規定により記載が必要とされる事項のほか、特定特例経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、特定特例経営強化計画を提出する特定特例協同組織金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) [略]

3. 特定特例経営強化計画の実施期間

(1) 特定特例経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

(2) 特定特例経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、特定特例経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) 特定特例経営強化計画の終期となる月については、特定特例経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了の日の属する月を記載す

代 表 者 役 職 ・ 氏 名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第11条第2項の規定に基づき、特定震災特例経営強化計画を次のとおり提出します。

記

第1 特定震災特例経営強化計画の実施期間

[第2・第3 同左]

[加える。]

第4～第6 [同左]

(記載上の注意)

1. 一般的事項

(1) [同左]

(2) 特定震災特例経営強化計画が公表されることを踏まえ、以下の規定により記載が必要とされる事項のほか、特定震災特例経営強化計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど可能な範囲内で記載事項の充実に努めること。

2. 提出者

(1) 提出者の欄においては、特定震災特例経営強化計画を提出する特定震災特例協同組織金融機関の代表者の役職及び氏名を記載すること。

(2) [同左]

3. 特定震災特例経営強化計画の実施期間

(1) 特定震災特例経営強化計画の始期となる月及び終期となる月を記載すること。

(2) 特定震災特例経営強化計画の始期は経営強化計画の提出の日の属する事業年度の開始の日とし、特定震災特例経営強化計画の始期となる月については当該日が属する月を記載すること。

(3) 特定震災特例経営強化計画の終期となる月については、特定震災特例経営強化計画の始期から5年以内の事業年度の終了の日の属する月

ること。

4. [略]

5. 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の責任ある経営体制の確立に関する事項

「一人以上の独立員外監事を含む二人以上の員外監事の選任に関する事項」について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

- (1) 二人以上の員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において、一人以上の独立員外監事（法第34条の9の5第1項第4号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む二人以上の員外監事を確保するため、員外監事（独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。）を新たに選任すること。
- (2) 二人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

6. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

[(2)・(3) 略]

- (4) 「特定事態の影響を受けた者への信用供与の状況及び特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」については、例えば、特

を記載すること。

4. [同左]

[加える。]

5. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

- (1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針」については、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化のための基本的な取組姿勢を記載すること。

[(2)・(3) 同左]

- (4) 「被災者への信用供与の状況及び被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」については、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生

定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

- (5) 「その他の主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

7. 剰余金の処分の方針

- (1) 配当に対する方針を（別表）により記載すること。ただし、特定特例経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載されるもので差し支えない。
- (2) （別表）の作成にあたり参照した経営に関連する各種指標における、実績見込み又は特定特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは差し支えない。

8. [略]

（別表）

[表略]

（記載上の注意）

- 1 「公的資金分」とは、法第34条の9の5第4項の規定による決定を受け

活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。

- (5) 「その他主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

6. 剰余金の処分の方針

- (1) 配当に対する方針を（別表）により記載すること。ただし、特定震災特例経営強化計画の実施期間中における配当の見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載されるもので差し支えない。
- (2) （別表）の作成にあたり参照した経営に関連する各種指標における、実績見込み又は特定震災特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することは差し支えない。

7. [同左]

（別表）

[同左]

（記載上の注意）

- 1 「公的資金分」とは、法附則第11条第3項の規定による決定を受けて協

て協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

- 2 特定特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。

(参考)

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、特定特例経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、特定特例経営強化計画の実施期間が3年を超える場合には3年とする。
- 3 実績見込み又は特定特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。

[4・5 略]

別紙様式第10号 (第100条の28関係)

(日本産業規格A4)

資本整理等実施要領

年 月 日提出

(提出者) 特別対象協同組織金融機関等の

主たる事務所の所在地

名称

代表者 役職・氏名

協同組織中央金融機関の

主たる事務所の所在地

名称

定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

- 2 特定震災特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。

(参考)

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
- 2 過去の実績及び実績見込みについては、特定震災特例経営強化計画の実施期間と同一の期間遡って記載すること。ただし、特定震災特例経営強化計画の実施期間が3年を超える場合には3年とする。
- 3 実績見込み又は特定震災特例経営強化計画の実施期間中における見通しについては、利用することができる直近の情報に基づき可能な範囲で記載することで差し支えない。

[4・5 同左]

別紙様式第10号 (附則第29条関係)

(日本産業規格A4)

資本整理等実施要領

年 月 日提出

(提出者) 特別対象協同組織金融機関等の

主たる事務所の所在地

名称

代表者 役職・氏名

協同組織中央金融機関の

主たる事務所の所在地

名称

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の9の9第1項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

[第1～第5 略]

(記載上の注意)

[1.～4. 略]

5. 資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

法第34条の9の10又は第34条の9の11の規定に基づく預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填(以下「金銭の贈与等」という。)の内容について、次の事項を含め具体的に記載すること。

[(1)・(2) 略]

[6.・7. 略]

(別表1) [略]

(別表2)

[表略]

(記載上の注意)

1 「公的資金分」とは、法第34条の9の5第4項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

2 [略]

別紙様式第11号(第100条の33関係)

(日本産業規格A4)

協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所

代表者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第17条第1項の規定に基づき、資本整理等実施要綱を次のとおり提出します。

記

[第1～第5 同左]

(記載上の注意)

[1.～4. 同左]

5. 資本整理を行うために預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填の措置を必要とする場合にあっては、当該措置の内容

法附則第18条又は第19条の規定に基づく預金保険機構からの金銭の贈与又は損失の補填(以下「金銭の贈与等」という。)の内容について、以下の事項を含め具体的に記載すること。

[(1)・(2) 同左]

[6.・7. 同左]

(別表1) [同左]

(別表2)

[同左]

(記載上の注意)

1 「公的資金分」とは、法附則第11条第3項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより買取りを行う信託受益権等に係る優先出資に対して行うものをいう。

2 [同左]

別紙様式第11号(附則第34条関係)

(日本産業規格A4)

協 同 組 織 金 融 機 能 強 化 方 針

年 月 日提出

(提出者) 主たる事務所

の所在地
名 称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 9 の 14 第 1 項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第 1 [略]

第 2 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

第 3 第 1 及び第 2 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第 4～第 6 [略]

第 7 法第 34 条の 9 の 14 第 1 項の規定により適用する法第 34 条の 2 の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第 8 [略]

(記載上の注意)

[1.・2. 略]

3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等（第 100 条の 35 第 1 項第 2 号に規定する特別関係協同組織金融機関等をいう。以下同じ。）における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。なお、銀行業高度化等会社（銀行法第 16 条の 2 第 1 項第 15 号、信用金庫法第 54 条の 21 第 1 項第 5 号又は協同組合による金融事業に

の所在地
名 称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律附則第 22 条第 1 項の規定に基づき、協同組織金融機能強化方針を次のとおり提出します。

記

第 1 [同左]

[加える。]

第 2 第 1 の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

第 3～第 5 [同左]

第 6 法附則第 22 条第 1 項の規定により法第 34 条の 2 の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

第 7 [同左]

(記載上の注意)

[1.・2. 同左]

3. 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資する方策に関する事項

(1) 「中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針」については、例えば、申込みに係る資金の活用方法を含む特別関係協同組織金融機関等における中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化その他の地域における経済の活性化に資するための方針について記載すること。

関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針も記載すること。

[(2)・(3) 略]

- (4) 「特定事態の影響を受けた者への支援をはじめとする特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する方策」の記載に当たっては、例えば、特定事態の影響を受けた者に対する貸付条件の変更等の支援、特定事態の影響を受けた者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、特定事態による影響を受けた地域の復興又は地域経済の再生に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他の地域における経済の活性化に資する方策」については、例えば「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」、「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」など主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する取組を具体的に記載すること。なお、銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策も記載すること。

4. 職務の独立性を強化するために必要な要件を満たす監事の選任その他の特別関係協同組織金融機関等における責任ある経営体制の確立のために行う方策に関する事項

特別関係協同組織金融機関等における1人以上の独立員外監事（法第34条の9の14第1項第2号に規定する監事をいう。以下この様式において同じ。）を含む2人以上の員外監事の選任に関する事項について、具体的な実施時期とともに次の事項を記載すること。

- (1) 2人以上の員外監事（第3条第2項に規定する員外監事をいう。以

[(2)・(3) 同左]

- (4) 「被災者への支援をはじめとする被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策」の記載にあたっては、例えば、被災者に対する貸付条件の変更等の支援、被災者の事業・生活の再建に向けた資金需要に対応するための信用供与など、東日本大震災からの復興に資する多方面にわたる支援に係る取組を具体的に記載すること。
- (5) 「その他地域における経済の活性化に資する方策」については、「創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「経営に関する相談その他の協同組織金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策」、「早期の事業再生に資する方策」及び「事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策」をそれぞれ具体的に記載すること。

[加える。]

下同じ。)がない場合において、1人以上の独立員外監事を含む2人以上の員外監事を確保するため、員外監事(独立員外監事がない場合は、独立員外監事を含む。)を新たに選任すること。

(2) 2人以上の員外監事がいるが独立員外監事がない場合において、独立員外監事を新たに選任すること。

5. 第1及び第2の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について、それぞれ具体的に記載すること。

6. ～8. [略]

9. 法第34条の9の14第1項の規定により適用する法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

配当に対する方針を記載すること。

10. [略]

4. 第1の方策を実施するために特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営指導の方針

特別関係協同組織金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査、経営に関する相談、経営指導等の具体的な内容及びその実施体制等について、それぞれ具体的に記載すること。

5. ～7. [同左]

8. 法附則第22条第1項の規定により法第34条の2の申込みに係る協同組織中央金融機関等の剰余金の処分の方針

配当に対する方針を記載すること。

9. [同左]

備考 表中の [] の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別紙様式第十二号から別紙様式第十四号までを次のように改める。

組 織 再 編 成 等 実 施 計 画

年 月 日提出

（申請者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 10 第 1 項の規定に基づき、組織再編成等実施計画（以下この様式において「実施計画」という。）を次のとおり提出します。

記

第 1 実施計画の実施期間

（記載上の注意）

実施期間は、5 年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

第 2 主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の状況

（記載上の注意）

1. 主として業務を行っている地域（以下この様式において「計画実施地域」という。）、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況及び当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与について記載すること。
2. 「計画実施地域」については、基盤的金融サービスを提供している地域を都道府県及び市町村（特別区を含む。）の別に記載すること。
3. 「当該地域における基盤的金融サービスの提供状況」については、提供する基盤的金融サービスの種類の別と「計画実施地域」との対応関係が分かるようにその概要を記載すること。
4. 「当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与」については、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況に照らした当該地域の経済への寄与の程度について記載すること。
5. 経営基盤強化実施金融機関等（法第 34 条の 10 第 1 項に規定する「経営基盤強化実施金融機関等」をいう。以下この様式において同じ。）の状況を記載すること。

第 3 計画実施地域において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあることを示す事項

（記載上の注意）

1. 実施計画を提出した金融機関等（以下この様式において「申請金融機関等」という。）が、計画実施地域の全部又は相当部分において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれを記載すること。
2. 将来の人口動態や経済動向等の推計等を用いた収益の見通し等も踏まえつつ記載すること。なお、基本的なシナリオに加え、人口動態に係る合理的なストレスシナリオ等を設定し記載することもできる。

3. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第4 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

1 組織再編成等の内容

(1) 実施しようとする組織再編成等

(記載上の注意)

実施しようとする組織再編成等が該当する法第34条の10第1項各号に掲げる組織再編成等の号番号及び当該組織再編成等の内容の概要を記載すること。なお、預金保険機構（以下「機構」という。）が定める交付限度額について、資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関等を当事者とする組織再編成等又は業態を超えた合併（金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和43年法律第86号）第3条の規定による合併をいう。）の場合に適用できる額で申請する場合は、その旨記載すること。

(2) 実施予定時期

(記載上の注意)

実施しようとする組織再編成等が法第34条の10第1項第8号に掲げるものである場合には、実施しようとする主な取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

(3) 経営の改善の見通し

(記載上の注意)

実施しようとする組織再編成等が法第34条の10第1項第8号に掲げるものである場合にのみ、当該組織再編成等を実施する経営基盤強化実施金融機関等に係る修正業務粗利益経費率（別表）に掲げる方法により計算された修正業務粗利益経費率をいう。）の実施計画の始期の属する事業年度の直前の3事業年度末並びに実施計画の終期の属する事業年度末及び当該事業年度の直前の2事業年度末における水準の平均値並びにその変化の状況について記載すること。この場合において、法第34条の20第4項に規定する資金交付契約に基づき交付される資金については、業務粗利益に含まれないことに留意すること。

2 計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の内容

(1) 経営基盤の強化のための措置の概要及び実施時期

	措置の名称	実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

(記載上の注意)

- 「措置の名称」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。
- 「実施予定時期」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の主な

取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。

3. 「措置の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の内容について、その概要を記載すること。
4. 「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。
5. 「資金交付」欄は、機構との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、○印を記載すること。
6. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。
7. 適宜、行を追加すること。

(2) 経営基盤の強化のための措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする経営基盤の強化のための措置の名称及び具体的な取組の内容について記載すること。

3 経営基盤の強化のための措置の実施により得られると見込まれる経営の改善により計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを示す事項 (記載上の注意)

1. 実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善状況について記載すること。この場合において、経営の改善に関連する各種指標については、(別表)により過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。
2. 当該経営の改善を踏まえた計画実施地域における基盤的金融サービスの提供について、第3において持続的に提供することが困難となるおそれがあるとした事項の改善の状況並びに実施計画の実施期間中において提供する基盤的金融サービスの内容及び改善の見込みについて記載すること。
3. 経営基盤の強化のための措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針 (記載上の注意)

1. 毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の

実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

2. 銀行業高度化等会社（銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。）又は資本金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針を記載すること。

2 中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施体制の整備のための方策

（記載上の注意）

中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

(1) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

（記載上の注意）

当該方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

(2) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策（記載上の注意）

1. 毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。

2. 第3において相当部分に関して基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれを記載した場合は、計画実施地域の全部についての記載に加え当該相当部分についても記載すること。

4 その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

（記載上の注意）

1. 例えば、次の方策を記載すること。

① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策

② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策

③ 早期の事業再生に資する方策

④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

2. 銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策を記載すること。
3. 記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

第6 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1 実施計画に係る管理体制

（記載上の注意）

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している金融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする経営基盤の強化のための措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるように記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

（記載上の注意）

1. 方策について具体的に記載すること。
2. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。
- ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）及び指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば、次の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

（記載上の注意）

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

- ② 内部監査体制を強化すること。
- (4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策
(記載上の注意)
- 例えば、次の方策を記載すること。
- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
- ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。
- (5) 情報開示の充実のための方策
(記載上の注意)
1. 例えば、次の方策を記載すること。
- ① 四半期ごとの情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 計画実施地域への貢献に関する情報開示を充実すること。
2. 利用者に対する法第 34 条の 10 第 2 項第 3 号に規定する措置の実施に関する情報の提供について記載すること。
- (6) 経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策
(記載上の注意)
- 資金の交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。
- (7) 資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策
(記載上の注意)
- 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。
- 第 7 資金交付契約の締結の申込みを予定している経営基盤強化実施金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等
- 1 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用の総額
(記載上の注意)
- 第 4 の 2 (1) に記載した全ての経営基盤の強化のための措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
- 2 資金交付の対象となる経費の総額
(記載上の注意)
- 資金交付の対象となる経費（以下この様式において「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

3 機構に交付を求める予定の資金の総額

(記載上の注意)

2に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は2に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額(1円未満は切捨て)のいずれか低い金額を上限に記載すること。

4 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称	経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を求める予定の資金の額
①	円	円	円
②	円	円	円
③	円	円	円
合計	円	円	円

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、第4の2(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。
2. 「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
3. 「交付対象経費」欄は、「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。
4. 「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。
5. 適宜、行を追加すること。

第8 実施計画の実施に伴う労務に関する事項

(記載上の注意)

組織再編成等の全ての当事者について、それぞれ、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 実施計画の始期における従業員(職員)数
- (2) 実施計画の終期における従業員(職員)数
- (3) 経営基盤の強化のための措置の実施に充てる予定の従業員(職員)数
- (4) (3)中、新規採用される従業員(職員)数
- (5) 経営基盤の強化のための措置の実施に伴い出向又は解雇される従業員(職員)数

(その他記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 申請者

- (1) 実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、経営基盤強化実施金融機関等又は経営基盤強化実施金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別表) (申請金融機関等一単体)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月		
		末実績	末実績	末実績 / 実績 見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画	
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計										
	うち貸出金										
	負債の部合計										
	うち預金・譲渡性預金										
	うち債券										
	純資産の部合計										
	うち資本金										
	うち資本剰余金										
	うち資本準備金										
	うち利益剰余金										
	うち利益準備金										
	うち土地再評価差額金										
	うちその他有価証券評価差額金										
	うち自己株式										
損益	業務純益										
	業務収益										
	資金運用収益										
	うち貸出金収入										
	うち有価証券配当金										
	うち投資信託解約益										
	役務取引等収益										
	特定取引収益										
	その他業務収益										
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国債等債券償還益)										
	業務費用										
	資金調達費用										
	うち預金・譲渡性預金利息										
	うち投資信託解約損										
	役務取引等費用										
	特定取引費用										
	その他業務費用										
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国債等債券償還損+国債等債券償却+債券費・社債費)											
一般貸倒引当金繰入額											
経費											
うち人件費											

	うち物件費									
	うち有形固定資産償却費									
	うち無形固定資産償却費									
	うち預金保険料									
	修正経費 (=経費－有形固定資産償却費－無形固定資産償却費－預金保険料)									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費)									
	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益)									
	投資信託解約損益									
	コア業務純益(除く投資信託解約損益) (=コア業務純益－投資信託解約損益)									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期(中間)純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	当期(中間)純利益									
経営指標(%)	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預金等利回 (=(預金利息＋譲渡性預金利息)／預金・譲渡性預金平均残高合計)									
	資金調達経費率 (=経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計)									
	預貸率									
	総資金利鞘 (=資金運用利回－資金調達原価率)									
	預貸金利鞘 (=貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率)									

	当期利益ROE (=当期(中間)純利益/純資産)												
	当期利益ROA (=当期(中間)純利益/総資産)												
	コア業務純益ROE (=コア業務純益/純資産)												
	コア業務純益ROA (=コア業務純益/総資産)												
	業務粗利益経費率 (=経費/業務粗利益)												
	修正業務粗利益経費率 (=修正経費/(業務粗利益-国債等債券関係損益-投資信託解約損益))												
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高												
	破産更生等債権額												
	危険債権額												
	要管理債権額												
	正常債権額												
	総与信 (=金融再生法開示債権残高+正常債権額)												
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高/総与信)												

(申請金融機関等一連結)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月			
		末実績	末実績	末実績/実績見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画			
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計												
	うち貸出金												
	負債の部合計												
	うち預金・譲渡性預金												
	うち債券												
	純資産の部合計												
	うち資本金												
	うち資本剰余金												
	うち資本準備金												
	うち利益剰余金												
うち利益準備金													
うち土地再評価差額金													
うちその他有価証券評価差額金													
うち自己株式													
経常利益	経常利益												
	経常収益												
	資金運用収益												
	役務取引等収益												

基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画

年 月 日提出

（申請者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 15 第 1 項の規定に基づき、基盤的金融サービス経営基盤強化実施計画（以下この様式において「実施計画」という。）を次のとおり提出します。

記

第 1 実施計画の実施期間

（記載上の注意）

実施期間は、5 年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

第 2 主として業務を行っている地域における基盤的金融サービスの提供の状況

（記載上の注意）

1. 主として業務を行っている地域（以下この様式において「計画実施地域」という。）、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況及び当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与について記載すること。
2. 「計画実施地域」については、基盤的金融サービスを提供している地域を都道府県及び市町村（特別区を含む。）の別に記載すること。
3. 「当該地域における基盤的金融サービスの提供状況」については、提供する基盤的金融サービスの種類の別と「計画実施地域」との対応関係が分かるようにその概要を記載すること。
4. 「当該サービスの提供を通じた当該地域の経済への寄与」については、当該地域における基盤的金融サービスの提供状況に照らした当該地域の経済への寄与の程度について記載すること。
5. 法第 34 条の 15 第 1 項に規定する「基盤的金融サービス経営基盤強化措置」を実施するもの（以下この様式において「経営基盤強化実施金融機関等」という。）の状況を記載すること。

第 3 計画実施地域において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれがあることを示す事項

（記載上の注意）

1. 実施計画を提出した金融機関等（以下この様式において「申請金融機関等」という。）が、計画実施地域の全部又は相当部分において基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれを記載すること。
2. 将来の人口動態や経済動向等の推計等を用いた収益の見通し等も踏まえつつ記載すること。なお、基本的なシナリオに加え、人口動態に係る合理的なストレスシナ

リオ等を設定し記載することもできる。

3. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第4 事業の抜本的な見直しとして実施する経営基盤の強化のための措置の内容及び計画 実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に関する事項

1 組織再編成等の内容

(1) 実施した組織再編成等

(記載上の注意)

実施した組織再編成等が該当する法第34条の10第1項各号に掲げる組織再編成等(同項第8号に掲げるものを除く。以下この様式において同じ。)の号番号及び当該組織再編成等の内容の概要を記載すること。なお、預金保険機構(以下「機構」という。)が定める交付限度額について、資本増強に関する業務改善命令を受けた金融機関等を当事者とする組織再編成等又は業態を超えた合併(金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和43年法律第86号)第3条の規定による合併をいう。)の場合に適用できる額で申請する場合は、その旨記載すること。

(2) 実施時期

2 計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持に向けた経営基盤の強化のための措置の内容

(1) 経営基盤の強化のための措置の概要及び実施時期

	措置の名称	実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。
2. 「実施予定時期」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の主な取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。
3. 「措置の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置の内容について、その概要を記載すること。
4. 「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。
5. 「資金交付」欄は、機構との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする経営基盤の強化のための措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、○印を記載すること。
6. 経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。
7. 適宜、行を追加すること。

(2) 経営基盤の強化のための措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする経営基盤の強化のための措置の名称及び具体的な取組の内容について記載すること。

3 経営基盤の強化のための措置の実施により得られると見込まれる経営の改善により計画実施地域における基盤的金融サービスの提供の維持が図られることを示す事項
(記載上の注意)

1. 実施しようとする経営基盤の強化のための措置により得られると見込まれる経営の改善状況について記載すること。この場合において、経営の改善に関連する各種指標については、(別表)により過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。
2. 当該経営の改善を踏まえた計画実施地域における基盤的金融サービスの提供について、第3において持続的に提供することが困難となるおそれがあるとした事項の改善の状況並びに実施計画の実施期間中において提供する基盤的金融サービスの内容及び改善の見込みについて記載すること。
3. 経営基盤の強化のための措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

第5 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の計画実施地域における経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

1. 毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。
 2. 銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。)又は資本金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針を記載すること。
- 2 中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施体制の整備のための方策

(記載上の注意)

中小規模の事業者に対する信用供与その他の基盤的金融サービスの実施状況を検証するための体制を含めて記載すること。

3 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

- (1) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(記載上の注意)

当該方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

- (2) 中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

(記載上の注意)

1. 毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。
2. 第3において相当部分に関して基盤的金融サービスを持続的に提供することが困難となるおそれを記載した場合は、計画実施地域の全部についての記載に加え当該相当部分についても記載すること。

4 その他の計画実施地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。
 - ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - ③ 早期の事業再生に資する方策
 - ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
2. 銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策を記載すること。
3. 記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

第6 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1 実施計画に係る管理体制

(記載上の注意)

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している金融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする経営基盤の強化のための措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるように記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

(記載上の注意)

1. 方策について具体的に記載すること。
2. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。
- ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）及び指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば、次の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 内部監査体制を強化すること。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
- ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

(5) 情報開示の充実のための方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 四半期ごとの情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 計画実施地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

2. 利用者に対する法第 34 条の 10 第 2 項第 3 号に規定する措置の実施に関する情報の提供について記載すること。

(6) 経営の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

(記載上の注意)

資金の交付を受けて行うシステムの導入及び整備並びにそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

(7) 資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

(記載上の注意)

経営基盤強化実施金融機関等の状況を記載すること。

第 7 資金交付契約の締結の申込みを予定している経営基盤強化実施金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

1 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用の総額

(記載上の注意)

第 4 の 2 (1) に記載した全ての経営基盤の強化のための措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

2 資金交付の対象となる経費の総額

(記載上の注意)

資金交付の対象となる経費（以下この様式において「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

3 機構に交付を求める予定の資金の総額

(記載上の注意)

2 に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は 2 に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額（1 円未満は切捨て）のいずれか低い金額を上限に記載すること。

4 経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称		経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を求める予定の資金の額
①		円	円	円
②		円	円	円

③		円	円	円
	合計	円	円	円

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、第4の2(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。
2. 「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
3. 「交付対象経費」欄は、「経営基盤の強化のための措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。
4. 「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。
5. 適宜、行を追加すること。

第8 実施計画の実施に伴う労務に関する事項

(記載上の注意)

組織再編成等の全ての当事者について、それぞれ、次に掲げる事項を記載すること。

- (1) 実施計画の始期における従業員（職員）数
- (2) 実施計画の終期における従業員（職員）数
- (3) 経営基盤の強化のための措置の実施に充てる予定の従業員（職員）数
- (4) (3)中、新規採用される従業員（職員）数
- (5) 経営基盤の強化のための措置の実施に伴い出向又は解雇される従業員（職員）数

(その他記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 申請者

- (1) 実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、経営基盤強化実施金融機関等又は経営基盤強化実施金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別表) (申請金融機関等一単体)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
		末実績	末実績	末実績 / 実績 見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計								
	うち貸出金								
	負債の部合計								
	うち預金・譲渡性預金								
	うち債券								
	純資産の部合計								
	うち資本金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								
	うち利益剰余金								
	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うちその他有価証券評価差額金								
	うち自己株式								
損益	業務純益								
	業務収益								
	資金運用収益								
	うち貸出金収入								
	うち有価証券配当金								
	うち投資信託解約益								
	役務取引等収益								
	特定取引収益								
	その他業務収益								
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国債等債券償還益)								
	業務費用								
	資金調達費用								
	うち預金・譲渡性預金利息								
	うち投資信託解約損								
	役務取引等費用								
	特定取引費用								
	その他業務費用								
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国債等債券償還損+国債等債券償却+債券費・社債費)									
一般貸倒引当金繰入額									
経費									
うち人件費									

	うち物件費									
	うち有形固定資産償却費									
	うち無形固定資産償却費									
	うち預金保険料									
	修正経費 (=経費－有形固定資産償却費－無形固定資産償却費－預金保険料)									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費)									
	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益)									
	投資信託解約損益									
	コア業務純益(除く投資信託解約損益) (=コア業務純益－投資信託解約損益)									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期(中間)純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	当期(中間)純利益									
経営指標(%)	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預金等利回 (=(預金利息＋譲渡性預金利息)／預金・譲渡性預金平均残高合計)									
	資金調達経費率 (=経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計)									
	預貸率									
	総資金利鞘 (=資金運用利回－資金調達原価率)									
	預貸金利鞘 (=貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率)									

	当期利益ROE (=当期(中間)純利益/純資産)													
	当期利益ROA (=当期(中間)純利益/総資産)													
	コア業務純益ROE (=コア業務純益/純資産)													
	コア業務純益ROA (=コア業務純益/総資産)													
	業務粗利益経費率 (=経費/業務粗利益)													
	修正業務粗利益経費率 (=修正経費/(業務粗利益-国債等債券関係損益-投資信託解約損益))													
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高													
	破産更生等債権額													
	危険債権額													
	要管理債権額													
	正常債権額													
	総与信 (=金融再生法開示債権残高+正常債権額)													
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高/総与信)													

(申請金融機関等一連結)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月			
		末実績	末実績	末実績/実績見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画			
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計												
	うち貸出金												
	負債の部合計												
	うち預金・譲渡性預金												
	うち債券												
	純資産の部合計												
	うち資本金												
	うち資本剰余金												
	うち資本準備金												
	うち利益剰余金												
	うち利益準備金												
	うち土地再評価差額金												
	うちその他有価証券評価差額金												
うち自己株式													
経常利益													
経常収益													
資金運用収益													
役務取引等収益													

共同化措置実施計画

年 月 日提出

（申請者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第 34 条の 16 第 1 項の規定に基づき、共同化措置実施計画（以下この様式において「実施計画」という。）を次のとおり提出します。

記

第 1 実施計画の実施期間

（記載上の注意）

実施期間は、5 年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

第 2 共同化措置の内容に関する事項

1 共同化措置の内容

(1) 共同化措置の概要及び実施時期

	措置の名称	実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

（記載上の注意）

1. 「措置の名称」欄は、実施しようとする共同化措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。
2. 「実施予定時期」欄は、実施しようとする共同化措置の主な取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。
3. 「措置の概要」欄は、実施しようとする共同化措置の内容について、その概要を記載すること。
4. 「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする共同化措置により得られると見込まれる業務の合理化及び収益性の向上について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。
5. 「資金交付」欄は、預金保険機構（以下「機構」という。）との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする共同化措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、○印を記載すること。
6. 共同システム利用金融機関等（法第 34 条の 16 第 3 項第 4 号に規定する「共同システム利用金融機関等」をいう。以下同じ。）の状況を記載すること。
7. 適宜、行を追加すること。

(2) 共同化措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする共同化措置の名称及び具体的な取組の内容について記載すること。

2 共同化措置により共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれることを示す事項

(1) 業務の合理化及び収益性の向上に資する方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 人材配置の最適化
- ② ペーパーレス等の事務効率化
- ③ 融資事務等の効率化

2. 共同化措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

(2) 業務の合理化及び収益性の向上の見通し

(記載上の注意)

共同化措置により得られると見込まれる共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上の見通しについて記載すること。この場合において、関連する各種指標については、(別表)に準じて過去の実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。

第3 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

共同システム利用金融機関等の状況を記載すること。

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

1. 毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

2. 銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。)又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方針について検討している場合には、当該方針を記載すること。

2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

(1) 担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に

対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策
(記載上の注意)

当該方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

(2) 共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策
(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。

3 その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
 - ③ 早期の事業再生に資する方策
 - ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
2. 銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策を記載すること。
3. 記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

第4 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1 実施計画に係る管理体制

(記載上の注意)

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している金融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする共同化措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるように記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策
(記載上の注意)

1. 方策について具体的に記載すること。

2. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 社外取締役又は員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）がない場合において社外取締役又は員外監事を新たに選任すること。
- ② 社外取締役、社外監査役又は員外監事がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）及び指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない銀行等において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば、次の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
- ② 市場リスク管理に関する事項

(3) 法令遵守の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 内部監査体制を強化すること。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。
- ② 業務を執行する役員の報酬について業績に連動させる制度を新たに導入し、又は業務に連動させる方針を強化すること。
- ③ 協同組織金融機関において協同組織中央金融機関による経営指導の機能の活用を図ること。

(5) 情報開示の充実のための方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 四半期ごとの情報開示を充実すること。
- ② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。
- ③ 共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域への貢献に関

する情報開示を充実すること。

2. 利用者に対する共同化措置の実施に関する情報の提供について記載すること。

(6) 共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策
(記載上の注意)

資金の交付を受けて行う共同化措置及びそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

(7) 資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策
(記載上の注意)

共同システム利用金融機関等の状況を記載すること。

第5 資金交付契約の締結の申込みを予定している申請金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

1 共同化措置の実施に要する費用の総額
(記載上の注意)

第2の1(1)に記載した全ての共同化措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

2 資金交付の対象となる経費の総額
(記載上の注意)

資金交付の対象となる経費（以下この様式において「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

3 機構に交付を求める予定の資金の総額
(記載上の注意)

2に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は2に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額（1円未満は切捨て）のいずれか低い金額を上限に記載すること。

4 共同化措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称		共同化措置の実施に要する費用	交付対象経費	機構に交付を 求める予定の 資金の額
①		円	円	円
②		円	円	円
③		円	円	円
合計		円	円	円

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、第2の1(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載す

ること。

2. 「共同化措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
3. 「交付対象経費」欄は、「共同化措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。
4. 「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。
5. 適宜、行を追加すること。

(その他記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 申請者

- (1) 実施計画の認定を共同して申請する金融機関等があるときは、共同システム利用金融機関等又は共同システム利用金融機関等以外の申請金融機関等の別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別表) (申請金融機関等一単体)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月
		末実績	末実績	末実績 / 実績 見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計								
	うち貸出金								
	負債の部合計								
	うち預金・譲渡性預金								
	うち債券								
	純資産の部合計								
	うち資本金								
	うち資本剰余金								
	うち資本準備金								
	うち利益剰余金								
	うち利益準備金								
	うち土地再評価差額金								
	うちその他有価証券評価差額金								
	うち自己株式								
損益	業務純益								
	業務収益								
	資金運用収益								
	うち貸出金収入								
	うち有価証券配当金								
	うち投資信託解約益								
	役務取引等収益								
	特定取引収益								
	その他業務収益								
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国債等債券償還益)								
	業務費用								
	資金調達費用								
	うち預金・譲渡性預金利息								
	うち投資信託解約損								
	役務取引等費用								
	特定取引費用								
	その他業務費用								
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国債等債券償還損+国債等債券償却+債券費・社債費)									
一般貸倒引当金繰入額									
経費									
うち人件費									

	うち物件費									
	うち有形固定資産償却費									
	うち無形固定資産償却費									
	うち預金保険料									
	修正経費 (=経費－有形固定資産償却費－無形固定資産償却費－預金保険料)									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費)									
	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益)									
	投資信託解約損益									
	コア業務純益(除く投資信託解約損益) (=コア業務純益－投資信託解約損益)									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期(中間)純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	当期(中間)純利益									
経営指標(%)	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預金等利回 (=(預金利息＋譲渡性預金利息)／預金・譲渡性預金平均残高合計)									
	資金調達経費率 (=経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計)									
	預貸率									
	総資金利鞘 (=資金運用利回－資金調達原価率)									
	預貸金利鞘 (=貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率)									

	当期利益ROE (=当期(中間)純利益/純資産)											
	当期利益ROA (=当期(中間)純利益/総資産)											
	コア業務純益ROE (=コア業務純益/純資産)											
	コア業務純益ROA (=コア業務純益/総資産)											
	業務粗利益経費率 (=経費/業務粗利益)											
	修正業務粗利益経費率 (=修正経費/(業務粗利益-国債等債券関係損益-投資信託解約損益))											
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高											
	破産更生等債権額											
	危険債権額											
	要管理債権額											
	正常債権額											
	総与信 (=金融再生法開示債権残高+正常債権額)											
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高/総与信)											

(申請金融機関等一連結)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月		
		末実績	末実績	末実績/実績見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画		
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計											
	うち貸出金											
	負債の部合計											
	うち預金・譲渡性預金											
	うち債券											
	純資産の部合計											
	うち資本金											
	うち資本剰余金											
	うち資本準備金											
	うち利益剰余金											
	うち利益準備金											
うち土地再評価差額金												
うちその他有価証券評価差額金												
うち自己株式												
経常利益												
経常収益												
資金運用収益												
役務取引等収益												

別紙様式第十四号の次に次の一様式を加える。

共同化措置実施計画

年 月 日提出

（申請者） 本店又は主たる
事務所の所在地
商号又は名称
代 表 者 役職・氏名

金融機能の強化のための特別措置に関する法律第34条の16第2項の規定に基づき、共同化措置実施計画（以下この様式において「実施計画」という。）を次のとおり提出します。

記

第1 実施計画の実施期間

（記載上の注意）

実施期間は、5年を下らないものであって、事業年度の終了の日を終期とするものに限る。

第2 共同化措置の内容に関する事項

1 共同化措置の内容

(1) 共同化措置の概要及び実施時期

	措置の名称	実施予定時期	措置の概要	見込まれる効果の概要	資金交付
①					
②					
③					

（記載上の注意）

- 「措置の名称」欄は、実施しようとする共同化措置をその種類又は内容に応じて大別し、当該種類又は内容を表す適切な名称を付し、記載すること。
- 「実施予定時期」欄は、実施しようとする共同化措置の主な取組の内容に応じて、実施予定時期又は開始及び完了の時期を記載すること。
- 「措置の概要」欄は、実施しようとする共同化措置の内容について、その概要を記載すること。
- 「見込まれる効果の概要」欄は、実施しようとする共同化措置により得られると見込まれる業務の合理化及び収益性の向上について定量的な情報も含めてその概要を記載すること。
- 「資金交付」欄は、預金保険機構（以下「機構」という。）との資金交付契約に基づいて交付を受けた資金を実施しようとする共同化措置の実施に要する経費の一部に充てることを予定している場合には、○印を記載すること。
- 実施計画を提出した協同組織中央金融機関又は特定法人（法第34条の16第2項に規定する「特定法人」をいう。以下同じ。また、実施計画を提出した協同組織中央金融機関又は特定法人を併せて以下「申請金融機関等」という。）の状況を記載すること（ただし、見込まれる効果の概要については、共同システム利用金融機関等（法第34条の16第3項第4号に規定する「共同システム利用金融機関等」

をいう。以下同じ。)の状況を記載すること)。

7. 適宜、行を追加すること。

(2) 共同化措置の内容

(記載上の注意)

実施しようとする共同化措置の名称及び具体的な取組の内容について記載すること。

2 共同化措置により共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上が図られると見込まれることを示す事項

(1) 業務の合理化及び収益性の向上に資する方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 人材配置の最適化
- ② ペーパーレス等の事務効率化
- ③ 融資事務等の効率化

2. 共同化措置によって金融機関等相互間の適正な競争関係を阻害するおそれその他の金融秩序を乱すおそれがないことを示す事項について記載すること。

(2) 業務の合理化及び収益性の向上の見通し

(記載上の注意)

共同化措置により得られると見込まれる共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上の見通しについて記載すること。この場合において、関連する各種指標については、(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見通しを記載すること。

第3 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

共同システム利用金融機関等の状況を記載すること。

1 中小規模の事業者に対する金融の円滑化その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資するための方針

(記載上の注意)

1. 毎年9月末日及び3月末日における経営改善支援等取組先企業(個人事業者を含む。)の数の取引先の企業(個人事業者を含む。)の総数に占める割合その他の地域経済の活性化への貢献の状況を示す一つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき(別表)に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための基本的な取組姿勢を記載すること。この場合において、地域により中小規模の事業者に対する金融の円滑化のための方針が異なるときは、そのそれぞれについて記載すること。

2. 銀行業高度化等会社(銀行法第16条の2第1項第15号、信用金庫法第54条の21第1項第5号又は協同組合による金融事業に関する法律第4条の2第1項第5号に規定する会社をいう。以下同じ。)又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する

方針について検討している場合には、当該方針を記載すること。

2 中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化のための方策

- (1) 共同システム利用金融機関等による中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための指導體制の整備のための方策

(記載上の注意)

例えば、中小規模の事業者に対する信用供与の円滑化を図るための共同システム利用金融機関等に対する経営指導に係る体制の強化のための方策について記載すること。

- (2) 共同システム利用金融機関等による担保又は保証に過度に依存しない融資の促進その他の中小規模の事業者の需要に対応した信用供与の条件又は方法の充実のための方策

(記載上の注意)

当該方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

- (3) 共同システム利用金融機関等関係中小規模事業者等向け信用供与円滑化計画を適切かつ円滑に実施するための方策

(記載上の注意)

毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率及び中小規模事業者等に対する信用供与の残高の見込額を含む中小規模事業者等に対する信用供与の状況を示す二つ以上の指標をその実績を評価するための指標として掲げ、これにつき（別表）に準じて実績又は実績見込み及び実施計画の実施期間中における見込みを記載した上で、毎年9月末日及び3月末日における中小規模事業者等向け貸出比率について、人口動態等を考慮した場合に実施計画の始期における中小規模事業者等向け貸出比率の水準と実質的に同等の水準を維持するための方策を具体的に記載すること。

3 その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

- ① 創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ② 経営に関する相談その他の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
- ③ 早期の事業再生に資する方策
- ④ 事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策

2. 銀行業高度化等会社又は資本性資金を活用した経済の活性化に資する方策について検討している場合には、当該方策を記載すること。

3. 記載に当たっては、それぞれの方策に係る取組等について具体的に記載し、1（記載上の注意）に掲げる指標の記載と併せて、多面的な評価が可能となるよう留意すること。

第4 共同システム利用金融機関等が第3に規定する方策を実施するために協同組織中央

金融機関が行う経営指導の内容

(記載上の注意)

共同システム利用金融機関等に対して行う経営のモニタリング、監査及び経営に関する相談等の経営指導の具体的な内容並びにその実施体制等について記載すること。

第5 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項

1 実施計画に係る管理体制

(記載上の注意)

1. 実施計画を円滑かつ確実に実施するための管理体制を記載すること。
2. 機構に対し、資金交付契約の締結の申込みを行うことを予定している申請金融機関等は、資金の交付を受けて実施しようとする共同化措置の担当部署及び交付を受けた資金の経理の担当部署等が分かるように記載すること。
3. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

2 実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制の強化のための方策

(記載上の注意)

1. 方策について具体的に記載すること。
2. 申請金融機関等が複数ある場合には、それぞれの状況を記載すること。

(1) 業務執行に対する監査又は監督の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 社外取締役、員外監事（第3条第2項又は労働金庫及び労働金庫連合会の金融機能の強化のための特別措置に関する命令第3条第2項に規定する員外監事をいう。以下同じ。）又はこれらに準ずる者がいない場合において社外取締役、員外監事又はこれらに準ずる者を新たに選任すること。
- ② 社外取締役、社外監査役、員外監事又はこれらに準ずる者がいる場合においてこれらの役員を増員し、又はその独立性を強化すること。
- ③ 監査等委員会設置会社（会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社をいう。以下同じ。）及び指名委員会等設置会社（同条第12号に規定する指名委員会等設置会社をいう。以下同じ。）でない特定法人において新たに監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社になること。

(2) リスク管理の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

貸出債権の適切な管理に関する事項のほか、例えば、次の事項を記載すること。

- ① 与信リスク管理に関する事項
 - ② 市場リスク管理に関する事項
 - ③ オペレーショナル・リスク管理に関する事項
- #### (3) 法令遵守の体制の強化のための方策

(記載上の注意)

例えば、次の方策を記載すること。

- ① 弁護士、公認会計士その他の第三者で構成される法令遵守の強化を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化すること。

② 内部監査体制を強化すること。

(4) 経営に対する評価の客観性の確保のための方策

(記載上の注意)

例えば、第三者で構成される経営に対する評価及びこれに基づく助言を目的とした委員会を新たに設置し、又はこれを強化する方策を記載すること。

(5) 情報開示の充実のための方策

(記載上の注意)

1. 例えば、次の方策を記載すること。

① 半期又は四半期ごとの情報開示を充実すること。

② 部門別の損益に関する情報開示を充実すること。

③ 共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域への貢献に関する情報開示を充実すること。

2. 利用者に対する共同化措置の実施に関する情報の提供について記載すること。

(6) 共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策

(記載上の注意)

資金の交付を受けて行う共同化措置及びそれらの業務運営の安定的かつ効率的な実施を含めた、的確なリスク管理及びシステム業務運営の実施並びにサイバーセキュリティへの対応の強化のための方策等について記載すること。この場合において、これらの方策の策定及び実施等に関する経営陣の関与について記載すること。

(7) 資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策

第6 資金交付契約の締結の申込みを予定している申請金融機関等の商号又は名称、交付を求める当該資金の額等

1 共同化措置の実施に要する費用の総額

(記載上の注意)

第2の1(1)に記載した全ての共同化措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。

2 資金交付の対象となる経費の総額

(記載上の注意)

資金交付の対象となる経費（以下この様式において「交付対象経費」という。）の総額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。

3 機構に交付を求める予定の資金の総額

(記載上の注意)

2に記載した額のうち機構に交付を求める予定の金額であって、機構が定める交付限度額又は2に記載した額に機構が定める交付率を乗じた金額（1円未満は切捨て）のいずれか低い金額を上限に記載すること。

4 共同化措置の実施に要する費用、交付対象経費及び機構に交付を求める予定の資金の額

措置の名称	共同化措置の実施に要す	交付対象経費	機構に交付を
-------	-------------	--------	--------

	る費用		求める予定の 資金の額
①		円	円
②		円	円
③		円	円
合計		円	円

(記載上の注意)

1. 「措置の名称」欄は、第2の1(1)に記載した全ての措置についてそれぞれ記載すること。
2. 「共同化措置の実施に要する費用」欄は、それぞれの措置を実施するために必要な費用について、消費税及び地方消費税相当額を含めた総額を記載すること。
3. 「交付対象経費」欄は、「共同化措置の実施に要する費用」のうち交付対象経費の額を記載すること。なお、消費税及び地方消費税相当額は交付対象経費に含まれないことに留意すること。また、交付対象経費の合計額は、2に記載した額と合致することに留意すること。
4. 「機構に交付を求める予定の資金の額」欄は、3に記載した額のうちそれぞれの措置に充てることを予定している金額を記載すること。この場合において、各措置における「交付対象経費」に機構が定める交付率を乗じた額とする必要はなく、交付を求める予定の資金の合計額が3に記載した額と合致していればよいことに留意すること。
5. 適宜、行を追加すること。

(その他記載上の注意)

1. 一般的事項

- (1) 上記の規定により記載が必要とされる事項に加えて、関連する事項を記載することができる。
- (2) 実施計画が公表されることを踏まえ、上記の規定により記載が必要とされる事項のほか、実施計画に添付する書類に記載する内容について積極的に記載するなど記載事項の充実に努めること。

2. 申請者

- (1) 実施計画の認定を共同して申請する協同組織中央金融機関又は特定法人があるときは、それぞれの別を明記し、申請者の欄を適宜補正した上で、全ての申請者について記載すること。
- (2) 氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）第30条の13に規定する旧氏をいう。）及び名を、氏名を記載する欄に括弧書で併せて記載することができる。

(別表) (申請金融機関等一単体)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月			
		末実績	末実績	末実績 / 実績 見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画		
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計											
	うち貸出金											
	負債の部合計											
	うち預金・譲渡性預金											
	うち債券											
	純資産の部合計											
	うち出資金											
	うち資本剰余金											
	うち資本準備金											
	うち利益剰余金											
	うち利益準備金											
	うち土地再評価差額金											
	うちその他有価証券評価差額金											
	うち自己優先出資、処分未済持分											
損益	業務純益											
	業務収益											
	資金運用収益											
	うち貸出金収入											
	うち有価証券配当金											
	うち投資信託解約益											
	役務取引等収益											
	特定取引収益											
	その他業務収益											
	うち国債等債券関係 (=国債等債券売却益+国債等債券償還益)											
	業務費用											
	資金調達費用											
	うち預金・譲渡性預金利息											
	うち投資信託解約損											
	役務取引等費用											
	特定取引費用											
	その他業務費用											
うち国債等債券関係 (=国債等債券売却損+国債等債券償還損+国債等債券償却+債券費・社債費)												
一般貸倒引当金繰入額												
経費												
うち人件費												

	うち物件費									
	うち有形固定資産償却費									
	うち無形固定資産償却費									
	うち預金保険料									
	修正経費 (=経費－有形固定資産償却費－無形固定資産償却費－預金保険料)									
	金銭の信託運用見合費用									
	業務粗利益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額＋債券費＋経費)									
	国債等債券関係損益									
	コア業務純益 (=業務純益＋一般貸倒引当金繰入額－国債等債券関係損益)									
	投資信託解約損益									
	コア業務純益(除く投資信託解約損益) (=コア業務純益－投資信託解約損益)									
	臨時損益									
	うち不良債権処理損失額									
	個別貸倒引当金繰入額									
	貸出金償却									
	その他の処理額									
	うち株式等関係損益									
	経常利益									
	特別損益									
	税引前当期純利益									
	法人税、住民税及び事業税									
	法人税等調整額									
	当期純利益									
経営指標(%)	資金運用利回									
	貸出金利回									
	資金調達原価率									
	預金等利回 (=(預金利息＋譲渡性預金利息)／預金・譲渡性預金平均残高合計)									
	資金調達経費率 (=経費／預金・譲渡性預金・債券平均残高合計)									
	預貸率									
	総資金利鞘 (=資金運用利回－資金調達原価率)									
	預貸金利鞘 (=貸出金利回－預金等利回－資金調達経費率)									

	当期利益ROE (=当期純利益/純資産)												
	当期利益ROA (=当期純利益/総資産)												
	コア業務純益ROE (=コア業務純益/純資産)												
	コア業務純益ROA (=コア業務純益/総資産)												
	業務粗利益経費率 (=経費/業務粗利益)												
	修正業務粗利益経費率 (=修正経費/(業務粗利益-国債等債券関係損益-投資信託解約損益))												
不良債権関連指標	金融再生法開示債権残高												
	破産更生等債権額												
	危険債権額												
	要管理債権額												
	正常債権額												
	総与信 (=金融再生法開示債権残高+正常債権額)												
	不良債権比率 (=金融再生法開示債権残高/総与信)												

(申請金融機関等一連結)

		年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月	年 月			
		末実績	末実績	末実績/実績見込み	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画	末計画			
資産・負債・純資産の部(平均残高)	資産の部合計												
	うち貸出金												
	負債の部合計												
	うち預金・譲渡性預金												
	うち債券												
	純資産の部合計												
	うち出資金												
	うち資本剰余金												
	うち資本準備金												
	うち利益剰余金												
	うち利益準備金												
うち土地再評価差額金													
うちその他有価証券評価差額金													
うち自己優先出資(株式)、処分未済持分													
経常利益													
経常収益													
資金運用収益													
役務取引等収益													

損益	特定取引収益									
	その他業務収益									
	その他経常収益									
	経常費用									
	資金調達費用									
	役員取引等費用									
	特定取引費用									
	その他業務費用									
	営業経費									
	その他経常費用									
	うち貸出金償却									
	うち貸倒引当金繰入額									
	うち一般貸倒引当金繰入額									
	うち個別貸倒引当金繰入額									
特別利益										
特別損失										
法人税、住民税及び事業税										
法人税等調整額										
非支配株主に帰属する当期純利益										
親会社株主に帰属する当期純利益										
経営指標(%)	当期利益ROE (=親会社株主に帰属する当期純利益/純資産)									
	当期利益ROA (=親会社株主に帰属する当期純利益/総資産)									

(記載上の注意)

1. 上記により記載が必要とされる指標に加えて、参考として関連する指標等を記載することができる。
2. 過去の実績については、過去3年分記載すること。実績見込みについては、実施計画の期間と同一の期間記載すること。
3. 事業年度末の計数を記載すること。
4. 特定法人については、適宜必要な修正を行うこと。

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、金融機能の強化のための特別措置に関する法律等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和八年 月 日）から施行する。

（協同組織金融機関の経営強化計画等の記載事項についての経過措置）

第二条 改正法附則第二条第一項に規定する主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てを満たすこととする。

- 一 員外監事（第一条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する内閣府令第三条第二項に規定する員外監事をいう。次項第一号イ及び第二号イにおいて同じ。）であること。
- 二 経営強化計画を提出する協同組織金融機関（改正法第一条の規定による改正後の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「新法」という。）第二条第八項に規定する協同組織金融機関をいい、同条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）と取引関係（預金に係るものを除く。次号並びに次項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハにおいて同じ。）

）がある者であつて当該協同組織金融機関の主要な取引先であるもの（当該協同組織金融機関をその会員とする協同組織中央金融機関（同条第七項に規定する協同組織中央金融機関をいい、同項第一号及び第二号に掲げる者に限る。次号において同じ。）を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

三 経営強化計画を提出する協同組織金融機関と取引関係がある者であつて当該協同組織金融機関を主要な取引先とするもの（当該協同組織金融機関をその会員とする協同組織中央金融機関を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

2 改正法附則第二条第二項に規定する主務省令で定める要件は、次の各号に掲げる協同組織中央金融機関等（新法第三十四条の二に規定する協同組織中央金融機関等をいい、新法第二条第八項第一号及び第二号に掲げる者に限る。以下この項において同じ。）の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 改正法の施行の際現に改正法第一条の規定による改正前の金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「旧法」という。）第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針（旧法第三十四条の七第一項の規定による承認を受けた変更後のものを含む。）を実施している協同組織中央金融機関等 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 員外監事であること。

ロ 特別関係協同組織金融機関等（新法第三十四条の三第三項に規定する特別関係協同組織金融機関等をいい、新法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。以下この号において同じ。）と取引関係がある者であつて当該特別関係協同組織金融機関等の主要な取引先であるもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

ハ 特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であつて当該特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

二 改正法の施行の際現に旧法第三十四条の三第一項の規定により提出した協同組織金融機能強化方針（旧法附則第二十九条第三項の規定により当該協同組織金融機能強化方針とみなされたもの又は同項の規定によりみなして適用する旧法第三十四条の七第一項の規定による承認を受けた変更後のものに限る。）を実施している協同組織中央金融機関等 次に掲げる要件の全てを満たすこと。

イ 員外監事であること。

ロ 特別関係協同組織金融機関等（新法第三十四条の九の十四第二項（改正法附則第十四条の規定によりみなして適用する場合に限る。）に規定する特別関係協同組織金融機関等をいい、新法第二条第一項第三号、第四号、第六号及び第七号に掲げる者に限る。以下この号において同じ。）と取引関係がある者であつて当該特別関係協同組織金融機関等の主要な取引先であるもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。

ハ 特別関係協同組織金融機関等と取引関係がある者であつて当該特別関係協同組織金融機関等を主要な取引先とするもの（当該特別関係協同組織金融機関等をその会員とする協同組織中央金融機関等を除く。）又はその役員若しくは使用人でないこと。